No.	図書名	百				項目					タイトル タイトル	質問·意見事項	回答
1	第1回入札説明書等に 関する質問に対する回答 添付資料1	2	1	(8)		XII					受注実績表	受注実績表の納入先については、応募者が特定されてしま うことを避けるため、「A市」「B組合」等の記載で宜しいでしょ うか。	確認は事務局が行うので、発注者名は正式名で記載してく ださい。
2	入札説明書	2	第1章	22							用語の定義 (用語:事業者)	「落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。」とありますが、構成企業の定義がありません。代表企業、構成員 及び協力企業を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	7	第3章	8							事業期間終了時の措置	エネルギー回収型廃棄物処理施設の事業継続に関する協議の開始時期について、入札説明書では16年目(令和22年 4月以降)との記載に対し、運営、維持管理業務委託契約書 (案)では運営期間開始後5年目と記載されています。協議 開始時期は令和22年4月以降との理解でよろしいでしょう か。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	第3章	9	1)	3	П				住民等対応業務	マテリアルリサイクル推進施設の住民等対応業務について は、事業者が行う業務の範囲外という理解でよろしいでしょう	住民対応については、組合が行いますが事業者は必要に 応じて協力する業務が含まれます。
5	入札説明書	12	第4章	1.	2)	2	ア	(工)	a)		本施設のプラントの設計・建設 及び建築物等の設計を行う者 の要件	か。 提案の処理方式は、参加資格時に代表企業の竣工実績と して提出した処理方式と同一とする認識でよろしいでしょう か。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	13	第4章	1	2)	2	þ	(7)			焼却灰等の運搬を行う者の要 件	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No.43に て、焼却灰等の運搬を行う者の要件(ア)~(ウ)を証明する書類を提出するようご指示頂いておりますが、要件(ア)を証明 する書類は何を想定されておりますでしょうか。	焼却灰等を適切に運搬を行う車両を運転できる者が所属している企業であることを想定しています。
7	入札説明書	14	第4章	1.	3)	①					共同企業体の設立の関する要 件	甲型の場合現場代理人、監理技術者の配置について構成 企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期 間中、別々に配置するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	14	第4章	2	2)	①					特別目的会社の設立(特別目 的会社を設立する場合)	運営業務開始前の特別目的会社の本店所在地は、構成市 町以外の代表企業等の本社等でも御丁解頂けないでしょう か。それにより、建設期間中のオフィス質料や郷便物を確認 する人件費等を抑制することができると考えます。	運営開始前の所在地については、認めます。
9	入札説明書	16	第5章	2	2)	3					価格審査	入札書比較価格を超過した入札を行った応募者は失格とす るとありますが、【参考内訳】として記載のある建設業務及び 運営委託業務についてざららか一方が内部を超過してい 合計額である入札書比較価格を超過していなければ失格と はならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10												参考内訳が記載されていますが、予定価格が超過しなけれ ば建設業務もしくは運営委託業務の価格のどちらかを超過 しても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	19	第6章	1	6)	①					対面的対話	対面的対話の実施について、令和2年7月10日(金)午後5 時までに施設整備の概要および確認事項を提出することに なっていますが、所定の様式はなく、自由書式で提出すると いう理解でよろしいでしょうか。 指定の様式がある場合は、本質問回答の日時を待たず配 布していただけないでしょうか。	確認事項については、様式4に記入してください。施設整備 の概要は任意の様式としてください。
12	入札説明書	23	第6章	3	2)	6					焼却灰等運搬業務委託契約書	「なお、本契約は組合、運営事業者(特別目的会社を設立 する場合は特別目的会社)、焼却灰等運搬企業の間で焼却 灰等の運搬に係るご者契約を締結することを予定してか との記載がありますが、三者契約とは貴組合と焼却灰等運 搬企業との間で締結する焼却灰等運搬業務委託契約書と 運営事業者と焼却灰等運搬企業との間で締結する付属契 約を総称して三者契約と理解してよろしいでしようか。 また焼却灰等変派(を素と数約の三者契約についても同様 の解釈と理解してよろしいでしょうか。	三者契約については、ご理解のとおりです。ただし、本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な内容が確定しておらず、状況に応じて推規吹筆機業務委託契約書(案)に示す二者間の契約も成立する可能性があるため、内容が確定した時点で三者契約か二者契約かについて、ご相談させていただきます。
13	入札説明書	23	第6章	3	4)	2	ア	(ウ)			入札保証金及び契約保証金	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約 期間中の契約保証をとして運営・維持管理業務委託の契約 の締結時に納付する」とありますが、江南市契約規則29条 (3) 及び大山市契約規則31条(3) の適用により、保証金は 免除としていただけないでしょうか。	(ウ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
14	入札説明書	23	第6章	3	4)	2	ア	(エ)			入札保証金及び契約保証金	「・・・年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約 期間中の契約保証をとして運営・維持管理業務委託の契約 の締結時に納付する」とありますが、江南市契約規則29条 (3)及び大山市契約規則31条(3)の適用により、保証金は 免除としていただけないでしょうか。	(エ)については、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。
15	入札説明書	25	第7章	4							事業提案書類	様式10-1-1~10-11-2は48名部(正本1部、劇本7部)とありますが、入札説明書P.274①技術提集書には各 10部(正本1部、劇本9部)提出することとあります。どちらの部数を正とすればよろしいでしょうか。	正本1部、副本9部を正としてください。
16												25頁下部の表では、提案書の提出部数が各8部(正1部、副 7部)と記載ありますが、27頁目頭では各10部(正1部、副9 部)と記載あります。 どちらが正しい提出部数でしょうか。	Na.15の回答を参照願います。
17												提出書類のうち提案書について各8部(正本1部、副本7部) とありますが、P27の4)技術提案書()においては、提出部数 を各10部(正本1部、副本9部)とあります。どちらを正とすれ ばよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照願います。
18	入札説明書	26	第7章	4	3)						事業計画	「様式9-1~9-3は正本のみに添付すること」とありますが、入札書と共に封筒に入れるものとは別に用意し、正本に綴じるとの理解でよろしいでしょうか。	入札書に同封し、正本への添付は不要とします。
19												「様式9-1~9-3は、正本のみに添付すること。」とあります が、様式9-1~9-3は建設費の総額が記載されるものとなりま す。入札書に同封をすることでいかがでしょうか。 万が、、事業投棄書類に添けとなるのであれば開札時まで 開封しないことを求めます。	No.18の回答を参照顧います。
20	入札説明書	26	第7章	4							事業提案書類	要求水準適合表(様式12)の提出体裁についてご教示願います。(例:A4版とし、A3はA4折込み製本。またはA3製本 等)	A4判としてください。
21												要求水準適合表(様式12)はMS Word様式となりますが、電子データの提出は不要でしょうか。	電子データの提出は不要です。
22	入札説明書	26	第7章	4	2)						施設計画図書の必要事項	施設計画図書に必要な事項として、「第1回入札説明書等 に関する質問に対する回答」の「添付資料1 施設計画図書 の必要事項 3. 図面」に「(8)機器配置平面図」と記載さ	機器断面図と読み替えてください。また、平面図及び断面図を兼用することを認めます。
23												様式8-1-1~8-5-2は、施設計画図書の最後に添付することで宜しいでしょうか。	最後に添付してください。
24	入札説明書	27	第7章	4.	4)	1					技術提案書	「各10部(正本1部、副本9部)」とありますが、25頁第7章4.事 楽提案書類に記載されている「8部(正本1部、副本7部)」を 正としてよろしいでしょうか。	Na.15の回答を参照願います。
25	入札説明書	27	第7章	4	4)	1					技術提案書 提出部数	技術提案書は各10部(正本1部、副本9部)提出とあります が、p.25の表中の提出部数(各8部)と一致しておりません。 あらためて提出部数を提示下さい。	№15の回答を参照願います。
26	入札説明書	27	第7章	4.	4)	2					技術提案書	「各10部(正本1部、副本9部)」とありますが、25頁第7章4.事業提案書類に記載されている「8部(正本1部、副本7部)」を正としてよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照願います。
										_			

No.	図書名	頁				項目		74-11	施設整備・運営事業 第2回入 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
27	入札説明書	27	第7章	4	4)	2			技術提案書 添付資料	添付資料は技術提案書と合冊としてもよろしいでしょうか。	添付資料は、別冊としてください。
28	入札説明書	27	第7章	4	6)	3			電力引込 工事負担金	工事負担金616,000,000円 (消費税及び地方消費税含む) の税抜き価格である560,000,000円を入札価格に反映させる との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	27	第7章	4	4)	@			技術提案書	添付資料が必要な場合、添付資料は様式10-1-1~10-11- 2の所定ページ数には含まれないと考えて宜しいでしょうか。 また、添付資料にはページ数の制限はないものと考えて宜 しいでしょうか。	添付資料は所定のページ数に含みません。また、ページ数の制限はございません。
30										添付資料は、技術提案書と合冊として宜しいでしょうか。	添付資料は、別冊としてください。
31	入札説明書	27	第7章	4	4)	6			提案書電子データ	提案書の電子データ(DVD等)は正本と副本の2種類を1冊のDVDにまとめて提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	28	第7章	図1					入札書封筒の記載イメージ	入札書を提出する封筒は長形3号を基本とし、必要事項の 記載が漏れがないことを前提に、割り印は封書の接着面に 合わせてその数およびその位置は事業者に任せていただく との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	29	第8章	4	1)				想定されるリスク分担	本事業におけるリスク分担の考え方について、「組合と事業 者が適正にリスクを分担する」とある一方で、「建設業務・運 営業務に伴りリスクは、原則として事業者が負うたのとする」と あります。『入札説明書流行資料・8リスク分担』で明確にさ れていないリスクについては、組合と事業者が協議し、適正 にリスクを分担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	29	第8章	5					業務の委託等	「業者は業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。」とありますが、「事業者は」との理解でよろしいでしょうか。	事業者と読み替えてください。
35	入札説明書	29	第8章	6					地元への配慮	レエルツ。 地元雇用の定義は、2市2町の在住者と考えて宜しいでしょう か、また、その在住を証するのは個人情報保護法等に抵触 しないように水道等の公共料金支払い証の提出により在住 者であることを確認することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	38	入机 説明 書 行 料-5						本事業の業務範囲分担表	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は貴組合の業務 範囲となっておりますが、運転管理計画作成の業務分担は 事業者となっております。マテリアルリサイクル推進施設の運 転管理計画作成については、貴組合範囲との理解でよろし いてしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に 応じて作成に協力する業務を含みます。
37	入札説明書	39	添付 資料- 5						情報管理	報告書の作成・管理に関して、貴組合業務範囲内の運転管理等の報告書の作成・管理については、要求水準書第II編選者・維持管理業務編のP46第5節2に、マラリアルリサイクル推進施設の運転日報等は、貴組合が整理するとありますので、貴組合所掌との理解で宜しいでしょうか。	組合が主体となって作成しますが、運営事業者は、必要に 応じて作成に協力する業務を含みます。
38	入札説明書	39	添付5						施設警備	施設警備業務の分担が、主:事業者、副:無、となっておりま すが、受付業務にて取扱う料金は組合様で管理されるとの 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	40	添付 資料- 6	1	表1				運営変動費 I	本費目の対象となる費用等で、マテリアルリサイクル施設分 について、光熱水費(電気、水の従量料金分)は20年分と なっているのに対し、薬品費は10年分とのことですが、記載 通りで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書	40	添付6	表1					運営固定費Ⅲ	マテリアルリサイクル推進施設で使用される低速回転式破砕 機の破砕刃や高速回転式破砕機のパンマーなども運営固 定費皿に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	40	入机 説明 本 行 料-6	1					対価の構成	運管固定費には、負担金等(負担金、公租公課等)が含まれておりますが、電力引込み工事負担金は、建設業務に係る対価にて支払われる旨が、「入札説明書を負乳メ推価の支払い方法)と建設業務を任て記されております。具体的にどの様な負担金を想定されているのでしょうか。	上水道などを想定しております。
42	入札説明書	40	人 説 書 付 に	2	1)				建設業務にかかる対価 表2 建設業係る対価	2. 対価の算定方法 表2中 ※1.電力引込み工事負担金は JV口座内の預かり金として処理する。(受注、売り上げ対象 外とする。)	ご質問の主旨が分かりませんが、電力引き込みに要する負担金としてください。
43	入札説明書	41	添付6	2	2)				実績処理対象物量	「各支払期の実績処理対象物量は、ごみ計量機にて計量した搬入量としとございますが、運営変動費 1 をエネルギー回収型廃棄物処理施設セマテリアルリサイクル推進施設で倒別に設ける場合、搬入量データのみでは、マデリアルリサイクル推進施設で処理した可燃残さの計上が困難かと思われます。 適宜搬出量の計量値を算定に用いることで各施設の実績処理対象物量を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	可燃残さ等の処理量の把握方法は提案によることとします が、実際に計量する方法や搬入量から有価物等の搬出量を 差し引くなどによる方法も認めます。
44	入札説明書	41	添付 資料- 6	2	2)	表 3			運営業務に係る対価	エネルギー回収型廃棄物処理施設から回収されるスラグや 金属類などの有価物について、貴組合から事業者が買い取 る費用については、運営固定費 II として事業者提案費用を 計上することで宜しいでしょうか。 また、実際の量に係わらず、固定費として扱われるという理 解で宜しいでしょうか。	スラグ、金属は変動費とし変動費 I の中で精算することとしますので、様式9-9-1に計上してください。
45	入札説明書	41	添付 資料- 6	2	2)	表 3			運営業務に係る対価	エネルギー回収型廃棄物処理施設から回収されるスラグや 金属類などの有価物について、事業者が引取先へ売却した 事業者収入については、運営固定費目として事業者提案費 用を計上する(差し引く)ことで宜しいでしょうか。 また、実際の最に係わらず、固定費として抜われるという理 解で宜しいでしょうか。	スラグ、金属は変動費とし変動費 I の中で精算することとしますので様式9-9-1に計上してください。
46	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3			運営固定費Ⅲ	計量棟や洗車場などの施設関連(入札説明書P.6 表1 最 下欄については20年間分をエネルギー回収施設の運営固 定費皿として様式9-8-1に計上することでよろしいでしょう か。または、運営固定費Ⅱの建築設備保守費として様式様 式9-7-1に計上すべきでしょうか。	様式9-8-1に計上してください。
47	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3			運営固定費Ⅲ	説明用調度品の維持管理は20年間分を運営固定費Ⅲの様式9-8-1に計上することでよろしいでしょうか。	様式9-8-1に計上してください。
48	入札説明書	41	添付6	2	2)	表3			運営固定費Ⅲ	運営固定費Ⅱの建築設備保守費と運営固定費Ⅲの違いこついてご教示願います。 エレベータや消防用設備などの建築設備の点検費用は運営固定費Ⅱに計上するものとしてよろしいでしょうか。	運営固定費Ⅲは、マテリアルリサイクル推進施設分について は総額を変更する可能性がある固定が含まれているので運 営固定費Ⅱと分けています。エレベータや消防設備につい ては運営固定費Ⅱに計上して下さい。
49	入札説明書	42	添付 資料- 6	3	2)	4			運営業務委託費	計画処理量と実績処理量に関する支払い方法についての 記載はございますが、計画ごみ質と実績ごみ質の相違によ る清算(計画ごみ質を下回るこみ嫌入による燃料費の増加 など)についても、P51のごみ質変動リスクに基づき、協議頂 けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50										事業者が下請け、の支払いは、下請代金支払遅延等防止 法を踏まえて、毎月支払います。ついては貴組合から事業 者への支払いも毎月に変更していただけないでしょうか。貴 組合と事業者、事業者と下請けの支払い時期差における事 業者の運転資金を抑制できます。	入札説明書のとおりとします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答 タイトル 質問・意見事項

No	図書名	頁				項目		タイトル	質問·意見事項	回答
51	入札説明書	42	添付 資料- 6	3	1)			建設業務費	各会計年度毎に年度出来高相当額と支払限度額相当額が 設定された場合、その内訳は「建設工事請負契約書」に 知書が添けされるか、「ごか処理施設建設工事請負約款 の第38条の「部分払い」に追加記載になるのか。もしくは約 款に追加記載になるものと考えて宜しいでしょうか?ご数示 願います。	契約書に通知書を添付します。
52	入札説明書	43	入説書 付 料 一6	4	2)	①		物価変動に基づく改定方法	提案時点の令和2年度平均値とは、令和2年9月から直近 12ヶ月の平均値でよろしいでしょうか。 運営段階での改定が毎年9月から直近12ヶ月平均値のた め、この考えに則して令和2年9月から直近12ヶ月の平均値 と捉えています。	ご理解のとおりです。
53	入札説明書	47	入札 説明 本 資 料-7	3	2)	2		組合によるモニタリングの方法	3. モニタリングの方法2)組合によるモニタリングの方法として、運営業務のモニタリングが記載されていますが、マブアルリサイクル推進施設の運営業務については、維持管理業務のみで、運転業務にかかるモニタリングは除外するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	入札説明書	49	入机 説明 本 資 料-8					周辺住民対応リスク	(14)にいう事業者が実施する業務に起因する周辺住民等 の対応のうち、(12)にいう貴組合が事業者に対して提示す る条件に基づき事業者が実施した業務に起因するものにつ いては、貴組合のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	組合が提示した条件によるものはご理解のとおりです。
55	入札説明書	50	資料-					不可抗力リスク (25)	疫病のリスク分担は本不可抗カリスクに含まれ、リスク分担は 貴組合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56			8						新型コロナウイルス等感染症による自粛・制限に起因する遅延、増加費用は(25)不可抗力リスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書	50	添付 資料- 8					事故発生リスク (28)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するものは事業者となっておりますが、(25)では天災・暴動等不可 杭力にかかる増加費用は貴組合となっております。事故事 由が天災・暴動・疫病等不可抗力等によるもののリスク分担 は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。 なお、新型コロナウイルス対策は十分行うこととしてください。
58	入札説明書	50						物価変動リスク	物価スライドを意味していると解釈いたしますが、「一定範囲」とは、添付資料6.4.3)「改定の条件運営業務委託費の 支払額」における改定割合1.5%以内のことでよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。なお、改訂割合は、入札説明書P44 3)改定の条件 運営業務委託費の支払額に示すとおりです。
59	入札説明書	51	入机 説 書 行 料 -8					ごみ質変動リスク	想定ごみ質の定義は、要求水準書で示されている計画ごみ 質を踏まえた事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。また、想定ごみ質から乖離したごみ受入・処理に要する費用 (変動費・固定費)は貴組合のご負担と理解してよろしいで しょうか。	事業者の提案を確認の上、認める場合もあります。処理可能 な計画ごみ質とするとともに評価基準の安定稼働で評価さ れます。なお、想定した計画ごみ質の乖離については、その 原因について調査を行い協議することとします。
60									施設許容量は、要求水準書で示されている年度ごみ量と理解してよろしいでしょうか。 また、施設許容量以上のごみ受入・処理に起因し用役使用量増による変動費単価増、人員増等による固定費増が生じた場合は、貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	施設許容量は、定格処理量及び特別な維持管理を要しないで稼働可能な日数によって定めます、処理量の変動は変動費で精算する予定としています。固定費の大幅な変動等がある場合については協議することとします。
61	入札説明書	51	添付 資料- 8					施設設備損傷リスク (57)	事故・火災等によるリスク所掌が事業者となっておりますが、 P29に記載の貴組合が付保される建物総合損害共済の適用 についておきえをご教示師います。 適用不可の場合、民間火災保険金が高額であり保険費用 低減のため、貴組合が付保される建物総合損害共済の保険 費用を事業有負担とすることで、火災等において建物総合 損害共済が適用されるとしても宜しいでしょうか。事業者負 担にて適用が可能な場合、見積に折り込むため、貴組合に で想定されている掛金をご教示願います。	事故・火災等に関するものについては、原則建物総合損害 共済は使いません。共済の保険費用は組合で支払います。
62									事故・火災等に関するものは事業者となっておりますが、 (25)では天災・暴動等不可抗力にかかる増加費用は貴組 合となっております。事故事由が天災・暴動・疫病等不可抗 力等によるもののリスク分担は貴組合と考えてよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書添付資料- 6	1	表1					運営変動費 Ⅱ	「焼却灰等の資源化費」とありますが、受入先事業者が立地 する自治体に負担金制度がある場合、その負担金も含めて 記載するという理解でようしいでしょうか、また、組合様が直 接負担金を支払う必要がある場合には、負担金分を減じた 額を委託料としてお支払いいただくという理解でよろしいで しょうか。	自治体負担金制度がある場合は、別途組合が支払いますので委託費から除外してください。ただし、負担金額、支払頻度等は示してください。
64	入札説明書添付資料	37	4					本事業の主な業務範囲	マテリアルリサイクル推進施設における焼却灰等および割生 成物等の撥出(運搬)が事業者の所業となっておりますが、 マテリアルリサイクル推進施設からは焼却灰等および割生成 物等は発生しないと考えますので、誤記であると理解してよ ろしいでしょうか。	用語の定義において、焼却灰等に不燃残さが含まれてます ので焼却灰等は発生します。なお、副生成物等については 誤記です。
65	入札説明書添付資料	37	4					本事業の主な業務範囲	マテリアルリサイクル推進施設における焼却灰等および副生 成物等の資源化等が事業者の所掌となっておりますが、マ テリアルリサイクル推進施設からは焼却灰等および副生成 物生放発生しないと考えますので、誤記であると理解してよ ろしいでしょうか。	Na64の回答を参照顧います。
66	入札説明書添付資料- 5	39	5					災害廃棄物処理対応	「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。」とありますが、運営事業者の業務範囲は災害廃棄物がごみビットへ投入された以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営事業者は必要に応じて災害廃棄物の受入に協力する業務を含みます。
67	入札説明書添付資料	39	5					本事業の業務範囲分担表	本内容は添付資料4の注記と同様、『組合、事業者の業務 範囲の詳細は、要求水準書等に示すが契約締結時協議を 行う予定』と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則は要求水準書、事業契約書等のとおりです。
68									災害廃棄物処理対応は事業者が主となっており、さらに備 考欄に「主は災害廃棄物の受入及び処理を行う」とあります が、一方で、要求水準書・第1編 運営・維持管理業務編) p.9 13. 災害発生時の協力には「運営事業者はその処理 処分に協力すること」とあります。災害時においても平常時と 同じて受付管理業務は貴組合の所挙であり、事業者は必要 に応じて協力するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69									情報管理業務のうち施設警備については事業者側の業務 範囲となっていますが、マテリアルリサイクル施設に関する箇 所も事業者が警備を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70									本施設が避難者を受入れた場合、その避難所の運営は貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	入札説明書旅付資料	41	6	2	2)	表3		運営業務委託費の算定方法	運営変動費 1の算定方法について、 ○運営変動費 1 各年度の計画処理量×提案単価 とされていますが、入札説明書P・42 3、2) ④にある通り、第 1四半期から第3四半期の当該委託料については当該年度 の計画処理量の4分の1に提案単価を乗じて算定を行うもの が、第4四半期の当該委託料については、推案単価に実 実績処理対象物量を乗じた金額から第1四半期から第3四 半期の当該委託料を控除した調整額となるため、年間の委 託料としては、〇運営変動費 1 = 各年度の実績処理対象物量×提案単価 となるとの理解でよるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	入札説明書添付資料	42	6	3	2)	2		対価の支払い方法 運営業務 委託費	「運営固定費Ⅲの事業期間中の総額については変更できな いことを基本とする」とありますが、入札説明書P434、運営 業務委託費の改定に記載されている通り、物価変動に基づ く委託費の変更はお認めいただけると理解してよろしいで しょうか。	物価変動による変更は認めます。
73	入札説明書添付資料	43	6	3	3)	2		支払額	「焼却灰等運搬委託費の1回当たりの支払額は、各支払い 期の運搬量、実績値)×軽楽単価(円イ)によるものとう。 との記載がありますが、提案単価とは様式9-3落付資料(変 動費提楽単価一覧)に記載されている単価を指していると理 解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	図書名	頁	1			項目		2-770-11	施設整備・運営事業 第2回入 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
	入札説明書添付資料	43	6	4	2)	4			物価変動に基づく改定方法	なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根 機を記載することにより、客札決定後の協議において組合 その妥当性について協議を行うことができる」とありますが、 応募者が提案する指標は提案書のどの箇所に記載すべき かご指示いただけまずでしょか。	質問回答添付資料1の様式にご記入ください。なお、この添 付の様式は様式9-3の後ろに様式9-3-1として追加して ください。
75	入札説明書添付資料	44	6						表4 物価変動に基づく改定に 用いる指標	運営変動費とは運営変動費 I 及び運営変動費 II を指して いると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76										佐却灰等連聯業務委託費および焼却灰等資源化業務委託 費については、表4にお示しいただいているような指標を用 いて物価変動に基づく改定を行うことが困難であると考えま すので、実勢価格を参考として責組合と事業者が協議し、責 組合が変更等を決定するとしていただけないでしょうか。	物価変動の改定指標については、No.74の回答を参照願います。
77	入札説明書添付資料	49	8	(13)					添付資料-8 リスク分担表 周辺住民対応リスク	P.39人札説明書添付資料-5 本事業の業務分担表において住民対応は黄組合が主であり、事業者が副となっておりますが、リスク分担表では「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変 理、操業等に及び費用分乗が実施したものにいては事業者のみ負担となっております。提案内容について貴組合とご協議またはご了承の上で実施したものに対する周辺リスク分担をご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、リスク分担表のとおりです。事業者の提案に関わるものは事業者分担ですが、必要に応じて協議を行います。
78	入札説明書添付資料- 8	51	8	(57)					施設設備損傷リスク	リチウムイオン電池等の、搬入する処理対象物に起因する 事故・火災等については、No.(58)が適用されるという理解で よろしいでしょうか。	複合的な要因も考えられるため必ずしも全てにNa(58)が適用されるものではありません。組合と事業者の協議により決定することとします。
79	入札説明書添付資料	51	8	(57)					施設設備損傷リスク	『事故・火災等に関するもの』のうち、貴組合が実施されるマ テリアルリサイクル推進施設の運転に起因して火災や爆発 等が発生し、本施設や設備が損傷した場合のリスクは、貴組 合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	組合の運転によることが明確な場合は、ご理解のとおりです。
80	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	2	4)			敷地	区域内には利用不可の用地が含まれているとの記載がありますが、建設期間及び運営期間において利用可能となることもありえるのでしょうか、	可能性としてはありますが、提案時においては利用できないものとして計画してください。
81										事業用地は「都市計画決定区域として予定している」とのこと ですが、「都市計画決定」の時期をご教示願います。	令和3年の4月又は5月を予定しています。
82	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業	3	第1章	第1節	2	5)	(1) (2)		事業用地面積 事業実施区域面積	事業用地面積および事業実施区域面積を確認することができるCADデータ、測量データをご教示願います。	質問提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。
83	務編) 要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(2)		全体計画	作民に対し、循環型社会形成の必要性を認識できる場を 提供すること。」との記載がありますが、本施設は廃棄物搬 入以外でも一般の方の自由な来場を前提としたものとの理 解で宜しいでしょうか。	団体見学は予約制とします。また、事前予約のない個人来 場者についても組合事務所で受付けを行うため、見学通路 に自由に出入りすることは想定していません。
84	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)		環境影響	環境影響評価の関係書類に示されている内容を遵守することとあります。 煙突出口における排ガス温度に制約があればご教示願います。	特にありません。
85										「環境影響評価の関係書類に示されている内容を遵守すること」と記載がありますが、平成31年2月付「尾張都市計画ご子処理機」(一般廃棄物処理施設)、展現北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業に係る環境影響評価方法書)に遵守すると理解してよろしいでしょうか。正式の環境影響評価等に注意異が生じた場合は協議とさせていただくことと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 入札段階では8月公表予定の準備書を遵守ください。また、 評価書と大幅な差異が生じた場合については協議します。
86										環境影響評価書は、今後約1年間の現地調査を行った後、 予測・評価を実施し、2021年に公告・縦覧と推測しますが、こ れに配慮した入札提案図書類への反映ができません。環境 影響評価書に関連して変更が生じた場合は精算対象という 理解で宜しいでしょうか。	No.85の回答を参照願います。
87	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)		全体計画	江南市が実施している環境影響評価の関係書類を遵守すること、とありますが、関係書類とは「計画段階環境配慮書」と「環境影響評価方法書」と理解すれば宜しいでしょうか。	No.85の回答を参照願います。
88	要求水準書(第1編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)		江南市の自然環境の保全及び 縁化の推進に関する条例	平成立1年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物便 車施設) 尼張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備 業に係る環境影響評価が法書」には、江南市の自然環境 の保全及び縁化の推進に関する条例)の規定としまして、 事業実施に際しては投稿等の周出の手続きが必要しなっ でいる。」との記載がありますが、レイアウトに影響がある可能 性もありますので、指定されております保全地区等の位置を ご提示願います。また、保全地区等に関して何か制限等は ございますでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、 保全地区は解除されています。
89										平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事 実に係る環境影響評価方法書には、「江南市の自然環境 の保全及び縁化の推進に関する条例」の規定としまして、 「事業実施区域の一部は、保全地区等に指定されており、 事業の実施に際しては伐採等の届出の手続きが必要しなっている。」との記載がありますが、契約前に保全地区等の解除はされないのでしょうか。	No.88の回答を参照ください。
90	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)		道路法	平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備事業に係る環境影響評価方法書」には、道路法の規定としまして、「建設地には認定道路(未供用の市道舎む)が存在しており、施設建設に際しては、道路の廃止等の手機さが必要である。」との記載がありますが、契約前に廃止手続き等は完了されていると理解してよろしいでしまか。もし廃止手続きが完了されていない場合は廃止完了がいっになりますでしょうか。(申請期間に条件がございますでしょうか)。(申請期間に条件がございますでしょうか)	江南市道の認定を廃止するには、市議会で「市道認定の廃止について」可決の議決を受ける必要があります。この件について、現在、土木課と協議しており、組合の事業用地の買収がある程度完了する令和2年12月末までに、組合から江南市長宛でに、道路の区域変更について文書で依頼し、それを受けて、土木課が令和3年3月定例会に市道認定の廃止の議案を上程する予定です。
91	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(4)		土壌汚染	平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物 処理施設) 尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称) 整備 事業に係る環境影響評価方法書には、「上壌汚染対策法」 に基づれ形質変更時要周出区域及び要措置区域、「農用地 処対策地のいずれに指定されておらず、「土壌の上壌 規利の間限度」としまして主に森林利用であるため、土壌汚染 対策法上の調査命令は出ないと理解しておりますが、間違 いありませんでしようか。 もし調査命令が出され、土壌汚染対策法上の調査実施が 必要になった場合には、別途協議とさせていただけると理解 してよろしいでしょうか。	調査命令は出ないものと考えていますが、土壌汚染対策法等に基づく調査の実施が必要になった場合には、協議対象とします。
92	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(8)		全体計画	てなから、ことがか。 「本施設の運転に組合職員が従事することを考慮すること。」 とのことですが、組合職員の要望事項等も含めて考慮必要 なことがあればご教示願います。	現時点では特にありません。円滑な運営が可能なように計画 ください。
93	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(9)		全体計画浸水	現地盤から3~5mの浸水が想定されていると記載がありますが、工場棟を堆設予定のエリアの現状地盤はTP約29~31mのため、TP34mレベルまで浸水があるという認識で宜しいでしょうか。	現地盤の標高と浸水深は要求水準書添付資料-2に示した 資料しかありませんので図面の標高と色分けから想定してく ださい。
94	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	3	第1章	第1節	3	3)	(7)		全体配置計画	鉄塔の設置レベルは事業者にて決定してよろしいでしょうか。また、鉄塔の高さは事業者が決定した設置レベルから30mとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、電力事業者との協議に もよります。また、高さ制限も考慮願います。
95	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	(14)		全体計画	「本施設は、災害廃棄物を受け入れて処理する計画として いるため」と記載がありますが、災害廃棄物については仮置 き場で分別され可燃物のみ搬入されるとの理解で宜しいで しょうか。	基本的にはご理解のとおりです。一時仮置き場は各自治体 にて設置します。選別後の可燃ごみのみが搬入されます が、破砕又は切断を必要とするものも入ってくる想定です。

No.	図書名	頁				項目		 タイトル	れ説明音寺に関する真向に対する回答 質問・意見事項	回答
96	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	16)	使用不可用地周囲	使用不可用地内の樹木について、建設用地内に張り出して いる枝や根が施工上の障害となる場合には、枝や根を一部 撤去しても良いでしょうか。	施工上の障害となる場合は、組合から樹木がある土地の地 権者(あるいは管理者)にご理解を求めていきます。
97	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	3	第1章	第1節	3	1)	16)	鉄塔周囲	「5.0 m 以上の緩衝線地帯(出入口部と特別高圧の鉄塔敷地を除く)」と記載ありますが、鉄塔スペースと敷地境界の間には緩衝地帯は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(11)(12)	全体計画	ごみを混載して搬入する車両がありましたら、混載されるご み種について教示下さい。	直接搬入車において、可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち 込む事が想定されます。
99	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(16)	全体計画	「供用開始までに利用が見込めない用地周辺にも・・・必要な緩衝線地帯を設けること」とありますが、用地周辺にも騒音及び景観に及ぼす影響を軽減するために必要な緩衝線地 帯を設けることとし、その幅は50m以上が必須ではなく事業者にて提案可能との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100									《添付資料4ユーティリティ取合い点等≫の取付道路の整備部分(有効巾2.0m以上)について、干渉緑地帯幅に含めるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101								全体計画 5.0m以上の緩衝緑地帯	5.0m以上の緩衝縁地帯につきましては、愛知県建築基準法 第51条ただし書許可基準」の規定に準じていると思われま すが、「ただ、敷地面積が1.0m以上の場合、緩衝帯幅と 同規模以上で行政庁の管理に属する縁地、河川、水路、池 沼、海及び道路並びに製造線路の隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができる。」と の規定があるたとから、県道183号線に接する緩衝帯は 2.5m以上と理解しますがよろしいでしょうか。	道路に接していないので、5m確保することとしてください。
102								全体計画全体配置計画	事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込めない用地周辺に設ける緩衝線地帯について、距離などの数値的なご指定はなく、樹木やフェンスなどを用いることで騒音および発展に及ぼす影響に対して十分に配慮するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103									事業実施区域北側の利用できない用地への出入口は、「本要求水准書添付資料-4 ユーティリティ取り合い点等に示される北側用地の西側に沿って整備する有効幅員2.0m以上の取付道路と同義と考えてよろしいでしょうか。また、事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入り口を設けること(PS)と記載がありますが、取付道路とは別に設置が必要ということでしょうか。	両質問ともご理解のとおりです。
104	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	4	第1章	第1節	3	1)	(20)	全体計画 処理能力	処理能力には十分な余裕を持たせることとありますが、原則 定格処理量を超えたごみ処理は認められないため、低質~ 高質のごみ質に対して定格処理が図れる設備という認識で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(22)	残置物	「事業実施区域南西側の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること」と記載がございますが、下記の 底をご教授働います。 ① 記載事項以外は別途協議と理解してよるしいでしょうか。 ② 地中埋設部分が不明の為、図面のご提示をお願いできませんでしょうか。もし図面のご提示が難しい場合は埋設物の条件のご推示をお願いできませんでしょうか。 ③ 既存残置物撤去に対して、申請や届け出関係は特にないものと理解してよるしいでしょうか。後、健棄確認、河川法、	①程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。 ②質問回答添付資料2をご確認ください。 ③ご理解のとおりです。
106									土対法、井戸撤去、アスベスト、等々) 撤去を行う残置物について、既存図等の資料がございましたらご貸与ください。 また、今回計画に支障の無い地中の残置物については撤去不要と考えてよろしいでしょうか。	質問回答添付資料2をご確認ください。 地中の残置物は原則全て撤去する計画として下さい。
107									ご提示いただいている資料から想定できない地中障害物または移設の必要がある埋設物があり、工事計画等に影響が 生じた際は、その対応にかかる費用・工程についてご協議 いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
108									本要求水準書添付資料-4のとおり、事業実施区域南西側 の地上及び地中に次の残置物が存在するので撤去すること。 ①土間コンクリート叩き、鉄板敷、打込井戸 ②地中基礎(門原、塀、カーボート、テント倉庫、アルミテラス等) ③木な根 と記載されておりますが、具体的な数量(重量)等をご教授 頂りますでしようか。	質問回答派付資料2をご確認ください。
109									地中残置物は、新築工事に影響がない範囲はそのまま残置 してよいでしょうか。	No.106の回答を参照ください。
110								全体計画地上及び地中の残置物	事業実施区城南西側の地上及び地中に次の残置物が存在 するので撤去すること。 (D土間コンリート叩き、鉄板敷、打込井戸 (②地中基礎(門扉、塀、カーボート、テント倉庫、アルミテラス等) (③木の根 とありますが、契約後の事業者が行う調査の結果で地上及 び地中の残置物に相違が認められた場合、工程・金額等の 変更について、ご協議いただけるという理解でよろしいでしょ うか。 万が一、地中残置物の撤去箇所について土壌汚染が発覚 した場合には別途協議させていただいてよろしいでしょう か。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
111	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	既存樹木の残置	事業実施区域内に保存や移植等が必要な樹木は無いもの と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、 保存や移植が必要な樹木はありません。
112	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	樹木	「事業実施区域内緩衝縁地内の樹木等は、可能な限り残置すること」と記載がございますが、伐採してはならない樹木・樹種はございますでしょうか。	要求水準書 添付資料1に示した利用できない用地を除き、 伐採してはならない樹木・樹種はありません。
113	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	5	第1章	第1節	3	1)	(23)	全体計画	「事業実施区域緩衝縁地内の樹木等は、可能な限り残置すること」とありますが計画・施工上支障となる樹木等は事業者 にて自由処分との考えでよろしいでしょうか。また、上記以外 の用地内樹木等の調査・樹去処分については今回の事業 者範囲と考え自由処分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114									アセス調査時に作成された植栽位置などを記載した図面が あれば提示下さい。	提示できる資料はありません。
115	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)	工事計画	現時点で、河川管理者、道路管理者、電力事業者、航空自 衛隊岐阜基地等の関係機関と事前協議を行っても宜しいで しょうか。	事前協議を打診することは制限しませんが、航空自衛隊岐 阜基地及で新濃尾農地防災事業所への協議は、施工方法 も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、本契約後 に協議することとしてください。
116									「工事着手前に工事に伴う関係機関と事前協議を行い・・」 とありますが、必要な事前協議については入札前において 事業者にて責任をもって関係機関と協議することとの理解で よろしいでしょうか。(江南市都市計画他関連部署・消防・ガ ス等)	
117	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(4)	工事計画 工事着手前の事前協議	ルーン等の配置等に影響を与える可能性があるため、事業者提案の作成にあたり航空自衛隊に確認してよろしいでしょうか。	No.115の回答を参照ください。

No.	図書名	頁				項目		2-770-22	他政盤欄・連呂事業 第2回八 タイトル	質問·意見事項	回答
118	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	5	第1章	1節	3	2)	(5)		工事計画	「事業実施区域内には墓地があることから、着工及び工事に 際し、お彼岸、お盆の時期は可能な範囲で考慮すること。」 とありますが、具体的にどのような配慮が必要か数示下さ い。(例えば作業禁止や重機作業禁止など)	墓参の方も多くなる時期ですので、大きな騒音・振動、砂ぼ こりの影響が墓地に及ばないよう配慮してください。特にお 盆期間については特段の配慮をお願いします。(お盆期間 中に、墓地周辺で工事を計画する場合は事前に組合にその 是非を確認してください。)
119										お彼岸、お盆の時期について、地域性もありますので具体 的な各期間をご教示願います。	お彼岸は春分の日、秋分の日を中日とする前後7日間、お 盆は8月13、14、15日です。
120	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(5)		使用不可用地への出入口	浅井犬山線に隣接する使用不可用地へはスローブを確保することどなっていますが、スローブを使用する対象は人のみと考えてよろしいでしょうか。使用対象が人のみの場合、スローブに代わり、階段を設置することとしてもよろしいでしょうか。	
121	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	2)	(5)		出入口	「工事に先立ち事業実施区域内の使用不可用地への出 入口(愛知県道港井大山線から使用不可用地へのスロープ 含む)を確保すること」と記載がございますが、北側の砕石舗 接は車両通行はありますでしょうか。車両通行がある場合は 軽い力を程度と考えてよろしいでしょうか。 また、供用開始までは車両の出入りは無く、人の出入りだ けと理解してもよろしいでしょうか。	北側の砕石舗装は軽トラックが通行できるものとしてくださ い。供用開始までは、車両の出入りはないものとして計画し てください。
122										「工事に先立ち事業実施区域内の使用不可用地への出 入口(愛知県道淺井大山総から使用不可用地へのスローブ 含む)を確保すること」と記載がありますが、南側使用不可用 地へは車両の通行は無く、歩行者が通行できればよるしい でしょうか。また、階段としてもよろしいでしょうか。	No.120の回答を参照ください。
123	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(5)		北側出入口	「事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けること」と記載がありますが、利用できない用地と敷地境 別にフェンスを設置することとし、敷地やから利用できない用地へのアクセス部分はフェンスを設けないことでアクセスできると考えてよろしいでしょか。 また、出入り口を芝生等による整地は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。出入り口を芝生等で整地することまで は求めていません。要求水準書添付資料4の取付道路の整 備の注記を参照ください。
124										「事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口 を設けることと記載があり、一方、「事業実施区域北側にあ 宮官囲導水路への荷重貞荷を踏まえ、北側からの工事車両 出入りは認めない。」との記載もございます。非常時の車両 通行として宮田導水道の補強が不要な車両のみの通行と考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(5)		全体配置計画	(5)事業実施区域北側の利用できない用地への出入口を設けること。」とありますが、添付資料4「ユーティリティ取り合い点等の有効幅員2mの道路整備のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
126									特別高圧鉄塔の工程	敷地内に設置される特別高圧鉄塔の工期(設置時期・期間等)および送電線ルートについてご教示下さい。	工事の期間は、調査・設計期間を含めて約3年1ヶ月を要します。設置時期については、契約申し込み後に電力事業者との協議になります。
127									特別高圧の鉄塔スペースいつ いて	鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置されるとありますが、基礎工事含め電力会社殿所掌と考えてよろしいでしょうか。?	ご理解のとおりです。
128									特別高圧の鉄塔の所掌について	特別高圧の鉄塔が敷地内東側の愛知県道浅井犬山線側に 設けられることに留意するとありますが、本鉄塔は、電力会 社殿所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129									特別高圧の鉄塔	設置場所は、添付資料-4「ユーティリティ取り合い点等」に記 載の旧入口及び電気取り合い箇所」で囲われたエリヤの理 等です。建設予定時期については事業者の建設工程案を 考慮して決定されると理解してよいでしようか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は設計段階での電力事業者との協議によります。
130									全体配置計画 鉄塔建設位置	鉄塔は敷地内東側の愛知県道茂井大山線側に設けるとありますが、河川保全区域内に鉄塔建設予定という認識でしいでしょうか。建設場所を図示した資料を提示頂けないでしょうか。 建設場所を図示した資料を提示頂けないでしょうか。 また鉄塔の建設は本事業の建設工事時期と重複することが 想定されますが、鉄塔の建設時期や工事エリア、敷地内の 栽塔への芝西線の高さやートをご教示頂けないでしょう か。併せて接続検討に関する情報をご提示頂けないでしょう。	接続検討に関する資料は、電力会社より第三者への提示が 禁止されているため提示できません。
131	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	5	第1章	第1節	3	3)	(7)		全体配置計画	が。 「鉄塔は約20m×20mの敷地に高さ30mで設置」とありますが実際の鉄塔およびフェンス等の寸法をご提示ください。	フェンスについては20m×20mほどの広さとし、高さは2m程度になるものお考えください。
132	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	6	第1章	第1節	3	3)	(6)		全体配置計画	「事業実施区域北側に非常時に車の通行が可能な出入口 を設けることとありますが、非常時とはどのような状態及び 期間を想定されているか勢べください。(例えば南東の撥出 入口が使用ができない状態となった場合のごみ運搬車両 灰運搬車両、緊急車両などの代替搬出入口としての理解で よろしいでしようか。)	非常時とは、南側県道が何らかの理由で通行不能となった 場合に、緊急時に従業員等が敷地から迅避する場合を想定 しています。基本的には運搬車両等の事業に関わる車両の 代替の出入口としての利用は認められません。
133	要求水準書 (第1編 設計・建設業 務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(1)		地形·土質	要求水準書添付資料-31地質調査結果と確認しましたが、 契約後の事業者が行う調査の結果で相違が認められた場 合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるという 理解でよろしいでしょうか。 また、ボーリング柱状図に「腐植物」の混入を確認しました。 一般的に「腐植土」が混じった地層ではメタンガス等を含む 有着がス条との恐れがあります。「契約後の事前調査の場合 によりメタンガス等が確認された場合は追加対策が発生する ため別途協議をさせていただけると考えてよろしいでしょう か。	どちらも程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
134	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(2)		気象条件	気象条件については、「環境影響評価の関係書類を参考の ととしおりますが、複気設備等の設計条件に用いる外域 度については、環境影響評価準備書P:3-4、表3.1.1 に記 載の月別平均気温を参照するという理解でよろしいでしょう か。	換気設備棟の設計条件で用いる外気温については、建築 設備設計基準(平成30年版 一般社団法人 公共建築協 会)P359の地名名古屋に示されている温度を参考に計画し てください。
135										気象条件として、「環境影響評価の関係書類を参考のこと」とありますが、平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場と一般廃棄物処理施設、尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業に係る環境影響評価方法書」の「3.1 自然的状況 3.1.11 気象(1) 気温・降水量」に基づき、設計条件を下記とすることでよりいでしょうか。 外気温: 夏季 28.3℃、冬季 4.7℃	No.134の回答を参考にしてください。
136	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	1)	(3)		河川保全区域	南側堤防から40mの河川保全区域については、河川保護法 55条に準拠した計画を行うことでよろしいでしょうか。	河川法第55条(河川保全区域における行為の制限)を遵守 してください。
137	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)		都市計画事項	緑化率に関しては屋上緑化、壁面緑化も含めるとの理解で 宜しいでしょうか。	屋上緑化・壁面緑化面積を算入することは不可です。 あくまで地表に植栽されたもののみの面積とします。
138	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(7)		緑化率	20%以上とは、事業実施区域27,000㎡に対して20%(5,400㎡) の緑地を区域内に確保すると考えてよろしいでしょうか。それとも敷地面積30,000㎡に対して20%(6,000㎡) の緑地を事業実施区域27,000㎡内に確保するということでしょうか。	事業実施区域27,000㎡に対して20%(5,400㎡)の緑地を区域 内に確保してください。
139	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(8)		都市計画事項	乗乗滬区域21,000mP7に職株する2170元とじょか。 南側河川保全区域(40m)の、建築制限(地下部分も含む) を教示下さい。	上部利用の制限はありません。地下部については2Hラインの制限がありますが、詳細は河川管理者との協議によりませ
	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	6	第1章	第1節	5	2)	% 1		河川保全区域	北側の河川保全区域は上部利用不可とありますが、南側の河川保全区域の上部利用は可能と考えて宜しいでしょうか。	で、ご理解のとおりです。
141	· ·									「※1 北側の河川保全区域は上部利用を不可とする。」と 記載がありますが、フェンスの設置等の安全対策としての利 用や工事上の利用は可能と考えてよろしいでしょうか。	基本的にフェンス等の設置は可能としてください。ただし、敷 地北側の宮田導水路のボックスカルバートの耐荷重に影響 を与えない範囲で計画してください。
									•		•

142	図書名 要求水準書	頁				項目			1	タイトル	質問·意見事項	回答
	(第 I 編 設計・建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)				都市計画事項 日影規制	日影規制について記載がありませんが、環境影響評価方法 書(平成31年2月)において、「3.2.8.7 日照阻害・事業実施 区域は市街化調整区域であり、建築基準法及び愛知県建 築基準条例の適用を受ける。」とありますので、「用途地域の 指定のないと域」として日影規制の確認を行うとの理解でよ ろしいでしょうか。	お見込みの通りです。日影規制時間は4h・2.5hとなります。
143	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(10)			高さ制限:約51m(GLから)※2	煙突高さを航空法に係る制限高さ以下とした場合、航空障 害灯の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	航空自衛隊との協議によります。
144	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	6	第1章	第1節	5	2)	(11)	①		農地法	農地法に対して規制等の状況が「あり(ただし、許可は不 要」」と記載がありますが、制限や申請/届出等も含めて、対 応は一切ないと理解してよろしいでしょうか。(農地転用手続 きも含めて契約前に完了してると理解してよろしいでしょう か)	農地転用については、本事業は、土地収用法第3条27号に 該当する旨の回答を愛知県用地課から得ていることから、農 地法第5条第1項ただし書きにより、許可は不要です。着工 への影響はありませんが、都市計画決定後に農振除外申請 をする必要があるため、計画する建物の概要(建本い率や 配置)に関する資料等の作成に協力してください。
145											農地法は、「該当あり(ただし、許可は不要)」とあります。事 秦の実施に際し、「農地転用の手続き」など資組合にてご対 応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。なお事業者は貴組 合を補助致します。	No.144の回答を参照ください。
146											「許可は不要」とありますが、発注者側で許可を得るとの解釈 してよろしいでしょうか。その場合、許認可時期と許可条件な ど関係者との協議結果を教示下さい。	
147	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	7	第1章	第1節	5	2)	※ 2			都市計画事項 (10)高さ制限 敷地周辺設備	高さ制限の計算根拠における航空法に係る制限高さが84.6 mとなっています。例えば計画地盤高TP31.0で計画する場合、高さ制限は53.6mとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(1)			AN POLYCLOCK WIN	「特別高圧による接続検討を行い、令和2年3月時点で売電が可能であることを確認したことから特別高圧を場内・引き込むことを基本とする」とのことですが、今後変更が生じうる可能性もあるとのことでしょうか。	組合としては特別高圧のみの電力事業者へ接続検討を依 頼し売電が可能であることを確認しました。高圧による接続 検討については依頼しておりませんので事業者の提案によ ることとします。
											電力会社への特別高圧による接続検討申込および回答書の内容のうち、下記についてご教示いただけないでしょう	
149	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(1)			電力	か。 ・遊送最大電力、タービン発電機容量、単線結線図 ・責任分界点の位置 ・系統連系技術要件適合検討書(電力からの回答書) 需要設備側で考慮しなければならない技術的要件がある かどうか ・所要工程(工事負担金入金~系統連系迄)	電力会社から第三者への提示は許可されていないため提示できません。
150	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)			用水	「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする」と記載があり、添付資料-4には「上水・通信の取合い箇所は事業 者の提案による。」と記載がございますが、上水の取り合い 点は敷地内の北西角にバルブ止め取合いとしてもよろしい でしょうか。 また、敷地外の簡易水道の必要容量確保および既存分岐 点から敷地内までの工事は江南市水道課様の工事範囲と	引き込み工事は完了していません。また、引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。
151											考えてよろしいでしょうか。 江南市水道課様が行う敷地内までの上水引き込み工事は、 本工事着工までに完了していると考えてよろしいでしょうか。	引き込み工事は完了していません。また、引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。
152											「上水の引き込みは建設事業者の工事範囲とする。」とあります。江南市様ホームページにて「江南市上水道管理図」で 上水の取り合い点位置を確認したところ、県道183号線を横 防じて引き込まなければなりません。事業実施区域(敷地境 界)での取り合いに見直ししてもらえないでしょうか。	要求水準書のとおりです。引き込み工事の負担金は事業者側で計画ください。
153	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(2)			敷地周辺設備	江南市のホームページにて、上水道管理図で本管敷設状 泥を確認する限りでは、敷地周辺に本管がな、敷地内へ 上水を引き込むには本管延長が必要に元さかと思われま す。見積りに対し詳細条件を数示下さい。	本事業に必要な口径の管を引き込んでください。
154	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	7	第1章	第1節	5	4)	(5)			燃料	「事業実施区域近傍の主要地方道江南幹線には、中圧ガス Aがある」とありますが、位置、サイズなどのインフラ情報をご 教示お願いします。	ガス事業者へ直接問合せください。
155	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	8	第1章	第1節	7					監督員の定義	組合の指名する外部委託者とは建築基準法上の工事監理 者と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の工事監理者は、事業者としてください。
	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	9	第1章	第2節	1	1)	※ 2			脱水汚泥・し渣	令和10年度以降は脱水汚泥・し渣 2,249t/年に加えて、「し 渣62.4トン/年」、「油脂分の多い脱水汚泥36トン/年」が追加 で搬入されるという認識でよろしいでしょうか。	令和10年度以降のいずれかの時期に、脱水汚泥・し渣 2,249t/年に代わり、「し渣62.4トン/年」、「油脂分の多い脱 水汚泥36トン/年」を合わせた98.4トン/年が搬入されます。
157	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	表 1.1 ②			脱水汚泥、し渣量	年度別ごろ量の内、脱水汚泥、し造量が令和7年度から13 年度以降の全での期間で、2,249とたったおりますが、紫 及びP5 3 1)(24)の記載では、令和10年度以降は、「し流 62.4トン/年」と「油脂分の多い脱水汚泥36トン/年」が搬入さ れる計画とあることはり、表11/2の「脱水汚泥 し渚の量として は、令和10年度以降は、2,249トン/年ではなく、98.4トン/年 との理解で宜しいでしょうか。	
158	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)	表 1.1 ②			月別搬入量	年度別の搬入量は表1.1②にご提示いただいておりますが、 運転計画の精度向上のため、月別搬入量のデータもご教示 願います。	質問回答添付資料3をご確認ください。
159	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	9	第1章	第2節	1	1)				マテリアルリサイクル推進施設で 処理した可燃残さ	表1.1①に記載されている可燃残さの発生量は不燃残さの 発生量を含まないという理解でよろしいでしょうか。個大ごみ および不然こみの年間処理量2,750/年に対し、可燃残さの 発生量が2,2301/年となっており、可燃残さの発生割合が処 理量の約8割となっております。)	ご理解のとおりです。
	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)				年間処理量	※3部分に「愛北広城事務組合の愛北クリーンセンターから 排出される脱水汚泥とし渚2249:/年は、令和10年以降直接 投入後もし渚62.4(年)、「油脂分の多い脱水汚泥361/年」 搬入される計画である」とあるが、表し1②年度別ごみ量に は、令和10年以後も同数の2249:/年が含まれています。表 1.1②を正と、脱水汚泥は引き続き搬入されると理解してよ ろしいでしょうか。	No.156の回答を参照ください。
161	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	9	第1章	第2節	1	1)				処理能力	P18図1-2おいてマテリアルリサイクル推進施設から発生する 不燃残渣をごみビットに送るフローとなっていますが、発生 する不燃残渣は表は、1①の計画ごみ量には含まれていない との解釈でよろしいでしょうか、また、その場合不燃残渣を 生量は事業者にて設定し、表1.1①の計画ごみ量に加えたも のを年間ごみ量とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162											し渡、汚泥に繋入について、令和0年以降はし渡と油分の多い脱水汚泥のみの搬入」とありますが、表11②年度別 の多い脱水汚泥のみの搬入」とありますが、表11②年度パス全では今和10年以降は搬入量が変わっていません。令和10年以降は搬入量が変わる(98.4/年)との解釈でよろしいでしょうか。	No.156の回答を参照ください。
163	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	9	第1章	第2節	1	2)	(1)			ごみ質	ごみの元素組成については、添付資料-5 に記載のごみ質 分析結果の物理組成をもとに、こみ種類毎の一般的な元素 組成されど変求水準書に記載の低位発熱量から算出した 元素組成の値を用いることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(1)			計画ごみ質	提示されているごみ質について、①汚泥とし渣は含まれていないので事業者にて設定する。②元素組成は添付資料の 既設データを基に事業者にて設定する。との解釈でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
165											計画ごみ質には災害廃棄物を除く、可燃ごみ・可燃残さ・脱 水汚泥・し渣を含んだごみ質と考えてよろしいでしょうか。も し、含まれない対象物がある場合はその三成分と低位発熱 量をご提示願います。	脱水汚泥・し渣は含んでおりません。

No.	図書名	頁	Ι			項目			C 0 /- /	空 /生/	タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
166	更少水准束/第Ⅰ 短	10	第1章	第2節	1	2)	(2)				搬入車両	本施設の運営開始後の一般特込車両による直接特込ごみの種類をご教示願います。また、運営開始後の搬入形態に えいて繁代期の一日当下の搬入車両台数、まびび一時の一時間当たりの搬入車両台数を収集車両、一般特込車両のそれぞれについてご数示ください。	直接特込ごみの種類については決まっていません。最も多くなる場合ですと、可燃ごみとマテリアルリサイクル推進施設で処理する品目全てになります。 繁忙期の一日当たりの競入車両台数ですが、収集車両については、150台程度、一般特込車両については、700台を超える見込みです。一時間当たりの搬入車両台数は推計できません。今後、運用面(搬入条件等)での渋滞対策の検討も
167												各車両の進入可能エリアは配置計画に応じて事業者提案	行っていきます。 ご理解のとおりです。
168												によるものと考えてよろしいでしょうか。 パッカー車(10トン)は押し出し式と考えて宜しいでしょうか。	パッカー車(10トン)は本事業では使用しません。
169												災害廃棄物を搬入する10トンダンブ車は、一旦屋外の仮置 き場で荷下ろししたのちに、別車両でごみビットに移動させ ると理解して良いでしょうか?	10tダンプ車もごみピットへ直接投入します。
170												可燃ごみ、可燃残渣、粗大ごみおよび不燃ごみ、有害ごみ、 剪定板、火災廃棄物それぞれの品目毎の搬入車両車種をご数示ください。 成砕鉄の搬出車両は要求水準書添付資料—6の江南丹羽 環境管理組合の鉄屑の搬出車より、チューリップ付き4tダン ブと考えてよろしいでしょうか。 また、破砕アルミの搬出車両も同様と考えてよろしいでしょうか。	両は、平ボディ車(2t)です。剪定枝の撥入車両は、軽トラック (0.35t)、平ボディ車(2t)などが主ですが、稀にバッカー車も ありますので、バッカー車も搬入できるよう計画してください。 火災廃棄物の搬入車両は10tダンブ、10tコンテナが搬入で
171	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(2)(3)				搬入車両 搬出車両	搬入、搬出車両の最小回転半径、ホイールベース等車両軌 跡を検討するデータをご教示願います。	これまでの経験からご検討ください。
172	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	10	第1章	第2節	1	2)	(3)				搬出車両	以下の車両についての諸元と用途をご教示ください。 ・コンテナ専用車(11t) ・10tトラックウィング車) ・13tトラック(平ボディ)	コンテナ専用車(1tr)、10tトラック(ウィング車)は本事業では使用しません。13tトラック(平ボディ)は水銀含有廃棄物の搬出車両です。
173											搬出車両	コンテナ付きフックロールはどのような搬出対象物を想定されているのでしょうか。	コンテナ専用車(11t)については、本事業では使用しません。コンテナ専用車(4t、10t)は鉄くずの搬出で使用する可能性があります。
174	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	12	第1章	第2節	1	3)	(6)	表1- 5			通風設備	煙突高さは排ガスの拡散を考慮し制限高さまでの高さとす る、とありますが、事業者にてアト84.6m以下を条件として 高さを変更提案しておい(低い提案をしておい)、ということで しょうか。それども、航空目衡隊との協議を踏まえ、制限高さ まで、できるだけ高くするという意味でしょうか。	84.6m(TP)の高さを制限に、できるだけ高くしてください。 (航空自衛隊との協議にもよります。)
175	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	14	第1章	第2節	1	4)	(1)				場內余熱利用	「回収した蒸気による発電及び場内給湯を行うこと。」とありますが、場内給湯については運営の効率性を踏まえ、「余熱 利用による発電を利用した電気式の給湯」ととらえてもよろしいでしょうか。	提案によることとします。
176	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	14	第1章	第2節	1	8)					処理生成物の基準	「処理生成物」の定義をご数示願います。資源化先に搬出 する焼却灰等については、搬出先の受入基準を遵守すれ ば良く、表1-6の基準は適用されないとの理解でよろしいで しょうか。	定義については、要求水準書のとおりです。焼却灰等を資 源化する場合はご理解のとおりです。万が一、最終処分する 場合は適用されます。
177	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節	2	1)	表 1-7 ①				処理能力	表1-1①にて、不燃ごみの回収荷姿が有姿となっており、搬 人車両は表1-3の通りとなっています。 深ダンブ車やコンテ ナで有姿の不燃ごみを収集する、という理解で良いでしょう か?その場合、1台あたりに搬入される不燃ごみ重量につい てご教示願います。	表1-3は脱水汚泥・し港の搬入車両です。粗大ごみの搬入車両は平ボディ車(2t)と軽トラック(0.35t)、不燃ごみの搬入車両はバッカー車(2.6t)を予定しています。
178												マテリアルリサイクル施設の処理能力は14t/5hとなっていますが、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃だれ、不然ごみ、有害 ごみの各々の処理能力についてご提示をお願いします。	粗大ごみと不燃ごみを足した2,750t/年に稼働率を考慮した 処理能力が14v5hです。布団・じゅうたん等の処理量は年間 733なを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含 んでいません。有害ごみは14v/5hには含まれていません。
179												HP等で確認すると構成4市町(江南市・大山市・大口町・扶桑町)の不燃ごみや家電ごみの収集形態は統一されていないように見受けられます(大山市は専用かご、江南市は不燃江みの区分がな中型ごみを増立ごみ、大口町では全板は資源ごみ扱い等)。また、小型電子機器は独自で回収ボックスを設けている例も見受けられます。一方で受入ヤードでの小型家電停笼164間、炉を有害ごみを含む破砕不適物の効率的な回収提案を求めていますが、詳細情報の提示がないと効果的な性繁全は不可能です。つきましては、本施設に搬入される不燃ごみの種別、収集形態、選別対象の割合についてより詳細な情報をご提供頂きたくお願いします。	「国友するれらもの、大衆県「工任人・み」と区方されるものと 小型可能」、小型不能」に区分されるもの、江南市で「租大 こみ」と区分されるもののうち電化製品以外のものと中型ご み」と区分されるもののうち電化製品以外のものです。 江南市、大口町、扶桑町では、可燃のものと不燃のものに分 はて毎後帯でに出される。可能のものと不燃のものに分 はて毎後帯でに出されるため。
180												剪定枝については、受入・貯留のみ行う、とありますが、効率 的な配置を提案する観点から、組合様で実施される処理方 法について具体的にご数示願います。例:業者が設備を持 ち込んでチップ化する、等	本施設内で処理は行いません。貯留後に外部の資源化業者に搬出するため、積み込み作業に協力いただく可能性はあります。
181	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	15	第1章	第2節	2	1)				_	表1-7① マテリアルリサイクル推 進施設の処理対象品目 スプリング入りマットレス スプリング入りソファ	スプリングマットレスは破砕機の刃物損傷が激しいため実績 の多い人力による解体処理を提案してもよろしいでしょうか。 または、総合的にコストが有利と思われる外部委託処理を提 案してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。ただし、外部委託の場合の費用は事業者 負担とします。
182	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節							表1-7①	「粗大ごみ・不燃ごみ」と「有害ごみ」の混載搬入はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	15	第1章	第2節							表1-7②	「剪定枝」は表1-7②の年間ごみ処理量には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)					処理対象物の種類及び計画年 間ごみ処理量	粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみ処理設備で処理する、布団 じゅうたん等の「可燃性粗大ごみ」とその他の「不燃性粗大ごみ」の重量比率をご教示願います。	布団・じゅうたん等の処理量は年間733tを見込んでいます。 布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。
185	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)					処理能力	ごみの種類毎に、指定された公称能力の処理能力とありま すが、粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみの公称能力は、全体 の公称能力14t/5hを表1-7②の計画年間ごみ処理量の割 合に応じて按分した処理能力との理解でよろしいでしょうか。	公称能力には、有害ごみは含まれていません。処理能力に つきましては、No.178、No.186、No.201の回答を参考に計画 してください。
186	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)					表1-7② 処理対象物の種類及 び計画年間ごみ処理量	表中の粗大ごみ(1,658t/年)は、可燃性粗大ごみと不燃性 粗大ごみを合わせた重量と理解してよろしいでしょうか。 また、表中の不燃ごみ(1,092t/年)は、コンテナで搬入され る小型の不燃ごみの重量と理解してよろしいでしょうか。	粗大ごみ(1,658t/年)は、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ご みを含んでいます。不燃ごみ(1,092t/年)は、犬山市の集積 所からパッカー車(2,6t)で回収された不燃ごみと、犬山市に 直接搬入された不燃ごみ、粗大ごみの重量です。
187	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)		表1	7	2	処理能力	粗大ごみの年間処理ごみ処理量1,658t/年は、可燃性粗大 ごみを含む量との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2)	(1)				ごみの種類	租大ごみの受け入れ条件は表1-8に示されていますが、【不 燃ごみ】についてご教示ください、組合構成市町によって は、呼び方・分別方法・規定寸法が夫々に設定されていると 存じます。統一するなどのご計画であれば具体的にご教示く ださい。	
189												(こくい。 物質収支算定及び機器仕様決定のためマテリアルリサイク ル推進施設のごみ組成計画値鉄類、アルミ類、可燃物、不 燃物の重量%)をご数示願います。	大山市の平成30年度の実績は、鉄類25%、可燃物67%、 不燃物8%です。市町ごとで施設に搬入されるものが違うの で、あくまで参考という位置づけでご確認ください。

No	図書名	頁	1			項目	1		こみ処理	施設整備・連宮事業 第2回人 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
190	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	16	第1章	第2節	2	2)	(1)			表 1-8 粗大ごみの受入条件	粗大ごみの受入条件として。『大山市 一辺が50cm 以上で200cm×150cm×100cm以下』で、『挟柔町 いずれか一辺が60cm以上3m以下で、一般的に入力(2人)で積み込むことができるもの)とありますが、江南市、大口町については最大寸法の指定がありません。合理的な規模の設備をご提案させていただくために、設備にそのままでは入らない大きさのごみについては、投入しやすいよう、ごみを重機や手作業にて部分的に解体できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	16	第1章	第2節	2	3)	(1)			搬入車両	「搬入車両は表1-3に示したとおり」とありますが、10t車など が含まれています。粗大ごみ、不燃ごみの搬入車両に10t車 が使用されるか教示下さい。	表1-3は脱水汚泥・し渣の搬入車両です。租大ごみの搬入 車両は平ボディ(2t)と軽トラック0(0.35t)、不燃ごみの搬入 車両はパッカー車(2.6t)を予定しています。
192	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	16	第1章	第2節	2	4)	(1)			稼働時間	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数の計画値を ご教示願います。	250日です。
193	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	4)				主要設備方式	マテリアルリサイクル推進施設の年間稼働日数をご教示願います。	No.192の回答を参照ください。
194	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	16	第1章	第2節	2	1)				処理対象物の種類及び計画年 間ごみ処理量	粗大ごみ及び不燃ごみの小計2,750t/年における、「鉄類」 「アル、類」の割合をご提示願います。	No.189の回答を参照ください。
195											スプリング入りマットレス1,136個/年、スプリング入りソファー 1,893個/年とありますが、各々の重量をご教示願います。ま たこれらの重量分については、粗大ごみ及び不燃ごみの計 画年間処理量の小計2,750t/年とは別に見込む必要がある との理解でよろしいでしょうか。	別で計画ください。重量データはありませんので、これまでの 経験から検討ください。
196	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	17	第1章	第2節	2	4)	(2)	表1- 9		設備方式	蛍光管・乾電池・その他水銀含有物の貯留面積についてご 数示願います。	3品目あわせてドラム缶230本(使用前90本、使用後140本) を保管できるスペースを確保してください。また、保管場所は 屋内・屋外を開いませんが、13t車にて搬出されることを考慮 した配置としてください。
197											スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファー破砕機の 指定がありますが、これらは適正処理困難物であり破砕する と装置の損耗や役流機器でのトラブル、火災の危険が建立 されると考えます。よって安全で確実な人手による解体をご 提案させていただきたくご確認をお願いします。	提案によることとします。
198	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	18	第1章	第2節	2	(3)				処理フローシート (参考)	既設の収集エリアによってはスプレー缶は缶類として鉄、ア ルミ缶と合わせて収集されております。本事業において、 鉄、アルに乱上混在された状態での搬入は無いとの解釈でよ ろしいでしょうか。	本事業においては、スプレー缶のみが搬入されます。
199											昨今の火災事故の事例を踏まえ、要求されている保証値を 遵守する前提のもと、高速回転式破砕機を採用しない提案 をしても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとすることを基本としますが、鉄等の有価 物の回収量(率)や純度の低下や後段の設備での詰まり等 の不具合を生じることがないことを条件に提案を認める場合 があります。
200										処理フローシート スプレー缶廃液	廃液等貯留タンクに貯留された廃液は布などに浸込ませて、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理するもの と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
201										処理フローシート マテリアルリサイクル推進施設	物質収支算定及び布団・じゅうたん用破砕機の能力算定の ため、不燃・粗大ごみの内、布団・じゅうたん等の年間処理 量計画値をご教示願います。	年間733tを見込んでいます。布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。
202	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	18	第1章	第2節	2	5)	(1)			処理可能最大寸法	処理可能最大寸法が地域によって異なり、かつ二人で持て る大きさなど明確に定義されておりません。処理対象物の寸 注は機械の能力に影響します。一定の寸法以上の処理対 象物は、投入前に重機に入る粗破砕など、貴組合にで縮小 化処理を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)	表 1- 12			騒音に係る自主規制値	自主基準値が全時間50dBとの記載がございますが、現時点 での騒音値はどのような数値になりますでしょうか。ご教示頂 きたく	8月中旬に公表を予定している環境影響評価準備書資料編 に掲載します。
204	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	20	第1章	第3節	1	2)	表 1- 13			振動に係る自主規制値	自主規制値が全時間55dBとの記載がございますが、現時点での振動値はどのような数値になりますでしょうか。ご教示頂またく	8月中旬に公表を予定している環境影響評価準備書資料編 に掲載します。
205	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	20	第1章	第3節	1	2)	10			騒音基準	を任う。 昼間の騒音規制値が夜間と同等の50dBで設定されていま すが、リサイクル施設が稼働する昼間に限定し、騒音規制値 の見直しをご検討頂けないでしょうか。	見直しの予定はありません。
	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	20	第1章	第3節	1					公害防止基準	騒音、振動、悪臭測定を行う敷地境界線は、「本要求水準 書添付資料-1「事業実施区域平面図」」に示される事業実 施区域(敷地境界)の赤線と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	21	第1章	第3節	2	2)				排水対策	「生活排水については、合併処理浄化槽にて再利用し、 余剰分についてはな共用水域へ排水する。」とありますが、 P.7においては「合併処理浄化槽にで処理後、放流とする」と あります。P.7の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	p.7を正としてください。
208											「雨水については、本施設で有効利用を図るとともに雨水流 出抑制施設で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放 流する。」と記載がありますが、敷地外側溝との接続として、 敷地内に最終桝を設け、敷地外側溝とは最終桝から側溝に て接続にて計画をすることでよろしいでしょうか。	提案を認めます。
209											「生活排水については、合併処理浄化槽にて再利用し、」と ありますが、雨水を利用するものとし、生活排水は全量公共 用水域へ排出する設計としてよろしいでしょうか。	生活排水の取扱はNo.207を参照ください。
210	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	23	第1章	第3節	4	3)	(5)			リチウムイオン電池	リチウムイオン電池の想定ストック量をご教示ください。	リチウムイオン電池が組み込まれているものが多くある小型 家電は年間4程度を見込んでいます。なお、保管場所にお いても消火設備を計画ください。
211	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	23	第1章	第4節	1	3)	(3)			実施設計の変更	関係諸官庁・審査機関による指摘変更は、3)「実施設計の変更」の各項の内容に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	5)	(3)			官庁関係届出書	「一般廃棄物処理施設設置届(生活環境影響調査書の作成を含む)」と記載がありますが、環境影響評価は都市計画 決定権者である江南市様にて実施されるとの理解ですの で、貴組合にて環境影響評価書を一般廃棄物処理施設設 置届に添付されると理解して宜しいでしょうか。	環境影響評価書とは別のものです。廃棄物の処理及び清掃 に関する法律に基づく生活環境影響調査については、廃棄 物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条の2に定め られています。分析対象の選定等については、県と協議が 必要です。
213	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	7)	(14)	12		施工方法及び建設公害対策	「事業来施区域内は、高さ制限が設けられていることから、 建設事業者は、クレーン等の高さや照明の方法等について 航空自衛隊岐阜基地等の関係機関と事前協議を実施し、 関係機関の許可を得てから実施すること。」との記載がありま すが、これまでの間事前協議により、高さ、時間等業務を行 う上で制限を受けている内容があればご数示願います。	航空自衛隊岐阜基地との協議は、工程表や施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、現段階で決まっていることはありません。
214	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	25	第1章	第4節	2	5)				一般廃棄物処理施設設置届	「生活環境影響調査書の作成を含む」とありますが、江南市 が作成している生活環境影響調査書を、一般廃棄物処理施 設設置届に添付すると考えてよろしいでしょうか。	No.212の回答を参照ください。
215	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	25 42	第1章	第4節 第10 節	2	5) 8)					建築基準法による中間検査、完了検査は、実施設計業務外 と考えて、手続き、申請料は、請負範囲外と考えてよろしい でしょうか。	性能仕様書発注工事ですので引渡しまでの官公庁及び民間審査機関等に提出する必要な手続き・申請料負担はすべて請負範囲となります
216	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	26	第1章	4節	2	7)	(6)			工事用車両の搬入出経路	「一般車両の通行に支障がきたさないように通行時間帯をずらすなどの配慮を行うこと」とありますが、時間帯の制限等があれば教示下さい。	制限はありませんが、可能な限り分散させる計画としてください。
		_		_				_			·	

No	図書名	頁	1			項目			_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	他政盤側・連呂尹耒 男 2 四 八 タイトル	質問·意見事項	回答
217	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)			北側道路	「事業実施区域北側にある宮田導木路への荷重負荷を踏まえ、北側からの工事車両出入りは認めない」の記載に関して、下記の点をご教授願います。() 通動車両や車両総重盤に未満かつ最大積載量31未満(準中型)の車両を通常通行してよいでしょうか。(2) 大山線への動線を確保する前で、宮田導木路の荷重負債への対策が出保できれば北側からの動線を確保してよろしいでしょうか。	通動車両等の乗用車は認めます。県道側からのアクセスが 諸事情により困難な場合、北側からの出入りを検討すること もありますが、関係機関との協議が必要です。
218	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	26	第1章	第4節	1	7)	(6)			工事用車両の搬入出経路	「県道浅井犬山線からの搬入することを基本とする」とありますが、県道に面している南西側の進入路の使用は可能と解釈してよろしいでしょうか。	事業実施区域の南西側にある県道から下りる市道は、通行 に特段の制約はありません。台帳上は5m道路です。
219											工事用車両の搬入出通路として西側からのアクセスルートを 設けてもよろしいでしょうか。	認めます。
220											工事で利用する際の仮設道路の出入口は複数設置しても 宜しいでしょうか。	想定される位置によりますので実施設計時に協議することと します。
221	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(4)			建設発生土の処分	「事業実施区域内で埋め戻し土として使用するよう努める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土質特性、利用用途に応じた範囲でご理解のとおりです。
222	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	26	第1章	第4節	2	7)	(6)			工事用車両の搬入出経路	「事業実施区域北側にある宮田導水路への荷重負荷を踏ま え、北側からの工事用車両出入りは認めない」とありますが、 通動車両の出入りは可能との理解でよろしいでしょうか。ま た、県道側から支障がある場合に限り、過重負荷保護対策 を事業者にて実施した場合には出入り可能との考えでよろし いでしょうか。	No.217の回答を参照ください。
223	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	27	第1章	4節	2	7)	(7)			仮設工事	「執務に必要な図書、事務機器(パソコン、コピー機等を含む)、什器類も建設事業者が用意すること」とありますが、具体的な数量を提示額います。	詳細は設計協議の際に決定しますが、現時点で必要な上図 書類は、建築工事標準仕様書(最新版)、建築工事標準詳 細図(最新版)、建築工事監理指針(上下巻・最新版)、事務 機器は、複合型コピー機、冷蔵庫、電子レンジ各1台、ロッ カー9名分とし、他に雨カッパ、安全帯、長靴、ヘルメットを9 名分を想定しています。
224								3			左記記載内容ですが、用意すべき執務に必要な図書、事務 機器、什器類について数量等具体的に提示いただけない でしょうか。	No.223を参照ください。
225	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(8)			事前及び事後調査の実施	事前調査及び事後調査については、場外雨水排水工事に 関わる周辺家屋も対象内と考えてよろしいでしょうか。	事業者が必要と判断される箇所は対象内としてください。
226	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(9)			電波障害	電波障害が発生した場合、対策工事に関する費用は別途 協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。ただし、電波障害が生じることのないように調査及び対策を実施し、十分な措置を行っていることが前提です。
227	要求水準書 (第Ⅰ編 設計・建設業 務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(10)			地下水	本工事によって、周辺地域に地下水汚染、井戸涸れ等が生 じることのないようにすること。とありますが、周辺地域におけ る井戸の使用状況についてご教示願います。	計画地周辺に飲用として井戸使用の届出をしている住宅等 はありませんが、計画地西側に隣接する飲食店において井 戸使用の届出がされています。
228	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(13)			利用できない土地 の測量	利用できない土地について、境界は確定されているものと考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	8		施工方法及び 建設公害対策	構成市町様所有地で工事車両の待機場所として利用でき そうな場所がありましたらご教示願います。	江南市所有の土地も含めありません。
230	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)			利用できない土地の仮囲い	利用できない土地の公道に接しない境界面には仮囲いは 不要と考えてよろしいでしょうか。	誤って、境界内に侵入・樹木伐採等が行われない対策は求 めます。
231	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	27	第1章	第4節	2	7)	(14)	8		施工方法及び建設公害対策	「工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行うこと」 とありますが、事業実施区域内仮設道路が該当するとの理 解でよろしいでしょうか。	公道等のことです。養生の要否、方法については、道路管理者等と協議してください。
232	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(14)	9		施工方法及び 建設公害対策	左記記載の内容ですが、工事排水基準および排出先を具体的にご教示ください。また、工事期間中に発生する仮設事務所の生活排水についても適正に処理(浄化槽処理)した後に事業実施区域外に排水できると考えてもよろしいでしょうか。	
233	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(15)	4		作業日及び作業時間	休日、夜間の作業が認められた場合は、所定の書類を提出 することとありますが、②作業時間より午後5時以降を夜間と みて許可取得の必要であるか教示ください。	現場作業については、午後6時以降の作業を夜間の作業と してください。
234	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	28	第1章	第4節	2	7)	(16)			工事に伴う環境調査	「本工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じんを・・・環境モニタリング等調査を行うことしありますが、隣接住戸が西側 にあるため西側境界線において調査を行うとの理解でよろし いでしょうか。	西側境界線と南側境界線で調査をしてください。
235	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	2)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2別原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材や ブラント鉄青等については、国内の一般廃棄物処理施設に 納入し稼働した実績があれば、成分・強度がJIS規格と同等 の海外規格を海外で調達し、使用できるものと理解してよ ろしいでしょうか。	事前にミルシート等で成分・強度がJIS規格と同等以上である ことが確認できる材料については、海外規格材を海外で調 達し、使用しても可とします、質問内容のものは認めます。
236											「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し、使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問内容のものは認めます。
237	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	3)				使用材料規格及び機器	「国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働 止た実績があること」と簡単がありますが、建設事業者が製 品の品質保証をすることで、弊社以外の建設事業者が納入 し稼働した実績があるメーカの製品を採用してもよろしいで しょうか。	認めます。
238	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	6)				材料及び機器 使用材料規格及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則 とし、事前に組合の承路を受けること。」)本要求水準書で要 求される機能性能・耐用度を含むかを確実に満足できるこ と。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に 納入し経動させた実総を有することを条件に、海外での製造 をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	認めます。
239	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	29	第1章	第5節	1	3)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	[3]国内の一般廃棄物施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」とありますが、建設事業者が朝品の品質を保証することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させて実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.237の回答を参照ください。
240	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	29	第1章	第5節	1	4)				使用材料規格及び機器立会検 査	「検査立会いを要する機器・材料については、国内において 実施すること」とありますが、関連会社である海外工場で製 作した場合、関連会社による検査立会いを考えております がよろしいでしょうか。	関連会社の実績や検査体制等を確認した上で適当であると 確認できた場合は認めます。
241	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	2	1)				試運転及び運転指導	受付業務、運転管理業務(搬入管理、マテリアルリサイクル 推進施設の運転)を従事される貴組合職員への教育指導開 始時期について、事業者にて想定(就運転ごみ受入用等的 前からなど)し貴組合と協議の上、決定するものと理解すれ ば宜しいでしょうか。 就運転時における貴組合運転職員への運転指導開始時期 について制限がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。江南丹羽環境管理組合職員への運転 指導開始時期についての制限は、現時点ではありません。
242	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	30	第1章	第6節	2	3)				運転指導	「マリアルリサイクル推進施設において15日以上の運転指導 期間」とありますが、当該期間で日常点検及び臨時点検など の指導も行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
									•			

No.	図書名	百	1			項目				タイトル	質問·意見事項	回答
243	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	30	第1章	第6節	3	XI				試運転及び運転指導に係る費 用	「本施設引渡しまでの就運転及び運転指導に必要な費用 は、建設事業者の負担とする」とのことですが、試運転期間 中の運転指導をお受けになる組合職員稼費用は組合様負 担との理解です。ご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	30	第1章	第6節	3					試運転に係る費用	試運転に必要な費用の内、買電電力(基本料金、電力使用 料等)や上水使用料についても薬剤、燃料同様に、事業者 負担との理解で宜しいでしたがか。 また、電力系統連系にかかるアンシラリーサービス料金は運 當時同様、貴組合負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	31	第1章	第7節	2	4)				引渡性能試験	引渡性能試験では性能を確認することが困難であるエネル ギー回収型廃棄物処理施設の「連続運転性能」、「蒸気復 水器)及び「炉体、ボイラケーンンク外表面温度」は、運営開 始後と健設事業者の立会、指導のもと、運営事業者が組合 合含意した期日に実施する。とありますが、PS6 表計15 エネ ルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法(4/5) 14.煙突における排力え流速、温度にも笛吹き現象を除き運 質開始後に実施する。と記載がございます。これも含まれる との認識でよろしいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。
246											引渡性能試験で確認が困難とある「連続運転性能」、「蒸気 復未器」及び「炉体、ボイラケーシング外表面温度」につい ては、引渡性能試験項目には含まれず、P56第14節正式引 渡における引渡性能試験報告書にも含まれない項目である との理解で宜しいでしょうか。	詳細は協議して決定することとします。
247	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	34	第1章	第7節	4	2)	表 1- 15	4		焼却主灰熱灼減量	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「二分焼均施設整備の計画・設計要額。2017改 前版により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きぐ受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」の「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加むりました。 が性能の指揮である熱灼減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。 また、上記が良い場合、サンプリング場所は主灰冷却装置の入口付近でもよろしいでしょうか。	引渡性能試験は乾灰で結構ですが、焼却灰等資源化企業 の受入条件を満足していることを確認できる試験方法として ぐださい。サンプリング場所の詳細は、組合と協議して決定し ます。
248	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	35	第1章	第7節	表 1- 15	7				騒音	事業用地は航空機起因の音が非常に大きいため、日中の 正確な騒音測定が難しいと考えますが、補正等の配慮いた だけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	36	第1章	第7節	4	2)	表 1- 15			21 好室内温度 23 機械関係諸室温度	伊室内温度や機械関係諸室温度は外気温度の影響を受けます。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)」p.474に示されるとおり、外気温との温度差を10℃前後と設定することが一般的ですので、換気設備は外気温との温度差を10℃以内として設計することで宜しいでしょうか。	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社 団法人全国都市清掃会議)」p.474に示されるとおり、一般に 外気温32で温度差を10℃と設定することで計画してくださ い。
250	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	36	第1章	第7節	4	2)				表1-15	炉室を含む機械関係諸室内の温度として、「室温:原則として40℃以下」と記載がありますが、設計外気温は28.3℃の場合と考えてよろしいでしょうか。 28.3℃とは、平成31年2月付「尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業に係る環境影響評価方法書」の「3.1自然的状況、3.1.11 気象(り気温・降水量」に、8月の月別平均気温として記載されている値です。	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社: 団法人全国都市清掃会議)」p.474に示されるとおり、一般に 外気温32で温度差を10でと設定することで計画してくださ い。
251	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	36,37	第1章	第7節	4	2)	表 1- 15	21 ~23		室内温度	室内温度と室内局部温度の保証条件が同条件となっておりますが、項目の違いについて教示下さい。また、室温とは各部屋の温度との解釈でよろしいでしょうか。	室内局部温度は発熱放射体近辺の温度を輻射熱を排除した温度です。また、室温とは各部屋の温度の解釈です。
252	要求水準書 (第Ⅰ編 設計・建設業 務編)	36	第1章	第7節	表 1- 15	21,2 3				炉室内温度	室温は原則として40℃以下とありますが、気温が30℃を超え るような夏場などでは遵守が非常に厳しい制約値と考えま す。「外気温+○℃」のような制約条件に変更頂けないで しょうか。	「ごみ処理施診整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社 団法人全国都市清掃会議)」p.474に示されるとおり、一般に 外気温32で温度差を10℃と設定することで計画してくださ い。
253	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)		表1	16	マテリアルリサイクル推進施設の 引渡性能試験方法	試験項目2. 破砕寸法の保証値は、「第1章第2節2.5)処理 条件(2)」で示した寸法とありますが、低速回転破砕機、マット レス用破砕機の機器仕様に記載された破砕寸法は目標値と の解釈でよろしいでしょうか。	保証値としてください。
254	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	38	第1章	第7節	4	2)		表1	17	マテリアルリサイクル推進施設の 引渡性能試験方法	試験項目3. 選別基準の保証値「第1章第2節2.5)処理条件(3)(4)」とありますが、(4)は明記されておりません。(3)のみとの解釈でよろしいでしょうか。	•
255	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	39	第1章	第8節	1	2)				契約不適合責任	別に定める消耗品の種類とその契約不適合責任期間を教 示下さい。	別に定める消耗品とその契約不適合責任期間については、 事業者からの提案によるものとし、協議の上、決定するものと します。
256	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	41	第1章	第9節	4	4)				剪定枝受入貯留ヤード	剪定枝の必要貯留容量を算定するため、見掛け比重のご提示をお願いします。	事業者の知見において、適切と思われる値を設定願いま す。
257	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	41	第1章	第9節	4	4)				その他の工事	公平性の観点から、剪定枝受入貯留ヤードの必要面積をご 指示頂きたくお願いします。100トン分では判断致し兼ねま す。	No.256の回答を踏まえ、適切なものを計画願います。
258	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	41	第1章	第10 節	1	2)				本施設の設計業務 管理技術者	設計期間と工事期間で管理技術者は変更可能と考えてよろ しいでしょうか。	可能とします。
259	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	42	第1章	第10節	2	2)				参考基準図書類	公共建築工事標準仕様書など31年版(現時点での最新)の 基準をもとに事業提案し、入札提出後に新たに最新版が発 行され基準が変わった場合、変更後の基準にあわせて計画 を変更する必要はありますか。 その場合、入札説明書50頁設計変更リスク(31)組合による指 示変更と考えてよろしいでしょうか。	入札時での最新版の基準をもとに事業提案し、入札提出後 に新たに最新版が発行された場合は、新たな最新版を使用 してください。基準が変わった場合で、工事費に大きく影響 する変更に関しては協議します。
260	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	43	第1章	第10節	2	3)	(1)			敷地測量	敷地測量図のCADデータの提示をお願いします。	質問提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。
261	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	49	第1章	11節	2	3)				着工前業務	現場代理人と監理技術者の兼務は可能との解釈でよろしい でしょうか。	可とします。
262	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	49	第1章	11節	3	2)	(2)	(5)		現場管理	事業実施用地の出入口に警備員を配置し、事業実施用地 内へ部外者を立ち入れないようにすること。とありますが、警 備員の配置は現場稼働時間帯のみとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
263											現場代理人および監理技術者の配置について構成企業の 中から土建工事、プラント工事それぞれの該当工事期間 中、別々に配置してもよろしいでしょうか。	可とします。
264	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	49	第1章	第11 節	3	2)	(2)	3		本施設の設計業務監理技術者	「主任技術者又は監理技術者を配置」とのことですが、現場 代理人との兼務は可能でしょうか。	可とします。
265	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	51	第1章	第11節	5	9)				製作承諾申請図書	SDS(SafetyData Sheet:安全データシート)が内容に含まれて おりますが、SDSの適用範囲をお教えください。 就運転前までに試運転で使用する薬品類についてSDSを提 出することでよろしいでしょうか。	現時点で想定するものはありません。 2点目の質問はご理解のとおりです。
266	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	51	第1章	第11節	6	2)				建築確認申請	当建築確認申請は計画通知となり、特定行政庁への提出となるのでしょうか。若しくは民間審査機関への建築確認申請が可能なのでしょうか。	確認申請となります。審査機関は特定行政庁でも民間審査 機関でも構いません

No	図書名	頁				項目			タイトル	質問·意見事項	回答
267	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	52	第1章	第11節	9	4)			公害防止委員会対応	公害防止委員会の対応について、現地説明回数、委員会 の開催回数、時期及び対応期間についてご教示願います。	公害防止委員会は、年4回、四半期ごとの開催を予定しています。(ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催頻度が変わることがあります。) う1回は現地見学会を実施したいと考えています。 現地見学会の開催時期につきましては現時点で具体的な時期を決めているわけではありませんので、工事の進捗が、役を考慮しながら決定します。(事業者の方と相談の上、現地見学会の開催時度決定します。) なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学職経験、行政関係者で構成することを予定しています。
268	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	52	第1章	第11節	10	1)			残存工作物等	費組合から提示された資料から想定できない残存工作物等 が存在し、貴組合の監督員との協議の結果、処置することと なった場合は、その処置にかかる工規および費用について もご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
269	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	53	第1章	第11節	10	2)			地中障害物	「使用不可用地を除く事業用地内に地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分すること。なお、費用負担については組合と協議して決定する。」とありますが、事業用地外で本事業工事範囲となる北側水路改修工事、県並拡幅工事において地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により、費用負担について責組合と協議して決定するとの解釈でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
270										事業用地内に地中障害物が存在し、貴組合の監督員との 協議の結果、処置することとなった場合は、その処置にかか る工期および費用についてもご協議いただけると考えてよろ しいでしょうか。	程度にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
271	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	54	第1章	第11節	10	11)			工事経過の記録	「工事の状況を記録した静止画・動画は組合による指導のも と編集を行い…」とありますが、編集はどこまで求められるも のか教示下さい。(例:専門業者を使用する)	専門業者への依頼までは想定しておりません。また、動画については、組合と協議し必要に応じて記録することとします。
272										「建設事業者は、工事の経過について、住民説明用資料のため、工事の状況を静止画(定点撮影を含む)・動画で記録することもかますが、責組合にて想定されている順度や量、内容について具体的な例示を頂けないでしょうか。	提案によるものとします。
273	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	54	第1章	第15節	3				予備品及び消耗品	「予備品及び消耗品は、それぞれ明細書を添えて2年間に 必要とする数量を納入すること」とありますが、事業者の実績 に基づいて2年間に必要な数量を納入することでよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
274										マテリアルリサイクル推進施設において、当該期間中の消耗 品の補充が計画以上に必要となる場合に対し、運転面によ る限因がある場合ついては有償にて運営事業者が補充する との理解でよろしいでしょうか。	原則、変動費で調整することとしますが、消耗品が計画以上 となる原因究明後、運転面による原因であることが明らかで ある場合は、協議することとします。
275	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	56	第1章	第13節	3				検査及び試験 検査及び試験の省略	「公的またはこれに筆する機関の発行した証明書等で成績 が確認できる機器については、組合の承諾を得た上で検査 及び試験を省略できる場合がある。」とありますが、「電気工 作物の溶接部に関する民間製品認証規格へ力力を活用し たボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出す ることで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
276	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	59	第2章	第1節	3	5)			機器冷却水配管	機器冷却水配管は結露する恐れが無く、点検・整備にも有利ですので、保温は無しとすることでよろしいでしょうか。	可とします。
277	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	59	第2章	第1節	3	5)			防熱·保温	機器冷却水配管について、結露防止目的で保温をすること となっていますが、保温箇所につきましては事業者判断とさ せて頂けないでしょうか。	可とします。
278	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	60	第2章	第1節	4				配管	配管仕様及び管材等の選定は事業者の判断で行うものと し、仕様書、リストの提出は無しとさせて頂けないでしょうか。	配管については、流体、温度、圧力等使用目的を考慮する 必要がある為、リストを提出し承諾を得てください。
279	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	61	第2章	第1節	7	1)	(2)		官庁施設の総合耐震計画基準	地震対策の適用基準には「官庁施設の総合耐震計画基準 及び同解説」との記載がありますが、最新版に該当する「官 庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を適用基準と考えて よろしいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」共を適用基準として考えてください
280	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	61	第2章	第1節	9				長寿命化対策	「本施設が30 年以上稼働できるようにすること。」と記載がありますが、30年以上稼働を前提に設計を行いますが、運営開始以降、適正な補修・交換を実施をした上で稼働できるものとするとの理解でおります。ご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	64	第2章	第2節	1	5)	(10)		ごみ計量機	浸水、防塵対策として「IP68相当」が指定されていますが、限 られた機器(ロードセル等)しか対応が不可能と考えられま す。水害対策では他の方法も織り交ぜて提案するとの理解 でよろしいでしょうか。	同等であると認められる場合は可とします。
282	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	64	第2章	第2節	2	4)	(3)		プラットホーム	フラットホーム幅員は一方通行の場合17m以上、対面通行 の場合は20m以上とありますが、幅員は投入扉前の車止め から対面の柱の通り芯までの長さという理解でよろしいでしょ うか	通り芯ではなく柱面から(有効寸法)としてください
283	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	3	5)	(6)		プラットホーム出入口扉	プラットホーム内渋滞時の入場制限をより確実に行うため、 扉前方の人や車両を検知して開かないようにするのではな く、運転員が波滞発生を判断して、一時的に扉を開禁止に ボタン操作するものと読み替えてもよろしいでしょうか。	自動検知及び手動の切替が可能な計画としてください。
284	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	65	第2章	第2節	4	表2-1	3)	(5)	ごみ投入扉 ダンピングボックス	材質がSUSと指定されていますが、腐食を考慮した上で、適 材適所の材質を選択することでよろしいでしょうか。	SUSと同等以上の耐腐食性・強度があることが判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は可とします。
285	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	65	第2章	第2節	4				表2-1 ごみ投入扉及びダイン ピングボックス	ダンピングボックスの付属機器・消耗品の欄に、電動スライド シャッターの記載がありますが、電動スライドシャッターと同 等の機能、安全性を有することも前提に、傾斜投入式のダ ンピングボックスを採用してもよろしいでしょうか。	電動スライドシャッターと同等以上の機能、安全性が判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認めます。
286	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	66	第2章	第2節	4	1)	(1)		ごみ投入扉	「クレーン操作室から投入位置を誘導できるようにする」とありますが、開禁止扉を指定できるようにするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問内容に加えて、クレーン室から、表示盤やランプ等で 搬入車両を誘導することが可能なようにしてください。
287	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	67	第2章	第2節	7	3)	(3)		シュート部ライナー	「材質[SUS]、厚さ[9mm]」とありますが、シュート部は実績の あるコンクリートの表面強化剤を塗布する提案をお認め頂け ないでしょうか。	要求水準書で示した材質、厚さと同等以上の性能あることが 判る資料を提出し同等以上と判断できる場合は提案を認め ます。
288	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	68	第2章	第2節	7	4)	(10)		ごみピット	「適当な位置に取り外し可能な点験用タラップ及び安全フックを取り付けること」とありますが、点検用タラップの受け座や安全フックにごみクレーンバケットが接触したり、ごみが引っかかることによりごみどット運用に支障をきたす恐れがあることから、ごみクレーン保守用ホイスト等を利用した装置で代用する計画としてよろしいでしょうか。	提案を認めます。
289	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	68	第2章	第2節	7	5)	(6)		ごみピット 特記事項	「(6) 自然光を極力採り入れ、ごみピット底部まで視認可能な 照度ますること。また、照明器具の保守点検が可能な構造と すること。」とありますが、ごみピット内に自然光を入れると物 慶等がひかりクレーン操作に支障をきたす場合があります。 照明器具による照度確保のみとしてだけないでしょうか。 フを生せてユビョム・の選挙を簡単はマスを事が払わま	自然光は極力求めるものであり、クレーン操作の支障をきた すことがないよう照度を確保し計画してください。
290							(9)		ごみピット 特記事項	ごみ汚水はごみビットへの返送を原則とすると記載がありますが、燃焼室等での噴霧処理をお認めていただけないで しょうか。	原則なので、提案を認めます。
291							(11)		ごみピット 特記事項	ごみピットの奥行について、「原則としてクレーンパケットの 開き寸法に対して2.5倍以上の奥行を確保すること」とありま すが、2段ビットを採用する場合、ごみの複準をおこなう第2 ビットのみを満足する考えでよろしでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	68	第2章	第2節	8	3)	(5)		ごみクレーン	ごみ単位体積重量の数値が空欄となっていますが、移働率 算出用は基準ごみ時のごみ単位体積重量、定格荷重算出 用は0.4t/m3を採用するとの解釈でよろしいでしょうか。	稼働率算出用は基準ごみ時としてください。なお、No.59の 回答で想定ごみ質の提案を認めていることに留意願いま す。また、定格荷重用の単位体積重量は提案によることとし ます。

No.	図書名	頁				項目			こかだ	理施政登開・連呂事業 第2世 タイトル	入札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
293	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)			ごみクレーン	「容易に掃除できるように自動窓ふき装置を設けること」とありますが、窓ガラスの清掃方法についてはライフサイクルコストを考慮した上で、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	自動窓拭き装置の機能と同等であれば認めることとします。
294	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	69	第2章	第2節	8	5)	(4)			自動窓拭き装置	窓ガラスの清掃方法は、事業者提案としてよろしいでしょう か。 プラットホームの適切な場所で本装置の遠隔操作とあります	No.293の回答を参照ください。
295	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	70	第2章	第2節	9	5)	(3)			薬液噴霧装置	が、現場操作盤からの操作するとの解釈でよろしいでしょうか。	必ずしも現場操作盤とは指定しません。
296	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	70	第2章	第3節	1	5)	(8)			ごみ投入ホッパ・シュート	「シュート都には摩耗防止のためにライナーを設置すること。」とありますが、ライナーと同等の機能を有することを前提に摩耗対策については事業者提案とせて頂けないでしょうか。	
297	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	72	第2章	第3節	4					燃焼装置駆動用油圧装置	ライフサイクルコストを考慮し、1コニットに油圧ポンプを3基、 油圧タンクを1基設置し、燃焼装置1基に対し油圧ポンプ1基 運転、油圧ポンプ共通予備1基として、油圧装置のユニット 数を1ユニットとしてもよろしいでしょうか。	実績や運転上、問題ないことが判る資料を提出し運転上問題ないと判断できる場合は認めます。
298	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	72	第2章	第3節	5					給油装置	給油頻度が少ない場合、手動給油方式でも問題無いでしょ うか?	原則認めることとしますが、詳細は実施設計時に協議して決 めることとします。
299											グリスポンプの設置有無については、メンテナンス性を考慮 した上で事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	原則認めることとしますが、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
300	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	73	第2章	第3節	6	3)	(1)	(5)		焼却炉本体	「構造」を記載する表中には、耐火物の構造を記載するとの解釈でよろしいでしょうか。	使用する耐火物の種類を記載してください。
301	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	84	第2章	第3節	8	5)	(5)			副資材搬送装置	「本装置は、1系列1基を原則とすること」とありますが、当社 が納入した全施設において本設備は共用しており、問題な く稼働を継続しております。そのため、本施設において副資 報送装置を共通化する事業者提案をお認め頂けないで しょうか。	提案を認めます。
302	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	86	第2章	第3節	3.3	2	5)	(1)		破砕機	「後段の給じん装置に安定的に供給」とありますが、破砕機 の後段に破砕ビットを設け、破砕ビットから給じん装置へご みクレーンで投入するシステム構成として宜しいでしょうか。	提案を認めます。
303	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	88	第2章	第3節	3.3	6				加熱空気送風機	ごみビットから常温空気を押込送風機等で吸引し、空気予 熱器を介して、ガス化炉や溶融炉へ加熱空気を送風するシ ステムとして、本送風機は設置しないことで宜しいでしょう か。	提案を認めます。
304	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	93	第2章	第3節	3.3	15				金属類等貯留バンカ(鉄・ア/ミ・不燃物等)	金属類等の副生成物の取扱いは事業者範囲となりますので、バンカではなく、ヤードとして、重機にて運搬車両へ積み込む方式として宜しいでしょうか。	提案を認めます。
305	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)			燃焼ガス冷却設備 ボイラ 数量	ボイラの数量は2基に読み替えて良いでしょうか?	1基/系列と読み替えください。
306	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(2)			数量	ボイラ本体数量は1基/系列×2系列の[2]基との解釈でよろ しいでしょうか。	1基/系列と読み替えください。
307	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	95	第2章	第4節	1	1)	(5)	1		特記事項	本設備は発電設備のため、「労基」ではなく「発電用火力」に 基づくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308								9		特記事項	圧力計はITVにより中央制御室にて常時監視できることとありますが、対象となる圧力計は「汽水胴圧力計」のみとの解釈でよろしいでしょうか。	対象はご理解のとおりですが、ITVの設置は任意とします。
309	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	96	第2章	第4節	1	5)	(2)			ボイラ給水ポンプ 数量	ボイラ給水ポンプは4台設置と指定されていますが、事業者 実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する適正な数 量に変更してもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、適正数量とした場合 において1台が故障した場合においても機能上、関係法令 上、2炉運転できるようであれば提案を認めます。
310	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	98	第2章	第4節	1	7)	(5)	3		脱気器給水ポンプ	グランド部分の仕様については、実績を踏まえた上で事業 者提案とさせてさせて頂けないでしょうか。	提案を認めます。
311	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	99	第2章	第4節	1	9)	(2)	2		サンプリングクーラ	給水用の数量が「1炉1基」となっておりますが、ボイラ給水 は共通1基の復水ダンクからとなりますので、「1基」としてよ ろしいでしょうか。	可とします。
312	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(5)	Θ		導電率計	白金黒鉛電極式が指定されていますが、耐薬品性や維持 管理性を考慮し、同等の機能を持つ別の方式を提案しても 宜しいでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
313									7.	導電率計	導電率計はJIS K 0130で規定されていますが(呼称:電気伝 導率計)校正の記述はなく、構造上も標準液等での補正が できるものではないため、メンテナンス作業としては工場での 再測整を行うことが一般的です。よって、校正機能は不要と して宜しいでしょうか。	⑤特記事項ア.を削除します。
314	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1.	9)	(5)	Θ		導電率計	型式は"白金黒電極式導電率計"で指定されていますが、 本形式はメーカ・レンジにより入手不可能になるケースがあ おため、形式については、提案とさせていただけないでしょう か。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
315	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	3	1	ブロータンク	ブロータンクの材質については、ライフサイクルコストを考慮 した上で事業者決定とさせて頂けないでしょうか。	同等品と認められる場合は提案を可とします。
316	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	100	第2章	第4節	1	9)	(3)	3	₹.	ブロータンク 主要項目 材質	[SUS304又は同等品以上]と記載がありますが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか?	No.315の回答を参照ください。
317	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	101	第2章	第4節	1	10)	(1)	(5)	7	特記事項	「高圧蒸気だめの圧力をポイラドラムと同一とする場合、安全 弁はポイラドラムに設置するものと共用としても良い」とありま すが、「高圧蒸気だめの最高使用圧力をポイラドラムと同し とするため、高圧蒸気だめ安全弁はポイラドラムに設置する 安全弁と共用として省略して良い」との解釈でよろしいでしょ うか。	そのように解釈していただいても結構ですが、安全上問題ないように計画してください。
318	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	102	第2章	第4節	2	3)	(6)			蒸気復水器	本温度は復水器の設計に大きく影響しますので、設計入口 空気温度につきまして教示下さい。	設計空気温度については、建築設備設計基準(平成30年版 一般社団法人 公共建築協会)P359の地名名古屋に示され ている温度を参考に事業者で設定して下さい。
319	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	102	第2章	第4節	3	3)	(2)			復水タンク 主要項目 材質	[SUS304又は同等品以上]と記載がありますが、腐食要因となる酸素の常時混入がない構造として、問題なく運用している実績を有するSS材へ変更して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
320	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	4	5)	(4)			純水装置	災害時に上水道が断水した場合の対策を講じる事となって おりますが、1炉5日間運転可能とするよう考慮し設計すると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	103	第2章	第4節	5	2)				純水タンク	数量は予備1基となっておりますが、弊社実績も多数ある常 用1基のみとしても宜しいでしょうか。	機能上、維持管理上、問題がないことを条件に認めます。
322											数量が「[2]基」とされていますが、同タンクは内部清掃など の必要性、整備頻度が非常に低く、1基でも施設の運転に支 障がありませんので、1基としてもよろしいでしょうか。	: No.321の回答を参照ください。
323											純木タンクの基数については、メンテナンス性を考慮し1基と させて頂けないでしょうか。	No.321の回答を参照ください。
324	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	104	第2章	第4節	7					廃液処理装置	廃液処理装置は純水装置の方式により、必要に応じて設置 することとしてよろしいでしょうか。	認めます。
325	務編) 要求水準書(第Ⅰ編 建 設業務編)	104	第2章	第4節	7	2)	(1)			中和廃液移送ポンプ	廃水中和槽がRC水槽の場合、ライフサイクルコストを考慮し 水中ポンプの採用も可能とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
326	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	106	第2章	第5節	1	1)	(3)	5		排ガス処理設備 減温塔 減温塔本体 主要項目 材質	[耐硫酸・塩酸露点腐食鋼]と記載がありますが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか?	要求水準書のとおりとします。

전용하게 함께 변경 10 10 10 10 10 10 10 1	No.	図書名	頁				項目		_	- 外処理。	ルロス 単四 単四 単四 か 2 回 ハ タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
20년 2년 전체 변경 19년 2년 10년 10년 2년 2년 10년 2년 2년 10년 2년	327		107	第2章	第5節	1	5)				減温用空気圧縮機		同時使用いや両者に求められる性能を満足することを条件とし、可とします。
200 전 보고	328		108	第2章	第5節	2	3)	(11)	2		ろ過式集塵装置	すが、実績を有するSS材への変更は可能でしょうか?	要求水準書のとおりとします。
対数性の関係を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性	329		109	第2章	第5節	3	5)	(8) (9)			有害ガス除去設備	が、これらはその次の「4. 薬剤貯留サイロ」に関する特記事	ご理解のとおり「4. 薬剤貯留サイロ」に関する特記事項としてください。
1	330		112	第2章	第5節	10					水銀除去装置		提案を認めます。
20	331		114	第2章	第6節	1.	2)	(3)					受注後の提出も認めます。
### 12	332	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	119	第2章	第6節	3	4)	(1)			場外余熱供給設備	定し、本施設内、敷地内の配管ルートを計画し、将来施工し やすいようにすること。と記載ありますが、余熱利用の計画と	現時点で具体的な余熱利用計画はありません。予備座確保 を計画ください。なお、入札時は熱供給を想定せず、発電し て売電する計画としてください。
	333						1)					がございますが、事業費見積で電力費用を検討する際、こ の余熟利用分は発電からは空かるかなのでしたか、控 除する場合は、1日の供給時間(24時間連続なのか、間欠な のか)もご数示願います。 また、ボイラ連転を停止する全休炉期間中は場外余熱供給	No.332の回答を参照ください。
	334											余熟利用施設への熟供給は24時間供給を想定した計画と するものでしょうか。間欠的な供給の場合、想定する時間帯 をご数示願います。 具体的な施設用途が決まっていましたらご数示願います。 また、温水を採用する場合は熱交換器等が必要となります	No.332の回答を参照ください。
四次の大きを指摘性 19 第29 第78 1 3 60 四次の基準 19 19 30 60 四次の基準 19 19 30 60 四次の基準 19 19 30 60 19 19 19 30 60 10 19 19 19 10 10 10 1	335											定であるため、蒸気を供給するものとして配管スペースのみ	No.332の回答を参照ください。
20 元の東京帝[編 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	336		119	第2章	第7節	1	3)	(6)			押込送風機		[]付きなので、同等の性能を有する場合は提案を認めます。本要求水準書の記載事項は第1章第4節1.4)を参照ください。
22 京京 京京 京京 京京 日 22 日 12 京京 京京 日 22 日 12 京京 日 12 日 日 12 日 12	337		122	第2章	第7節	5	5)	(3)			ダンパ	口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の	大型の自動制御ダンパを含め維持管理上必要と思われるダ
20 投票機関	338		122	第2章	第7節	6	3)	(2)			主要項目	ますが、ガス温度条件等を考慮の上、腐食防止の実績ある	要求水準書のとおりとします。
20 日本の大学の関係を表現を表現しています。 1 23 第2章 第7節 9 30 44 生突 15 15 15 15 15 15 15 1	339		122	第2章	第7節	6	3)	(2)			煙道		ボイラ以降の排ガス処理設備で計画してください。耐硫酸・ 塩酸露点腐食鋼又は同等品以上としてください。
3	340		123	第2章	第7節	8	3)	(7)			排ガス循環用送風機		[]付きなので、同等の性能を有する場合は提案を認めます。本要求水準書の記載事項は第1章第4節1.4)を参照ください
242 14日 日本日本 142 第2章 第7章 9 5	341		124	第2章	第7節	9	3)	(4)			主要項目	件等を考慮の上、腐食防止の実績ある場合、SS400の採用	
243	342	(第 I 編 設計·建設業	124	第2章	第7節	9	5)	(4)				上部に出る部分は、階段ではなくラダーで、ハッチを開けて あがる仕様を事業者提案としてお認め頂けないでしょうか。	ラダーが3m以内であれば可とします。ハッチの開閉が容易 に出来るよう留意ください。
14 東京水作書 (第 1 編	343		124	第2章	第7節	9	5)	(4)			煙突	観点から、頂部の数メートルはラダーを提案してもよろしいで	No.342の回答を参照ください。
246 要求水帯変化 142 第2章 第8節 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2	344		124	第2章	第8節	1					主灰冷却装置	3項にて主灰押出装置がありますので、主灰押出装置を水 封式として冷却機能を持たせることで、本主灰冷却装置は	提案を認めます。
346 東水 小 中華 (中) 1 東京 第8節 3 主	345		124	第2章	第8節	1					主灰冷却装置(ストーカ式)		提案を認めます。
347 (第 1編 設計・建設業	346	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	125	第2章	第8節	3					主灰押出装置		か、王庆押田装直からコンペヤを乗り継く場合は、コンペヤ
348 248 348 349 34	347	(第 I 編 設計·建設業	130	第2章	第8節	13	4)	(2)			数量	き、混練機の台数を1台とする事業提案をお認め頂けないで	焼却灰等資源化企業の受入条件において本設備を常時使 用する場合は、要求水準書のとおりとします。使用頻度が少ない場合は提案を認めます。
349 数乗務編 130 第2章 第9節 13 40 (2) 民継機機	348		130	第2章	第8節	13	4)	(2)			混錬機		No.347の回答を参照ください。
350 第1編 設計・建設業 322 第9節 1 2)	349		130	第2章	第8節	13	4)	(2)			混練機		No.347の回答を参照ください。
351 要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編) 133 第2章 第9節 6 1	350	(第 I 編 設計·建設業	132	第2章	第9節	1	2)					おり、問題なく稼働を継続しております。事業者の実績に基	提案を認めます。
130 第2章 第10節 130 第2章 第10節 139 第2章 第11節 1 139 第2章 第11節 1 14 14 14 14 15 15 15	351		133	第2章	第9節	6	1)				スラグヤード	施設内においては、スラグを有効利用するにあたり必要な分析結果が到来するまでの期間のスラグを貯留する必要はなく、引取先で確保するなど、本施設内のヤード容量は、運営に支障のないよう、引取先の需給バランスも考慮し事業者に	
353 表示、作車音・第 1 fm 1 m 1 m 第2章 第10節 5 5 5 3 (3) 機器冷却水冷却塔	352		138	第2章	第10節	4	3)				予備品		提案を認めます。
(2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7	353		139	第2章	第10節	5	5)	(3)			機器冷却水冷却塔	りますが、各機器毎にフローチェッカを設置する場合、設置	提案を認めます。
255 要求水準書(第1編	354		139	第2章	第11節	1	1)	(2)			排水処理設備	有機系ブラント排水と無機系ブラント排水の汚水受槽を一つ にまとめることで、水質変動を小さくし、安定稼働させたいと 考えています。排水処理性能は問題なく確保しますので、有 機系/無機系の両排水を同じ汚水受槽にて受け入れ、生物	提案を認めます。
災害時に処理施設が停止した場合の一時貯留槽	355		139	第2章	第11節	1					処理プロセス	有機系プラント排水は、炉内噴霧による高温酸化処理とする	
安水小甲音 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大	356		141	第2章		2							なお、本表は参考表であり、無条件の設置を要求するもので
357 要求水準書(第1編建 143 第2章 12節 1 16) 整の塗装色 「塗装は盤内外面とも指定色」とのことですが、同等施設にて事業者実績のある塗装色を提案してもよろしいでしょうか。 購入品を除き、原則として指定色とします。	357		143	第2章	12節	1	16)				盤の塗装色	て事業者実績のある塗装色を提案してもよろしいでしょうか。	購入品を除き、原則として指定色とします。
要求水準書(第 I 編 143 第2章 第12節 1 16)	358	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	143	第2章	第12節	1	16)				鋼板製の盤等の構造		ご理解の通りです。

20	No	図書名	頁	1			項目			- , ,	タイトル	れ説の音寺に関りの貝向に対りの回答 質問・意見事項	回答
************************************	359	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業		第2章		1						炉室等粉じんの多い場所に設置する電動機の構造はIP5X 相当とするとありますが、P150 7)電動機 に記載の内容を 満たしつつ、国内で販売台数が多く、弊社においても実績 が十分にあるIP44屋外型)の電動機の採用を提案させてい	
20	360		144	第2章	第12節	1.	20)				電動機の構造	IP44の採用実績は多く、機能上問題はありません。設置場	
전로 보고 함께 보고 보고 함께 보	361		144	第2章	第12節	1	20)				電気設備共通事項	造をIP5X相当とするとありますが、実績、汎用性、設置場所 を考慮した上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	
20	362		145	第1章	第12節	5					屋外開閉所収納機器について	ありますが、屋外開閉所の設置機器は、特高受電ユニットから特高変圧器、二次遮断器盤までとし、以降高圧ケーブルで、工場棟屋内電気室の高圧受変電設備に引きこむ構成と	提案によることとします。
大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	363		145	第2章	第12節	3	3)	(6)				明・コンセントについては AC200V/100V 1 ø 3W(単相3線	可とします。
15 15 15 15 15 15 15 15	364		145	第2章	第12節	5.	1)	(3)	1		特別高圧受電盤		ご理解のとおりです。
	365		145	第2章	第12節	5.					特別高圧受変電設備	すが、屋外開閉所の要否は、送配電会社との協議によると 理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
	366											し、 とありますが、浸水対策をした上で受電盤、特別高圧変 圧器を屋外に設置することを提案することも可と考えてもよろ しいでしょうか。	有効な浸水対策を講じた上で提案を認めます。
1984	367		146	第2章	12節	5	2)				特別高圧変圧器盤	支障のない範囲であれば設置の有 無については、を事業 者提案としてもよろしいでしょうか。	
10.1. (東京できなったのできない。 1.1. 1 日本	368											のない形式の場合は「特別高圧変圧器」と読み替えてよろし	認めます。
20 日 時間	369											はなく、盤が不要な型式となります。 放熱の観点からも盤がないほうがメリットになりますので、盤無しタイプを提案させて	
19	370							(3)	6		特別高圧変圧器盤	支障のない範囲であれば設置の有無については、提案とさせていただけないでしょうか	No.367の回答を参照ください。
「	371							(3)	10		特別高圧変圧器盤	受注後、適切な時期にご提出するものと解釈してよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
272	372	(第 I 編 設計·建設業	146	第2章		5	2)	(3)	6		負荷時タップ切替装置	会社側の系統の電圧変動レベルであれば無負荷ケップ切 替で十分であり、機器関等時の施設稼働への影響や維持 管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考え ますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施してもよろし いでしょうか。	
### (14)	373		147	第2章	第12節	6.	1)	(3)	①		高圧配電盤	規程にも記述が無い事より、非該当と解釈してよろしいでしょ	ご理解のとおりです。
大学大学書 149 第12	374		148	第2章	第12節	6.	2)				高圧進相コンデンサ盤		
168 別北京 168 168 別北京 168 16	375	(第 I 編 設計·建設業	148	第2章		6	2)	(4)	8			すが、蒸気タービン発電機や高圧母線に設置された進相コ ンデンサによる無効電力制御にて受電点力率は制御可能と	提案を認めます。
177 18	376		148	第2章	第12節	6.	1)	(5)	8		高圧配電盤	の配電について、地絡保護をするものと考えてよろしいで	
175 大学・水平像(第 1 編 設計・建設業務額	377								9		高圧配電盤	されていますが、将来の配電回路設置用予備スペースを設	
379 (第1編 設計・被政策 149 第2章 第12届 6 d) 第12届 20	378			第2章	第12節							て、概略は、p.148 高圧動力盤は高圧負荷を全電圧(減電 圧)始動する盤、p.152 高圧制御盤は高圧負荷をインバータ	する必要がなければ、当該項目は該当しないものとしてくだ
380 次水・事業(第 1 編 149 第2章 第12館 6 4 ()	379	(第 I 編 設計·建設業	149	第2章		6	4)				高圧変圧器	省エネルギーの観点を配慮した提案をさせていただいても	
要求水準書(第1編 記計・建設業務編)	380		149	第2章	第12節	6	4)	(2)			プラント共通動力変圧器	に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した	
282 要求水準書(第1編 設計・建設業務編) 151 第1章 第12節 7 第12節 7	381	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)		第2章	第12節	6.	4)	(2)			高圧変圧器	用変圧器と(5)非常用動力変圧器への分割のご指定ですが、変圧器の分割については、提案によるものと出来ないでしょうか。 年次点検期間とプラント設備容量により、本施設に対して、最	も可とします。ただし、プラント運用あるいはメンテナンスにお
383 要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編) 151 第2章 第12節 7. 1) (4) ② 転送遮断装置又は単独運転検 全では、転送遮断装置又は単独運転検出装置は必ずしも 安要ではありませんので、電力会社との協議結果によると解 でいった 要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 所	382		151	第1章	第12節	7					電力監視設備	監視操作・帳票作成などが可能な事とする。電力監視盤は、 中央制御室に設置し、受変電設備の集中監視操作を行うも のとありますが、最近の採用事例を考慮し、以下の機器構成 と考えてよろしいでしょうか? 電力監視盤用として電力監視操作オペレータコンソールを 設け、特高/高圧受変電設備監視操作及び各進断器同期 投入操作を可能とする。 さらにバックアップとして、特高/高圧受変電設備側にて各 種保護維電器/インタロック、現場操作スイッチ等を設け対	
384 (第 I 編 設計・建設業	383		151	第2章	第12節	7.	1)	(4)	12			条では、転送遮断装置又は単独運転検出装置は必ずしも 必要ではありませんので、電力会社との協議結果によると解	
386	384	(第 I 編 設計·建設業	151	第2章		7					電力監視設備	考えて、どちらか一方を採用すると考えてよろしいでしょう	問のように解釈することも認めます。詳細は、実施設計時に
386 要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編) 151 第2章 第12節 7. 1) 電力監視盤 断できますので、特別高圧受電盤の近傍に設置する特別高 No.384の回答を参照ください。 前、高低圧系統の保護・監視・操作機能は、それぞれ高圧 配電盤、低圧配電盤に設置する計画です。 152 第2章 第12節 8. 3) (5) 低圧配電設備 低圧配電設備 原発電機は6kV級の採用を予定しているため、本項は非該 非該当と解釈してください。 152 第2章 第12節 8. 3) (5) 低圧配電設備 日発電機は6kV級の採用を予定しているため、本項は非該 非該当と解釈してください。	385	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	151	第2章	第12節	7	1)				電力監視盤		
387 紫水水中香(外 1 幅 は 第 2 第 2 第 1 2 第 2 第 1 2 第 2 第 2 第 1 2 第 2 第	386		151	第2章	第12節	7.	1)				電力監視盤	断できますので、特別高圧受電盤の近傍に設置する特別高 圧操作監視盤と解釈してよろしいでしょうか。 尚、高低圧系統の保護・監視・操作機能は、それぞれ高圧	No.384の回答を参照ください。
	387		152	第2章	第12節	8.	3)	(5)			低圧配電設備	用発電機は6kV級の採用を予定しているため、本項は非該	非該当と解釈してください。

No.	図書名	頁				項目			タイトル	質問·意見事項	回答
388	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	152	第2章	第12節	8.	2)	(4)		低圧配電設備 非常用電源盤	本盤は、400V級動力主幹盤と同系統にする提案は可能で しょうか。 非常用発電設備(6kV級)で1炉起動を満足させる為、下位 の系統で区分する計画です。	事業者提案を認めます。詳細は、実施設計時に協議して決めることとします。
389	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	152	第2章	第12節	9				動力設備	「瞬時電圧低下が発生した場合、電圧復旧後に運転を自動 立上げ等して運転継続できるように」とありますが、マテリア ルリサイクル推進施設は安全を考え、停電保持しないとの理 解でよろしいでしょうか。	本項は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に対する規定 ですが、マテリアルリサイクル推進施設での適用を否定する ものではありません(安全確保を原則とする)。
390	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9.	2)	(1)		インバータ制御盤	(1)型式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1425)] とご指定がありますが、JEM1425は高圧の場合の規程のため、非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391										JEM1425は高圧スイッチギアを想定した規格ですので、 400V系のインバータ制御盤に適さない規格と考えます。 JEM1425は誤記と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	153	第2章	第12節	9	3)	(4)	10	低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載 の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393							(3)	4		P.182動力設備において「本設備は、遠隔機作方式を原則と するが、現場にて単独操作もできる方式とする。」と記載があ ることより、ON・OFF押ボタンスイッチは機側びオペレータコ ンソールでの操作が可能であれば、本低圧動力制御盤にお いてON・OFF押ボタンスイッチは不要と考えてよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
394	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	154	第2章	第12節	9.	6)			中央監視操作盤	主要項目に記載されている設備の監視、操作、インタロック は、電気諸監側の電気整でパップアップが行えますので、本 設備は、計変は備の受変電能見用イベレータコンソー ル及び液晶ディスプレイ(各機器ことに冗長機能がありま す。)に相当すると解釈させていただいてもよろしいでしょう か。	基本的にはご理解のとおりです。必要な操作も行えるものとして下さい。なお、詳細は実施設計時に協議して決めることとします。
395	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	154	第2章	第12節	9.	3)	(4)	10	低圧動力制御盤	「主回路断路部は、電源側、負荷側とも完全自動連結を行い、引出し操作を容易にすること。」と指示がありますが、形式は網板製造内間鎖垂直自立形を採用する場合は本項は非該当と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	156	第2章	第12節	11.	1) 2)			直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源設備・交流無停電電源装置に関し、蓄電池・整流 器を共用にした一体型の提案は可能でしょうか。	可とします。ただし、蓄電池容量の算出においては、交直両 方の負荷を満足するようにして下さい。
397										直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	No.396の回答を参照ください。
398	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	157	第2章	第12節	11.	3)	(1)	7 8	非常用発電設備	⑦燃料タンクは、p.75に記載の9.項、助燃装置の助燃油貯槽と同一の物と解釈してよろしいでしょうか。また⑧のサービスタンクは、発電装置の近端に設置するタンクで容量の単位は「L」と解釈してよろしいでしょうか。	
399										非常用発電機としてディーゼル発電機を採用する場合、NO xの規制値等がありましたら、ご教示願います。	ディーゼル機関の規制値に従ってください。
400	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	158	第2章	第12 節	11	3)	(3)	1	非常用発電機設備 特記事項	72時間分の保安設備に必要な燃料容量を備蓄可能な設備 を設けることと記載ががりますが、気体燃料を使用する場合 は、備蓄なしと考えて宜しいでしょうか。	想定される災害時において気体燃料の供給が停止する確 率が低い場合に限り認めることとします。
401	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	158	第2章	第12節	11.	3)	(2)	8	非常用発電設備	発電効率は、発電機メーカにより異なります。受注後、適切な時期にご提出するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	158	第2章	第12節	12.	1)			盤の構造	「前面枠及び扉はt=3.2mm(ただし、面積0.9m2以下の場合は2.3mm)と指示されていますが、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を基に、盤の大きさ・取付品等検討し提案させていただいでもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
403										現場操作盤については、メーカ標準ボックス、或いはアルミ ダイキャスト製ボックスを使用することも可能とさせて頂けないでしょうか。	認めることとしますが、設置場所、操作頻度等を勘案して設計時に協議して決定することします。
404	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	158	第2章	第13 節	1	1)			計装設備 共通事項	「装置、機器の計装制御は、各系統の分散形デジタル制御 システム(DCS)を採用し」とありますが、信頼性もあり、メンテ ナンス性に優れたPLC方式としてよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、同等以上のものであると組合が判断できる場合は、提案を認めることがあります。
405	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	158	第2章	第13設	1	1)			計装設備	分散形デジタル制御システム(DCS)とありますが、破砕施設 については、PC+PLCとしてよろしいでしょうか。PC+PLC は破砕施設のプロセスに対しても十分な信頼性、安定性が あり、システム更新の費用はDCSに比べて安価であります。 また、PC+PLC はこれまでの破砕・リサイクル施設において 多く採用されている制御で、運転操作・監視性はシンプルで 良いものであります。	
406	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	161	第2章	第13 節	2	4)	(1)		計装設備 データ処理・作成機能	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの搬入量を記録する必要が ありますが、直接搬入車の混載時はもっとも多量のごみ種と して記録してよろしいでしょうか。	個別のごみ量を計測・記録願います。
407	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	161	第2章	第13節	3.	2)			大気質測定機器	分析計で、「任意の警報値設定が可能なものとし、」の指示 がありますが、分析計側、DCS側いずれかで設定値入力が できると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	163	第2章	第13節	3	4)	表		カメラ設置場所	カメラ設置場所として、N見学通路がありますが(P186マテリ アルリサイクル推進施設でも同様)、これはP219の建築電気 設備工事の10監視カメラと同じものと考えて良いでしょうか?	ご理解のとおりです。
409	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	164	第2章	第13節	3	4)	(3)		ITV装置	組合事務室に設置するモニタはP.187マテリアルリサイクル 施設に記載のモニタと兼用するご提案としてもよろしいでしょ うか	不可とします。
410	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	165	第2章	13節	4	3)			オペレータコンソール	3)オペレータコンソールの項目の中に①中央監視盤、②プロセス制御ステーション、③データウェイ、④ごカクレーン制御装管を並配されていますが、大小分類の区分けと要素が混在しているため、次のような考えでまとめてもよろしいでしょうか。 ②)オペレータコンソール(中央監視盤を含む) 3)プロセス制御ステーション。	可とします。
										データウェイは、各要素間を接続する通信経路ですので一 式とする。 こみクレーン制御装置は、DCSとデータ通信するが、DCSの 一部ではないので、4)ごみクレーン監視用PCと別項目に する。	
411	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	166	第2章	第13 節	2	3)			組合事務室用 データ処理端末	破砕設備におけるごみの処理量を表示する必要があります が、ごみクレーンが無い不燃ごみ、粗大ごみについては実 処理量の計量が困難なため搬入量で代替してもよろしいで しょうか。	可とします。
412	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	166	第2章	第13節	5.	2)	(1) (2) (3)		出力機器	様にして、2台(1台は予備)の提案は可能でしょうか。	可とします。
413										振興作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタ について、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
414	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	167	第2章	第13節	6	1)	(5)	4	計量受付システム	モニタを可能とし、異常時に警報で知らせる中央制御室と は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、またはマテリアルリ サイクル推進施設の中央制御室のどちらとすればよろしいで しょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイタル推 進施設の両方に出るように計画してください。詳細について は、実施設計時に協議して決めることとします。
415	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	167	第2章	第13節	6	1)	(3)		計量受付システム 処理項目	入退場ゲートと記載がありますが、第2章第2節1計量機の付 属機器にゲートの記載がありません、ゲート設置は必要ない ものとの解釈でよろしいでしょうか。	県道からの出入口及び北側敷地の門扉は必要としますが、 計量機のゲート設置については、任意とします。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答 タイトル 質問・意見事項

No.	図書名	頁				項目			タイトル	質問·意見事項	回答
416	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	168	第2章	第13 節	7	2)			計装用空気圧縮機	有効なスペースの活用、費用縮減の観点から、必要容量を 見込んだ能力・台数として、計装用圧縮機で雑用空気圧縮 機を兼用させて頂けないでしょうか。	同No.450 両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバッ クアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理 施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。
417	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	169	第2章	第13節	9.				計装配線工事	「施工に際し、組合が適当と認める位置にボックスを設け、配 線表示を行うこと。」と記載がありますが、中継ボックスを設け る場合にその芯線に配線表示をすると理解してよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
418	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	169	第2章	第14節	1				雑用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、計装用空気圧縮機と兼用としてもよろしいでしょうか。また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	同No.451 兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。 台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。
419	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	171	第2章	第14節	7				洗車設備	1日の洗車台数をご教示願います。また、洗車の対象にパッ カー車が含まれるか、含まれる場合、車両内部まで洗浄する か合わせてご教示ください。	1日の洗車台数は18台/日としてください。洗車の対象はパッカー車(4t)としてください。すべての車が車両内部まで洗浄するものとして計画してください。
420	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	171	第2章	第14節	7				洗車設備	1日の洗車台数を教示下さい。また、洗車の対象車両及び パッカー車の内部洗車の有無について合わせて教示下さ い。	No.419の回答を参照ください。
421	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	171	第2章	第14 節	8	5)	(2)		環境集じん装置 特記事項	環境集じん装置より回収したダストは焼却飛灰と同様に処理 とされていますが、ボイラや減温塔で発生する灰と同様に資 源化に適した方法で搬出または施設内資源化してもよろし いでしょうか。	可とします。
422	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	173	第3章	第1節	4	4)	(3)		不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留 ヤード	可燃性粗大ごみ破砕機と粗大ごみ処理ラインへの投入が安全かつ円滑に行える配置とありますが、可燃性粗大ごみと粗大ごみ(不燃)の比率について教示下さい。	布団・じゅうたん等の処理量は年間733tを見込んでいます。 布団・じゅうたん等に木製家具は含んでいません。
423							(4)		不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留 ヤード 特記事項	小型家電および不適物の量についてご教示ください。	小型家電は年間4t程度を見込んでいます。不適物は少量です。
424	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	5	3)	(4)		ごみの単位体積重量	スプリング入りマットレス、スプリング入りソファーのごみの単 位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
425										蛍光管・体温計・乾電池・その他水銀混入物及びスプレー 缶のごみの単位体積重量をご教示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
426	mr 15 1, 546-44								refly. Milha lyr	剪定枝のごみの単位体積重量をご教示願います。	No.256の回答を参照ください。
427	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	174	第3章	第2節	5	3)	(4)		スプリング入りマットレス スプリング入りソファ ごみの単位体積重量	スプリング入りマットレスおよびスプリング入りソファの単位体 積重量をご教示ください。	No.424の回答を参照ください。
428	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	6	4)	(3)		空コンテナ設置スペース	各ごみステーションから回収してきたコンテナを空コンテナ 設置スペースにて、空のコンテナと入替えるための場所と考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	174	第3章	第2節	7	3)	(4)		剪定枝貯留ヤード ごみの単位体積重量 剪定枝貯留ヤード	ヤード貯留容量算定のため剪定枝の単位体積重量の計画値をご教示願います。	No.256の回答を参照ください。 剪定枝のサイズの制限については、まだ決まっていません。
430	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	174	第3章	第2節	7				27/COSK) III (F	本設備は1ヶ月の搬入量は約100tで計画することとの記載 がありますが、搬入される剪定枝はどのような状態で、どのような車両で搬入されるかが分かる資料をご提示願います。	3万年以外が成功がある。
431										剪定枝を搬出入する車両は他の廃棄物との混載はなく、剪 定枝のみを搬送するものと考えてよろしいでしょうか。	混載して搬入する場合もあります。
432	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	176	第3章	第3節	2	5)	(1)		供給コンベヤ	「本コンベヤは不燃ごみ粗大ごみを供給コンベヤから破砕機へ…」とありますが、「本コンベヤは不燃ごみ粗大ごみを受入ホッパから破砕機へ…」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	176	第3章	第3節	3	2)	(3)	(1)	低速回転式破砕機	付属機器 排出コンベヤとありますが、機能的に排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	177	第3章	第3節	3	2)	(3)	13	高速回転式破砕機	排出コンベヤ(速度可変)とありますが、速度可変とする目的 をご教示ください。通常は供給コンベヤの速度を調整して破 砕機や選別設備の負荷調整を実施しております。	後段の処理設備との負荷見合いを想定しています。
435	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	177	第3章	第3節	3	3)			スプリング入りマットレス及びス プリング入りソファー破砕機	本機器は必要に応じて設置とありますが、処理の効率化に 適する機器の選定が難しい場合、責組合にて手解体作業を おこなっていただくことができるものと理解してよろしいでしょ うか。	機械設置の有無に関係なく組合が処理します。
436									スプリングマットレス破砕機	必要に応じて設置とありますが、設置しない場合は、人手に よる解体との解釈でよろしいでしょうか。	処理方法は提案によりますが、機械を設置しない場合は人 手による処理となります。
437	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	177	第3章	第3節	3	2)	(3)		高速回転式破砕機	高速回転破砕機は機器重量が大きく不規則に振動するため、共通床盤の場合、床盤から振動が伝搬することがあります。独立基礎等の振動対策を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
438										付属機器 排出コンベヤ(速度可変)とありますが、機能的に 排出コンベヤが不要な場合は設置しなくても良いとの解釈 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	178	第3章	第3節	4	1)			破砕機保全ホイスト	低速回転式破砕機保全ホイスト及び高速回転式破砕機保 全ホイストは、共通の保全ホイストとしてもよろしいでしょうか。	機能上、また建屋等の構造上で兼用可能(支障がない)な 場合は可とします。
440										低速回転式破砕機保全ホイスト及び高速回転式破砕機保 全ホイストは、チェーンブロックタイプのものとしてもよろしい でしょうか。	機能以上、問題がない場合は可とします。ただし、吊上げ、 走行とも電動を基本とします。
441	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	180	第3章	第4節	2	3)	(13)		不燃残さ・可燃残さ分離装置仕 様	不燃残さ、可燃残さ分離装置の設計基準に「定めた純度を 確保」とありますが、可燃残さ、不燃残さに対する純度、回収 率は設定しないとの解釈でよろしいでしょうか。	ごみ処理施設整備の計画・設計要領を参考に設定願います。
442	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	181	第3章	第5節		1)	(5)	7	搬送設備仕様	「機能上必要なコンベヤ類において、速度はインバータによる無段変速とすること」とありますが、速度調整が必要なコンベヤについて無段階変速とするとの解釈でよろしいでしょう。	ご理解の通りです。
443	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	182	第3章	第6節		1) 2)	(3)	①	鉄類貯留設備 アルミ類貯留設備	(グ・ 鉄類、アルミ類は組合様所掌で資源化業者に引き渡すものですので、貯留容量の時間についてご指示お願いします。	2日分以上としてください。
444										「組合が委託する資源化業者が引き取るまでの間貯留…」と ありますが、日数は事業者提案との理解でよろしいでしょう か。	No.443の回答を参照願います。
445	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	183	第3章	第7節		3)	(1)		スプレー缶処理設備	能力として370Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご指示願います。	80g/本として設定願います。
446	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	183	第3章	第7節		3)	(5)	①	スプレー缶処理機	「防爆・火災対策を講じること」とありますが、防爆・防火対策 方式については当グループで実績のある強制換気方式を 採用してもよろしいでしょうか。	現時点では可としますが、設計段階で詳細内容を確認の 上、変更を求める場合もあります。
447	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	183	第3章	第8節		3)	(1)		蛍光管破砕設備	能力として120Kg/日以上となっていますが、1本あたりの重量の考え方によって設備が大きく異なるため、処理本数についてご指示願います。	事業者の知見に基づき、余裕をもった値を設定願います。
448	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	184	第3章	第9節	2	3)	(3)		粉じん量	出口粉じん量が0.01g/m3以下となっていますが、P38の表 1-16によれば粉塵の保証値は100mg/m3Nとなっているの で、0.1g/m3Nと読み替えて宜しいでしょうか?	保証値は100mg/m3Nとします。
449	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	187	第3章	第12節	1	2)			空気圧縮機	数量は予備1基となっておりますが、弊社実績ある常用1基 のみとしても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	図書名	百	ı			項目	1		ごみ欠	処理施:	設整備・運営事業 第2回入 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
450	込 曹4	Ж				· R L					2-11/28	施設の運転に支障が無いように計画する場合、エネルギー 回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用する計画として もよろしいでしょうか。	両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のバッ クアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理 施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。
451	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	187	第3章	第12節	1						マテリアルリサイクル推進施設 維用空気圧縮機	ライフサイクルコストを考慮し、エネルギー回収型廃棄物処理施設の雑用空気圧縮機と兼用としてもよろしいでしょうか。 また、予備能力も含めた台数構成については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	兼用については、両者に求められる容量(同時使用等)、仕様、故障時のパックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。 台数構成は、予備能力の確保を前提に、提案を可とします。
452						4)						空気タンクについて必要容量を確保することを前提に1基と させて頂けないでしょうか。	必要容量が十分に確保できることを前提に提案を可とします。
453	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	189	第3章	第12 節	4	4)				杉	莫型・体験型設備	施設模型は、3Dで画面に映写し操作可能なメディアウォール等の事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	模型、体験型の説明用設備(例)は、より良い提案を妨げる ものではありません。なお、詳細の仕様等については実施設 計の段階で協議して決定します。
454	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	190	第3章	第12 節	7					ľ	作業用重機及び運搬車両	「マテリアルリサイクル推進施設の運営に必要な重機は、組合が準備する」とありますが、試運転期間中に組合様より借用することは可能でしょうか。	試運転期間中に重機を所有しているかは決まっていません。運営開始時にリースすることも検討しています。
455	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	191	第4章	第1節	2	1)	(4)				災害対策 夜状化	107.要求水連書 添付資料3 地質調査結果」の「23頁(3) 地盤の液状化について」より「今回対象地については、表層 付近よりN値~50の硬質な玉石混じり砂礫層が分布し、地下 水低も深いため、大規模な液状化が発生する可能性は低い と推察される。」とあります。よって、液状化対策工事は分類 しないものとしますがよろしいでしょうか。契約後の事前調査 の結果により液状化が確認された場合は工程・金額等の変 更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
456	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	192	第4章	第1節	2	1)	(6)			55	災害廃棄物の受入ヤード	「場内の駐車場や線地の一部は、災害時に発生する災害廃棄物の受入ヤードとして利用できるようにすること」とありますが、一次仮置き場は別途確保されており、本施設では選別・ 破砕等の一次処理は行わないという理解でよろしいでしょう	一時仮置き場は各自治体にて設置します。 選別後の可燃ご みのみが搬入されますが、 破砕又は切断を必要とするものも 入ってくる想定です。
457	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	192	第4章	第1節	2	2)	(3)			JE	周辺地域への配慮	//。 「周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害 虫被害等の影響が出ないよう配慮すること。」とありますが、 周辺農地とされる場所をご教示願います。	雨水排水取り合い箇所から西に50mの畑等です。
458												周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害 虫被害等の影響が出ないよう配慮することとありますが、用 地周囲既存緑地帯の保存との矛盾があります。用地保全し た周囲既存緑地帯樹木は対象外とし新規樹種選択や本数 調整の対応との理解でよろしいでしょうか。	植栽樹木の選定にあたっては、要求水準を満たすとともに、 鳥類や昆虫等の餌となる実を付ける在来種(郷土種)を採用 するよう努めてください。
459	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	192	第4章	第1節	2	1)	(5)	2		7	水害対策	工場棟の外壁は、用地造成レベルと想定浸水深さから一定 の高さまで・・・とありますが、想定浸水深さをTP35.0mとした 場合の一定の高さを教示下さい。	想定浸水深は、要求水準書添付資料-2に示したもののみですので資料から想定してください。
460	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	193	第4章	第1節	3	1)	表4-	1		7	ストックヤード	「重機による搬入、・・・、床面には型鋼を埋め込み、重機 による破損や摩耗対策を講じること」と記載がありますが、補 修が可能なように、床面はコンクリートの増し打ちに表面強 化剤を施工することで代替は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
461	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	193	第4章	第1節	3	1)				ナ 5	表4-1 施設配置における設備 方針 i 火災廃棄物仮置場	火災廃棄物仮置場について、「受入・貯留のためのヤードを整備する」とありますが、屋根・壁設置の必要はなく床面の仕様も特にご指定はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
462	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	194	第4章	第1節	2	1)	(3)			9	炎害対策	「災害時に本施設内に滞在する見学者が本施設外に避難 できなくなった場合も本施設内に100 名が3日程度滞在でき るよう防災備蓄倉庫等を設けること。」との記載ですが、施設 内にいる人が対象で、災害時、周辺住民の受入を行うもの ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、災害時に周辺住民の受け入れを拒絶するものでは ありません。
463	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	194	第4章	第1節	3	1)	(4)	表4- 1	5	7	不法投棄ごみ仮置き場	「雨や雨水が入らない」とは屋根を設置すると理解しますが、 壁、シャッター等は提案でよいでしょうか。	雨が入らないためには外壁は必要と考えます。シャッター等 については提案によるものとします。
464	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	196	第2章	第2節	2	(2)	7	ウ		î	電 気室	想定浸水深より高い場所に設けることと記載がありますが、 電気室の設置高さによる対策ではなく、防水扉等の設備面 による対策でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
465	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	196	第4章	第2節	2.	1)	(2)	6		er e	電算機室	電算機室と中央制御室を一体とする提案は可能でしょうか。 プロセス制御ステーション等は見学者から見えにくい場所に 設置する計画です。	電算機室と中央制御室を一体とする提案は、それぞれに必要な面積を確保することを条件に可とします。なお、プロセス 制御ステーションに関する提案は、要求事項とはしません。
466	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	196	第4章	第2節	2	1)	(2)	3	ウ	炒	戶室	「炉室には換気モニタを効率的に設け、自然換気又は第2 継機被換換の流が盛切に行われるように計画する」とあります が、省エネ推進のため、換気性能にかかわる要求水準を満 足することを条件に、3種もしくは1種で提案することもお認め いただけないでしょうか。	要求する換気性能を満足することを前提に、提案を可とします。
467									1	þ	戸室	炉室へ進入するメンテナンス車両のサイズは、提案としてよいでしょうか。	可とします。
468	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	197	第2章	第2節	2	(2)	(10) (11)				蒸気タービン発電機室 非常用発電機室	想定浸水深より高い場所に設けることと記載がありますが、 蒸気タービン発電機室および非常用発電機室の設置高さ による対策ではなく、防水扉等の設備面による対策ではよろ しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
469	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	197	第4章	第2節	2	1)	(2)	9		É	自動洗浄装置	窓ガラスの清掃方法は、事業者提案としてよろしいでしょう か。	自動窓拭き装置の機能と同等であれば提案を認めることとし ます。
470	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	200	第4章	第2節	2	2)	(2)			j	大会議室	「1室を3分割して使用」とありますが、3分割した際の1室を組合譲乗用(10m×15m)とし、残りを2分割すると考えてよろしいでしょうか。	3分割された部屋は、それぞれほぼ同じ広さとし、うち2つをつなげることにより、広さ約10m以上×15m以上の会議室(議制として利用可能にしてください。例として質問回答旅付資料4を参照ください。
471												「研修室で使用するテーブル・・」とありますが、「研修室」を 「大会議室」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472												諸室仕様中、「100人対応のスクリーン及びプロジェクターを 1カ所以上設けること。」次行に「スクリーン及び大型モニタ で」の記載がありますが、映写機器としては、p.190の説 明用映写設備で記載された様に形式は提案と理解してよろ しいでしょか。	大会議室における映写設備のうち、スクリーンとプロジェク ターの設置場所については、別紙「大会議室例示」を参照く ださい。また、大型モニターについては、スクリーンへの投射 映像が見えにくなる後方の視聴者向けに、効果的な設置 台数と設置場所をご提案ください。
473	要求水準書 (第1編 設計·建設業 務編)	200	第4章	第2節	2	1)	(2)				大会議室 諸玺仕様	50名程度収容、パーティションで仕切った後の寸法は約10m×15m以上とすることと記載がありますが、10m×15m×2室分の広さを、1室設けるということでしょうか。 その場合、部屋の広さが「20m×15m」または「10m×30m」となり、100名収容するための部屋としては過大と考えます。 実績に基づき、見学者が余裕をもって居住可能な面積を、事業者で提案するとの理解ですがよろしいでしょうか。	可動式のパーティション(防音仕様)により、1室を3分割して 使用できるものとし、可動式パーティションは壁面収納できる ことしています。この場合、3分割された部屋は、それぞれ ほぼ同じ広さとし、5ち2つをつなげることにより、広さ約10m 以上×15m以上の会議室(議場)として利用可能にしてくだ さい。例として添付資料3を参照ください。
474	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	200	第4章	第2節	2	2)	(2)					大会議室の什器備品は、マイク20本、室内カメラ2台、両肘掛け椅子20脚のみと考えてよろしいでしょうか。	大会議室の広さを100人程度が長机にスタール形式で収容 できる規模としており、議会用什器備品とは別にその収容に む要な長机(キャスター付き)と橋子を用意してください。 椅子については、両ひじ掛け椅子20脚とその他100脚になり ます。
475	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	200	第4章	第2節	2	2)	(2)			j	大会議室	「バーティションで仕切った後の寸法は約10m×15m以上」、 また「パーティション(防音仕様)により、1 室を3 分割して使 用」することとありますが、1つの部屋として使用する際に100 人程度収容可能な面積とし、パーティションで仕切った3室 のうち1室を50名程度収容できる約10m×15m以上の部屋 にするとの理解でよろしいでしょうか。	% / °。 № 470の回答を参照願います。
476	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)											パーテーションで仕切った後の寸法が約10m×15mとの記 載から、大会議室としての必要面積は約10m×15m×3=約 450m2との理解でよろしいでしょうか。また、パーテーションで 仕切った各部屋が無柱空間であるとの理解でよろしいでしょ うか。	No.470の回答を参照顧います。
477	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)											がか。 諸室仕様に記載されている研修室とは大会議室との解釈で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
_													

No.	図書名	頁				項目				型政盤側・連呂事業 男2四八 タイトル	質問·意見事項	回答
478	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)										議会用什器に机の記載がありませんが、研修時に使用する テーブルを兼用するとの解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
479	要求水準書(第 I 編 設計·建設業務編)	201									「地元との協議により外部から避難者を受け入れる場合がある」と記載がありますが、遊離人数、避難別間、本施設の位置づけ代産緊急避難場所、一時避難場所等)を想定されていましたらご教示ください。	今後、地元自治体と協議予定です。
480											見学前後に見学者が昼食等をとることに配慮した仕様とする こと。とありますが、 想定している必要設備があれば教示下 さい。	弁当などの臭気対策として換気扇の設置を想定しています が、他の配慮する設備がありましたらご搾業ください。 また、手洗・場として大会議室付近にトイレなどが設置され ていることが望ましいと考えています。
481	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	201	第5章	第3節	2	2)	(4)			展示・学習コーナー	「展示品は現江南丹波環境管理組合の施設で展示している 物を移管」とありますが、新施設における展示は、この展示 品と併せて新な展示を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新処理施設見学スペースにおいて施設周辺又は構成市野及び近隣地域に生息する生物の生体及び標本を展示する予定であるとわか。物量としては江南尹羽環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物資料施設見学時に利用する標本や剥製等70cm×40cm 衣装ケース26個分程度(すべて展示物ではなく保存資料も含む)が予想されます。
482	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	203	第4章	第2節	2	2)	(8)			組合職員倉庫	10㎡程度とは、2室以上設けた諸室の全合計との理解でよいですか。	1室当たりの面積でお考え下さい。
483	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	205	第4章	第2節	2	2)	(13) (14)			運営事業者職員事務室 組合職員(工場棟従事者)事務 室	什器備品等にモニタの記載がありますが、本モニタでは、各 プロセスデータや公害監視データではなく、ITVカメラの情 報を表示させるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、「中央制御室のモニタ画面に表示できる情報が閲覧できる」ようにしてください。なお、具体的内容については受注後の協議によるものとします。
484	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	206	第6章	第4節	2	2)	(16)			浴室	外部から見通せない構造とありますが、休憩スペースについても同様な構造とするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	要求水準書 (第 I 編 設計・建設業 務編)	207	第4章	第2節	2	3)	(2)			洗車場	洗車を行う搬入車両は4tパッカー車で、車両の外部のみ洗車を行うと考えてよろしいでしょうか。	No.419の回答を参照ください。
486	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	208	第4章	第2節	3	3)				見学・学習機能計画	「展示スペースには現江南丹羽環境管理組合の施設で展示しているものを移設して展示を行う」とありますが、展示物の移設は受注者の工事範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487											「大会議室での説明の他、ゆとりをもった展示スペースを確保しとありますが、展示スペースとは、展示・学習コーナでのスペースとの理解でよろしいでしょうか。	展示学習コーナーの外、展示物が設置される廊下やホール 等も該当します。
488	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	208	第4章	第2節	3	5)	(8)	5		見学・学習機能計画	「見学者が大会議室のスクリーンや見学学習コーナー、見学者ルート上においてモニタ等の情報端末で」とありますが、情報端末の台数については事業者にて決定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	提案を可としますが、具体的な台数については協議によるものとします。
489	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	208	第4章	第2節	3	5)	(2)			見学ルートの窓	防火区画以外の窓(外壁側など)の窓も防火ガラスにする必要はありますか。	法的に必要な個所以外は耐火ガラス・網入りガラスの必要は ありませんが、見学者ルートのガラスに関しては割れた時の 飛散防止対策に留意願います。
490	要求水準書 (第1編 設計・建設業 務編)	209	第4章	第2節	4	2)	(3)			基礎構造	「杭の工法については、荷重条件、地質条件、施工条件等 を考慮し、地震時、風圧時の水平力をも十分検討して決定 すること。」とありますが、「07要水水準書、添付資料3 地質 調査結果、の「23頁(2)精造物の支持地盤について」より「直 接基礎形式が優位と考えられる。」とあります。弊社のごみ処 理施設設計の実績より最適な杭・基礎設計を提案してもよろ しいでしょうか。	支持をさせること、建築物は地盤条件に応じた基礎構造とす
491	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	209	第4章	第2節	4	1)	(6)			構造設計	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第2号建築物として設計し」とありますが、小規模になる附属棟については 第20条第3条、第4号となる予定です。本記載については工 場棟に基本適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
492	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	210	第4章	第2節	4	4)	(3)	3		内壁	「ブラットホームに隣接する諸室の内壁は、パッカー車等の 衝突に対して所定の強度を有する壁構造とすることしとありま すが、諸室の内壁の前に一段高い通路部分や、衝突防止 ボールなどの設置することでパッカー車等の衝突に対応す ることも提案可能と考えてよろしいでしょうか。	同等の効果を有すると判断できる場合は可とします。
493	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	211	第4章	第2節	4	4)	(5)			天井	(①吊り天井は、最新の耐燥設計基準で計画すること。」とありますが、特定天井以外の在来天井に対しても適用されるのでしょうか。適用される場合は、具体的な準拠基準の図書をご表た、「②吊り天井下地は、軽量鉄骨下地を用いい」とありますが、軽量鉄骨下地とはJIS A 6517(建築用鋼製下地材(壁・天井))と考えてよろしいでしょうか。	特定天井に対して耐震天井の設置を求めています。在来天 井に関しては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解 設」の建築非構造部材の各部設計に準拠してください。 ②吊り天井に関してはお見込みのとおりです。
494											「吊り天井は、最新の耐震設計基準で計画すること。」とありますが、地震における天井被害や客下的にたついては、26年4月1日、天井脱落対策に係る一連の技術基準告示(国土交通省平成25年告示第771号他)を遵守することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
495	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	212	第4章	第2節	4	4)	(6)	12		ブラインド	「開口部にブラインド」とは、居室に限定するものでなく、廊 下や、プラットホームも含まれるのでしょうか。	居室のみではなく、建築一般に適用するものですが、プラン ト関係についても本要求の趣旨を尊重願います。
496	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	212	第4章	第2節	5	1)	(3)			表4-2	表4-2に(例)と記載されていますが、その解釈として自由提 案との理解で良いでしょうか。	「同一品でなければ要求水準未達」とはしませんが、同等品 以上のレベルを期待しています。
497										表4-2 外壁	工場棟、管理棟の外壁は金属断熱サンドイッチパネルで提案してもよろしいでしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、遮音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居室エリア等限定的であれば、提案により認めるものとします。
498										表4-2 構造	工場棟ごみピット上屋の構造、「ホッパー階」とは「ホッパー 設置床レベル」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	212	第4章	第2節	5	1)	(3)	表	4-2	外部仕上げ表(例)	表 4-2 外部仕上げ表(例) および表 4-3 工場棟 内部仕上 げ表(例) は参考とし、要求水準書の要求を満足することを 前提とし、材料、仕様については事業者にて提案可能と考 えてよろしいでしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、遮音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居室エリア等限定的であれば、提案を認めるものとします。
500										外部仕上げ	「外部仕上げの仕様は以下に示した表に記載し、詳細については組合と協議して決定すること。」とありますが、表4-2に記載がない外壁(例えば金属断熱サンドイッチパネルなど)を使用することは可能でしょうか。	原則要求水準書のとおりとしますが、連音性・対候性・耐久性・強度等が同等以上と判断出来、見学者エリア・居宝エリア等限定的であれば、提案を認めるものとします。
501	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	213	第4章	第2節	5	2)	(8)			表4-3 4-4	表4-2に(例)と記載されていますが、その解釈として自由提 案との理解で良いでしょうか。	「同一品でなければ要求水準未達」とはしませんが、同等品以上のレベルを期待しているということです。
502	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	216	第4章	第4節	1	2)				本要求水準書に記載されてい ない事項	建築電気設備工事で設置する電灯盤、動力盤の仕様は、 「公共建築工事標準仕様書」によるものと考えてよろしいい いでしょうか。	ご理解の通りですが、第1章、第10節、2),3)等に示す文献 等も順守することが必要です。
503	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	217	第4章	第4節	1	4)	(9)			監視カメラ設備工事	第2章 第13節 計装設備に示された「ITV装置」と物理	本項並びに第2章のそれぞれで要求する内容を満足するこ
504	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	217	第4章	第4節	3	5)				高天井の照明	機器の更新等が容易にできるとは、高所作業車またはごみ クレーン等を利用して更新すると考えてよろしいでしょうか。	設置場所に応じてキャットウォーク、昇降装置、高所交換器 具・高所作業車での対応等交換が可能なものとしてくださ い。
505	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	217	第4章	第4節	3	8)				照度設計基準(平均照度)	ごみビット(床面)の照度についての記載がありませんが、一 般的な照度(300Lx)と考えてよろしいでしょうか。 又、炉室の服度はブラットホームと同じ、150Lxと考えてよろ しいでしょうか。	ごみビットは、第2章、第2節、7. ごみビットで「ごみビット底部 まで視認可能な照度とすること」としています。 好宝を含め、本項の規定の他、こみ処理施設整備の計画・ 設計要領等を参考に、適切なものを提案願います。
506	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	218	第4章	第4節	5	(5)	4 6			通信設備 設置位置	④電話器の型式は[ブッシュホン]とあり、⑥では、無線機、 スマートフォン、タブレット端末などの併用を認めるとあります。 す。する機器の仕様と数量は提案によると考えてよろしいでしょうか。	5.(4)の電話回線については、ブッシュホンとしてください。
											WOLVE	1

No.	図書名	百	ı —			項目	1		み処理が	を設整備・運営事業 第2回入 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
507	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	218	第4章	第4節	5	(5)	5			ファクシミリ	ファクシミリ(普通紙、感熱紙)単体の設置ではなく、複合機 (リース品)を設置すると考えてよろしいでしょうか。	提案とします。5.(4)のFAX回線については、組合が複合機 (リース)を設置します。
508	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	220	第4章	第4節	11					警備設備工事	防犯上の警備設備とは、警備保障会社が設置する機械警 備設備に対する空配管工事と考えてよろしいでしょうか。 又、防犯センサーの設置場所は、外壁に開口部(窓、扉等) のある居室のみと考えてよろしいでしょうか。	機械警備に限定するものでありませんが、本施設の適切な 警備設備をご提案願います。なお、機械警備を採用する場 合は契約対象者は事業者となります。
509	要求水準書(第 I 編 建設業務編)	221	第4章	第5節	1	1)				造成工事	計画地は都市計画決定された敷地であり、開発許可は不要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
510	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)				愛知県道浅井犬山線拡幅工事 (請負金額の増減)	県道拡幅工事において、県道185号線の道路管理者様を含む関係機関より「要求水準書添付資料8」以上の要望が出て、その要望が当該工事中請の許可条件になった場合、その要望による工事費の増減が生じた場合は精算対象の協議ができると考えてよろしいでしょうか。	協議対象とします。
511										愛知県道浅井犬山線拡幅工事 (竣工後の所有者と保証期間)	1)県道拡幅工事において、敷地外(例えば、県道185号線 エリア)に施工されたものは、竣工後、組合線が所有者にな るのでしょうか。それとも、県道185号線の道路管理者様が所 有者になるのでしょうか。 2)上記1)項において、道路管理者様が所有者になる場 会、要求水準書39頁の保証期間(設計:引渡後10年間、施 工男渡後3年間)は組合様、道路管理者様のどちらに対す る保証になるのでしょうか。	本事業における保証対象は組合です。保証期間内に不適 合が発見された場合は本組合が、道路管理者と協議の上、
512										愛知県道浅井犬山線拡幅工事 (添付資料8)	県道拡幅工事において、「要求水準書添付資料8」は、県道 185号線の道路管理者様の意向が反映されていると考えて よろしいでしょうか。	道路管理者との事前協議は行っています。
513										愛知県道浅井犬山線拡幅工事 の工程	愛知県道浅井大山線拡幅工事において、施工時期及び工期等の制約条件があればご指示ください。	質問回答添付資料5の工程案を参照の上ご検討ください。
514	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	221	第4章	第5節	1	3)				愛知県道浅井大山線拡幅工事	事業是索に伴う積算にあたり、関係機関(国土交通省・受知 県・警察等)との事前協議が必要とかりますが、事業者側で の対応となるのでしょうか。その場合、入札前において事業 者が責任をもって関係機関と協議を実施するとの考えでよろ しいでしょうか。 また、入札迄に協議が出来ない場合は、入札公告で示され た資料、条件にて見積するものとし、実施時において関係機 関心の協議により内容が変更になった場合は、その内容に ついて責組会と協議し、費用負担についても協議に応じて いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施時においての関係機関との協議による結果が、入札公 告で示す資料、条件等と実際の状況が大きく異なる場合は、
515	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	221	第4章	第5節	2	3)				場外雨水排水路 整備工事の工程	場外雨水排水路整備工事において、施工時期及び工期等 の制約条件があればご指示ください。	宮田導水路を横断する工事等について関係機関と協議の 上、実施する必要があります。
516	要求水準書(第 I 編 建 設業務編)	222	第4章	第5節	2	1)	(2)			凍結に対する対策	凍結に対する対策については『平成12年5月23日建設省告 示1347号』で建築物の基礎の構造方法・構造計算の基準が 定められ、その中の一つとして凍結深度に関する基準があり ますが愛知県、江南市で凍結深度を定めていれば教示下さ い、	
517	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	3)	(1)			場外雨水排水路整備	考えよろしいでしょうか。 ② 雨水排水量の増加に伴い、側溝サイズが大きくなる分は 道路側に拡幅可能と考えてよろしいでしょうか。 ③ 既存の改修が難しい部位に関しては、排水量増加分の	①についてですが、ごみ処理施設整備に伴って、地元地区である草井区より、地域振興事業として草井線の歩道整備を要望されているため、場外雨水排水路整備工事のうち、草井線区間において既存の排水路を改修する際には、上部を歩道とすることを想定した工事が必要となります。具体的には、車道との高低差がある箇所については、排水路設置とともに盛土工事によってフラット化する必要がありますが、詳細については江南市土木課(または下水道課)との協議が必要となります。 ②、③についてですが、達定した改修方法、拡幅範囲、バイバスの適否は江南市土木課(または下水道課)とご協議ください。
518											本排水路整備計画については、草井区長等、地元との調整・承諾を得ているものとの解釈でよろしいでしょうか。	今後、隣接する土地の所有者や区長等に周知・確認を行い ます。
519											雨水排水路において、上部を歩道とする等、将来道路計画 があるようでしたら、それに則した側溝改修等を計画に反映 させる必要があると考えます。計画の有無、計画詳細につい	No.517の回答を参照ください。
520							(2)				て開示願います。 側溝改修に当り、周辺の舗装や乗入口に関しては現況復 旧のみと考えてよろしいでしょうか。 また、排水報改修に当り、地域住民および関係省庁との協議は組合様主体の下、事業者が協力する体制と考えてよろ しいでしょうか。	側溝改修の際には、舗装があったところは舗装し、乗入口に関しても現況復旧してください。 排水路改修に関して、隣接する土地の所有者や区長等への全体説明(説明会を想定しています)については、組合が主体としまが、それ以外に関しては、事業者が主体となります。立ち合い等へ協力は行います。
521											事業提案に伴う積算にあたり、測量及び関係機関(江南市・愛知県(横断部分)・宮田用木・鴨川排水等)との事前協議が必要とおりますが、事業者側での対応なるのでしたがか、その場合、入札前において事業者が責任をもって測量及び関係機関と協議を実施するとの考えでよろしいでしたが、また、人札迄に測量及び協議が出来ない場合は、入札公告で示された資料、条件にて見積するものとし、実施時において測量及び関係機関との協議しより内容が変更になった場合は、その内容について貴組合と協議し、費用負担についても協議にあたしいでしたが、	てください。 実施時においての測量及び関係機関との協議による結果 が、入札公告で示す資料、条件等と実際の状況が大きく異
522							(3)				「既存雨水側溝等がある場合は、既存の側溝等の撤去を 行うこと」と記載がございますが、撤去が難しい部分は残置 の上、横に新設側溝の設置と考えてもよろしいでしょうか。	撤去を基本的としますが、無理な場合(多額の費用が必要と なる、他の施設に影響を及ぼす等)は、関係機関と協議を 行ってください。
523	要求水準書(第 I 編 設計・建設業務編)	223	第4章	第5節	2	5)	(3)	1		利用できない土地 周辺のフェンス	利用できない土地へのアクセスは公道側からのみ行うものと 考えてよろしいでしょうか。	本敷地側からのアクセスも可能としてください。
524	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	4	第1章	第1節	4					組合の事業範囲	貴組合の事業範囲として、「4)有価物の資源化(引取先の確保)」とありますが、これはマテリアルリサイクル推進施設を指し、エネルギー回収型廃棄物処理施設で回収されるスラグや金属類などの副生成物等については、引取先の確保も含め、事業者範囲と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
525	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	4	第1章	第1節	5					運営期間	運営期間が20年間となっていますが、20年間はエネルギー 回収型廃棄物処理施設で、マテリアルリサイクル推進施設 は10年間との理解でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設の運転は組合職員が行うこと から、マテリアルリサイクル推進施設の運営の内、メンテナン ス業務のみを10年間委託します。
526	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	7	第1章	第3節	10	7)				労働安全衛生・作業環境管理	貴組合業務範囲の安全作業マニュアルの改善は、貴組合 及び運営事業者との協議により行うとありますが、対象となる 業務は運営事業者が実施する計量設備、マテリアルリサイク ル推進施設に関する維持管理業務と理解すれば宜しいで すか。	受入に関する業務として 計量設備 エネルギー回収刑廃
527	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	8	第1章	第3節	11	2)				緊急時対応	責組合業務範囲のBCPや緊急対応マニュアルを協議して策定することとありますが、責組合業務に関するBCPおよび緊急対応マニュアルは責組合にて作成されるものであり、運営事業者は接点業務に関して責組合と協議を行うものと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
528	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	9	第1章	第3節	12	2)				AED	AEDは、定期的な維持管理を前提に、レンタル品を採用しても宜しいでしょうか。	可とします。
529	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	9	第1章	第3節	13	1)				災害発生時の協力	「魔災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の 廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実 施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力す ること、」とありますが、計画搬入量を超える廃棄物を処理す る場合の費用については、貴組合と別途協議いただけると 考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
530											震災等において想定外の搬入量の災害ごみが搬入された 時は、ユーティリティ、資材費等の費用の見直しはあります か。	ごみ量変動費で精算します。

19	No.	図書名	負				項目		タイトル	質問·意見事項	回答
□ 전 변경 등 변경	531		9	第1章	第3節	13	2)				ご理解のとおりです。
20	532	運営·維持管理業務	9	第1章	第3節	14			保険	資料を開示いただけないでしょうか。仮に当該資料が存在しない場合については、どのような補償内容を想定されていま	https://www.city- net.or.jp/regulation/archives/category/part-09 建物総合損害共済業務規程(平成27年4月1日以降の契約
	533									保予定の「公益社団法人全国組合有物件災害共済会」の補 債内容(災害の種類、対象等)をご数示ください。 また、補償内容が未定の場合、事業者で付保する保険の内 容は入札説明書等に基づき提案するという考え方でよろし	https://www.city- net.or.jp/regulation/archives/category/part-09 建物総合損害共済業務規程(平成27年4月1日以降の契約
1	534									貴組合にて加入予定の保険をご教示願います。(例:火災	
### 15 日本	535									組合の承諾を得ることと記載されていますが、事業者は追加 費用を生じさせないよう、事業提案書に基づき承諾用の手	ご理解のとおりです。
	536	(第Ⅱ編 運営·維持間	10	第1章	第4節	2			提案書の変更	た場合、その原因が法令変更他運営事業者に責めによらな い事由による場合には、本要求水準書へ適合させるために 必要な改善に係る費用は、貴組合のご負担としていただけ	
20 20 20 20 20 20 20 20	537	運営·維持管理業務	10	第1章	第4節	55			本業務期間終了時の引渡し条件	業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。』とあり、その条件として「2)築等・・・・。3)内外装の仕上げや設備機器等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	期点検、機能検査、精密機能検査、機能診断調査等の状況
	538	運営·維持管理業務	11	第1章	第4節	5	7)		運転教育		ご理解のとおりです。
20	539	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務	11	第1章	第4節	5	7)		データ及びノウハウ等	ノウハウ等については、次期運営事業者に対して原則として すべてを開示すると記載がありますが、著作権等の兼ね合 いで全てを開示することはできませんので、次期運営に支障 のないように情報を提示することで、ご理解願います。	組合と協議して決定することとします。
11	540	(第Ⅱ編 運営·維持間	11	第1章	第4節	5	7)		本業務終了時の引渡し条件	及びノウハウ等の中には、事業遂行上の競争力に直結する 営業上、技術上の機密事項も含んでおり、第三者に開示さ れることにより事業遂行への大きな支障を生じることになりま す。従って、開示内容について事前に運営事業者と協議し	No.539の回答を参照ください。
14	541	(第Ⅱ編 運営·維持間	11	第1章	第4節	5	8)		協議の時期	引き渡し時の詳細条件についての協議はございますでしょう	
素が大き葉(南日編 12 第2章 第1版 3	542	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	12	第2章	第1節	2)			業務実施体制	しょうか。また、防火管理者を選任し届出を行うとの理解でよ	防火管理者業務は含むこととしてください。また、専任し届出 することとしてください。
54 選子 非常管理業務	543	運営·維持管理業務	12	第2章	第1節	5)			有価物の引取	案を安定的に確保する旨記載だございますが、P4 4組合の 事業発聞 4弾をP20に記載ございますとおり、マラリアルリ サイクル推進施設で回収した有価物の資源化に関する引取 先確保は、貴組合の所掌との理解で宜しいでしたが。また 連繫についても引取先定業が実施するものとの理解で宜し 連繫についても引取先定業が実施するものとの理解で宜し	マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の引取先企業及び運搬企業については組合が確保します。
	544	運営·維持管理業務	12	第2章	第2節	5)			有資格者の配置	など選任及び届出が必要な有資格者について、要求水準 書 第1編 設計・建設業務編のP49 3.施工(2)現場管理⑦ に記載のとおり、工事期間中は、建設事業者により有資格	ご理解のとおりです。
受付・計量業務 (第11編	545									ネルギー回収施設の運営を担う企業にのみ配置し、マテリアルリサイクル推進施設の現場統括責任者の配置は不要と	ご理解のとおりです。
計画機利、プラッホーム原図紙、プラッホーム内の140	546	運営·維持管理業務	14	第3章	第1節				受付・計量業務への協力・支援	受付日は月曜日から土曜日との記載ありますが、祝日の場	祝日も可燃ごみの搬入はあります。
14	547	Paris /								の消耗品(トイレットペーパー・石鹸等)は事業者が手配する	ご理解のとおりです。
549 24 第3章 第1節	548									化企業等が独自に用意する伝票が御座います。計量棟で 回収される伝票は、組合様への報告義務がある事業者に遅	ご理解のとおりです。
ことしとありますが、養組合が鍛入車両の状況を確認でさるよう。 3、0、自計量株のアリン教産による医規、②無験等によることとしますが、対応でよろしいでしたが、なお、上記対な以外に養組合と連信事業者との間で想定される具体的業務があれば、こ数がでたろしいでしたが、なお、上記対な以外に養組合と連携して下さい。 551 運営・維持管理業務	549	運営·維持管理業務	14	第3章	第1節	1	2)		受付管理	ととの記載がございますが、必要に応じて受付にITVを設置 するとの理解で宜しいでしょうか。	受付業務への協力方法ですので提案によることとします。
第3章 第4時管理業務	550									こと」とありますが、貴組合が搬入車両の状況を確認できるよう、①引量様へのIT公園でほとる監視。②無線機等による監視。②無線機等による 者間連絡・調整(計量様、プラットホーム、クレーン室)による 対応でよろしいでしたがか。なお、上部対応以外に貴組合と 運営事業者との間で想定される具体的業務があれば、ご教	No.549の回答を参照して下さい。
ととされていますが、指揮命令系統の異なる責組合職員と運 受け業務への協力方法ですので提案によることとしますが、 常事業者が、非定常的な混在作業に従事すると労働災害 が生じやすべなると懸念します。ついては、選督事業者の協 力は混在作業にならない搬入車両の交通誘導とさせて頂け ないでしょうか。 年末年始等の機入車両の多くなる時期について、その協力 を検討するにあたり、現在の施設毎の実績を可能な限り詳 細にご提示願います(日ごとの搬入車両数等)。 責組合職員へ員時の可能な範囲での業務補助は、指揮命令系統で労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定することとしますが、補助作業内容に 混在作業に従事すると労働災害が生じやすぐなると存じます。 ので、混在作業とならな、施団での補助を行うこととさせてく 者と協議して決定します。また、専任要員についても提案に だざい、また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不し、まとします。また、専任要員についても提案に だざい、また、欠員時の補助のを行うこととさせてく	551	運営·維持管理業務	15	第3章	第1節	1	3)			安全な受付管理が行えるように協力すること。」とあります が、運営事業者がご協力させていただく内容について、具 体的に想定されている内容があればご教示ください。	協力内容については運営事業者と協議して決定することとし
を検討するにあたり、現在の施設係の実績を可能な限り詳細にご提示願います(日ごとの搬入車両数等)。 番組にご提示願います(日ごとの搬入車両数等)。 青組合職員へ員時の可能な範囲での業務補助は、指揮命令系統の異なる責組合職員と運営事業者とが、非定常的な 混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなると存じます。ついては、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業 ので、混在作業とならない範囲での補助を行うこととせてく ださい。また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不しることとします。また、専任要員についても提案に ださい。また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不しることとします。また、専任要員についても提案に	552									ととされていますが、指揮命令系統の異なる貴組合職員と運 営事業者が、非定常的な混在作業に従事すると労働災害 が生じやすくなると懸念します。ついては、運営事業者の協 力は混在作業にならない搬入車両の交通誘導とさせて頂け	協力内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮
令系統の異なる貴組合職員と運営事業者とが、非定常的な 補助作業内容は提案によることとしますが、補助作業内容に 混在作業に使事すると労働災害が生じやすぐなると存じます ついては、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業 ので、混在作業とならない範囲での補助を行うこととさせてく 者と協議して決定します。また、専任要員についても提案に ださい。また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不 よることとします。また、専任要員についても提案に	553									を検討するにあたり、現在の施設毎の実績を可能な限り詳	大山市の自己搬入(剪定枝含む)台数について、質問回答 添付資料6をご確認ください。
	554									令系統の異なる貴組合職員と運営事業者とが、非定常的な 混在作業に従事すると労働災害が生じやすくなると存じます ので、混在作業とならない範囲での削助を行うこととさせてく ださい。また、欠員時の補助のための専任要員の配置は不	ついては、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業 者と協議して決定します。また、専任要員についても提案に

No.	図書名	百				項目		タイトル	・化説労者寺に関する真向に対する凹谷 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	回答
555	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	<u>頁</u> 14	第3章	第1節	表 3-1	49.5		受付時間	質問・意見事項 直接特込み者受付時間は、昼休みはなく表3-1に記載され ている時間帯全てで、搬入も昼休みはなく連続で実施される との理解で宜しいでしょうか。	直接持込み者受付時間は、決まっていませんが、表3-1の
556	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	14	第3章	第1節	表 3-1			受入業務	「12/29〜1/3は直接特込はできない(予定)」とありますが、直接特込はないことを前提として検討することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
557	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	15	第3章	第1節	1	4)		業務補助	責組合職員に欠員が出た場合の可能な範囲の業務補助に ついては、指揮命令系統、事故発生時の責任所学などを明確にさせていただいた上で、可能な範囲で対応させて頂くも のとの理解で宜しいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。
558	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	15	第3章	第1節	1	4)		受付管理	「組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと。」とありますが、想定される業務範囲について数示さい。 また、やむなく運営事業者に費用の発生が見込まれる場合においては、貴組合と運営事業者との別途協議のうえ費用清算できるとの理解でよろしいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。なお、費用精算については、 応募者の提案内容と組合からの協力内容により協議すること とします。
559	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	15	第3章	第3節				消耗品の調達	計量設備における消耗品の調達については、予備品・消耗 品リストに記載している計量設備本体及びその附属品にか かる消耗品に限定し、計量業務運営にあたって必要となる 文房具などの消耗品は含まないものとの理解で宜しいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
560	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	16	第3章	第2節				組合の運転管理業務	貯留用のパレットやドラム缶は引取り業者もしくは、貴組合で 用意していただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	16	第4章	第2節				組合が実施する予定の主な業務 (表4-1)	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理として、不然ごか、 粗大ごか処理ライン、可燃性粗大ごみ処理設備、蛍光管処理設備、ボンー 后処理設備の運転(処理)、とありますが、 不適物等に起因する機器の停止や詰まりの解除作業並び に、電池等の不適物の除去ほか)などは運転管理の範疇と考え てよいでしようか。	ご理解のとおりです。
562	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	16	第4章	表4-1				保護具等の調達と管理	運営費に必要な保護具は運営開始前に運営事業者が整備 すること・・・とありますが、ご指定の有無、品目、数量等につ いて数示下さい。	指定はございません。
563	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	17	第4章	第2節				組合が実施する予定の主な業務 (表4-1)	保護具の調達と管理として、運営に必要な保護具は運営開始前に運営事業者が整備すること、とありますが、おおよその数量をご教示願います。	人数は13人分で、2年間は補充しなくても十分に足りる数量 を用意してください。
564	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	17	第4章	第2節	表 4-1			保護具	初期納入以降、貴組合が管理、補充を行う保護具について 指定メーカや型番などがございましたらご教示願います。	特にございません。
565									初期納入以降、貴組合が管理、補充を行う保護具の範囲 は、貴組合の運転員に関する範囲に限定するものとの理解 で宜しいでしょか。 その場合、運営事業者が初期が入する貴組合運転員13名 分の保護具について、見積精度向上のため、指定メーカ、 型番などがございましたとこ数示願います。	保護具の範囲はご理解のとおりです。指定メーカー等は特にございません。
566	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	1)		搬入管理	「運営事業者はブラットホームにおいて、・・・ ブラットホーム の安全確認について ITV 等により安全確保のために協力 すること。」とありますが、要請に応じてITV確認を協力する 程度でよろしいでしょうか。想定されている業務について教 示下さい。	協力内容は提案によります。
567	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	1	2) 3)		搬入管理	「組合職員に欠員が出た場合で組合から要請があった場合、可能な範囲でまたは必要に応じ協力すること。」とありますが、想定される業務範囲について教示下さい。また、やむなく運営事業者に費用の発生が見込まれる場合においては、貴組合と運営事業者との協議のうえ別途費用清算できるとの理解でよろしいでしょか。	現時点では、想定できません。費用の精算については、提 案内容と組合の協力内容から協議にすることとします。
568	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	1	2)		協力要請	責組合から協力要請を受けた場合の協力については、指揮 命令系統、事故発生時の責任所学などを明確にさせていた だいた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解で宜 しいでしょうか。	No.554の回答を参照ください。
569	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	1	3)		展開検査	必要に応じて事業者がご協力させて頂く貴組合にて実施予 定の展開検査の実施場所は、エネルギー回収型廃棄物処 理施設に関してのみで、マテリアルリアサイタル施設での作 業は含まれないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
570									展開検査の対象となる車両についての頻度を各々ご教示願います。	頻度は未定です。
571	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	1	3)		搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開検査に必要に応じて 協力すること。」とありますが、運営事業者がご協力させてい ただく内容について、具体的に想定されている内容があれ ば、ご教示ください。 また、展開検査の実施頻度について、想定されている頻度 をご教示ください。	現状把握のための立ち会いをお願いすることを想定しています。頻度は未定です。
572									運営事業者は、、、安全確認についてITV等により安全確保 のために協力すること記載ありますが、ブラットホームで車 両の誘導時等に起因する事故は事業者の責任では無いと 考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
573									組合職員に欠員が出た場合というのは、休暇等での欠員と 考え、退職や長期休暇の欠員は組合様にて採用等の補填 をして頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	4	1)		用役の管理	運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費(重機に関する 用役を除く)を負担することになっております。 ① 運営開始後薬品の追加に関しては組合様から指示を受 けて運営業者が手配・支払うめっでしょうか。もしくは支払い (費用負担)のみとなりますでしょうか。 ②使用量については、通常に考えられる範囲内の使用量で あり、オペレーションミス等による使用量増加については精 算対象と考えてよろしいでしょうか。	①については、組合からの指示を受けて運営事業者が手配及び支払うこととしてください。 ②については、組合の運転ミスによることが明確な場合は精算対象とします。
575									運営事業者が、貴組合業務範囲内の用役費を負担すること になっておりますが、貴組合の用役使用は、通常に考えられ る範囲内の使用量で、かつ節電、節水などにご協力いただ けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
576	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	18	第4章	第3節	2	4)		適正処理·適正運転	「本施設から処理不適物等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること。」とありますが、貴組合が保管する場所は、本施設内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
577	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	2	4)		適正処理·適正運転	処理不適物の運搬先、過去の実績、量t/年 を教示示さい。また、搬出に際し周期、頻度等の指定がありましたら合わせて教示下さい。	運搬先については未定です。過去の実績については既存 施設と処理対象物が異なるため、把握できません。品目にも よりますが、年1、2回程度搬出する予定です。
578	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	18	第4章	第3節	1	3)		搬入管理	運営事業者は貴組合が実施する展開検査に必要に応じて 協力するとありますが、本業務の具体的な協力内容をご教 示ください。また、本業務に備えて専任要員を配置する必要 はないと考えてよろしいでしょうか。	現状把握のための立ち会いをお願いすることを想定しています。
579	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	18	第4章	第3節	4	1)		用役管理	管理棟の光熱費負担は事業範囲に含まれないとの理解で よろしいでしょうか。	含まれます。上水道料金も含まれます。
580	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	19	第4章	第4節	1	2)		作業補助	マデリアルリサイクル推進施設における作業補助などの協力 については、指揮命令系統、事故発生時の責任所掌などを 明確にさせて頂いた上で、可能な範囲で対応させて頂くもの との理解で宜しいでしょうか。	作業補助内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。

No.	図書名	頁				項目		タイトル	質問·意見事項	回答
	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	19	第4章	第3節	7			性能試験の実施	運営事業者は、「第編 第万節 性態保証に示された引渡性 能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業 者立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に 実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の 内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの 理解で宜しいでしょうか。	運営事業者の費用に含めてください。
582	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	19	第4章	第4節	1	2)		搬入管理への協力	直接特込車両が著しく多い場合、可能な範囲で作業補助などの協力を実施することとありますが、指揮命令系統の異な う舞組合職員と選等業者とが非定常か改混在作業に従 事すると労働災害が生じやすくなると存じますので、混在作 業とならない範囲での補助を行うこととさせてください。また、 糠入管理への協力のための専任要員の配置は不要と考え でよろしいでしょうか。	作業補助内容は提案によることとしますが、協力内容については運営事業者と協議により決定します。また、専任要員の配置についても提案によるものとします。
583	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	20	第4章	第4節	4	2)		作業の協力	有価物の引き渡し時の積み込み等の作業への協力について、指揮命令系統、事故発生時の責任所挙などを明確にさせて頂いた上で、可能な範囲で対応させて頂くものとの理解で宜しいでしょうか。	作業協力内容は提案によることとしますが、協力内容については指揮命令系統や責任所掌等を考慮し運営事業者と協議により決定します。
584	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	4	2)		資源化物の取り扱い	貴組合が行う有価物積込みへの協力内容について具体的 に教示願います。	協力内容は提案によります。
585	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	20	第4章	第4節	6	2)		清掃活動により回収した廃棄物	2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うことの記載がございますが、 適常廃棄物の受付及び計量管理は、責組合ですが、消 活動により回収した廃棄物は、計量棟による計量をせずに、 運営事業者にて特別に受付、計量管理する必要があるもの なのか、ご数示願います。	受付、計量管理する必要はありません。
586	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	20	第4章	第4節	6			搬入管理への協力その他	「2市2町が実施する清掃活動などで回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。」とありますが、これは日曜日等の通常計量業務が行われていない場合との理解でよろしいでしょうか。	受付、計量管理する必要はありません。第3章第1節表3-1の 受付日・受付時間以外に搬入することはありません。
587	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	20	第4章	第4節	5			性能試験の実施	運営事業者は、「第編 第万節 性能保証に示された引渡性 能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を建設事業 者立会い情導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に 実施するとの記載がございますが、引渡性能試験の項目の 内、当該項目については、運営費の分析費用に含めるとの 理解で宜しいでしょうか。	運営事業者の費用に含めてください。
588									第1編第1章第1節性能保証に示されたマテリアルリサイク ル推進施設の引渡性能試験項目の中に運営開始後に実施 する項目が入っていませんので、本項目は該当なしと理解 してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
589	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	20	第4章	第4節	6	2)		その他	「2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の 受付、計量管理及び処理を行うこと」とあります。通常時に おけるマテリアルリサイクル推進施設に係る受付、計量管 理、処理業務は貴組合の業務範囲ですので、上記清掃活 動に伴い発生する業務についても、通常時と同様に貴組合 にて実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、協力を求めることもあります。
590									2市2町が実施する清掃活動などにより回収する廃棄物の受 入れに関する情報(年間受入予定日、受入時間、車種、台 数ほか)についてご教示願います。	2市2町からは委託で収集運搬されますが、搬入台数が大幅 に増加することはありません。
591									2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと、とありますが、一方で受け、計量管理業務及びマテリアルリサイタル推進施設に係る 連転は組合にて実施される業務と規定されております。本項 に関し運営事業者にて行う作業についてご数示願います。	受付業務において、運営事業者へ協力を求めた場合において運営事業者と組合が協議して決定した作業や可燃物の 処理を想定しています。
592	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	20	第4章	第4節	4	2)		資源化物等の取り扱い	有価物を資源化企業へ引き渡す際は、必要に応じて貴組 をが行う積み込み等の作業に協力することとありますが、指 揮命令系統の最なる貴組合職員と避営事業者とが非定常 的な混乱任事業に従事すると労働災害が生じやすくなると存じますので、混在作業とならない範囲での協力とさせてください。また、積み込み作業への協力のための専任要員の配置 は不要と考えてよるしいでしょうか。	No.583の回答を参照ください。また、専任要員の配置についても提案によることとします。
593	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	22	第5章	第2節	2	7)		焼却灰等の安全かつ適正な運 搬	「フ)エネルギー回収型廃棄物処理施設の計運転で生じる焼却灰等も運搬すること。」とありますが、試運転で発生した焼却灰等の運搬は建設事業者によるものと考えて宜しいでしょうか。 同様に試運転で発生する焼却灰等の資源化についても、建設事業者の範囲と考えて宜しいでしょうか。 建設事業者が範囲と考えて宜しいでしょうか。	詳細については、本契約締結時までに協議して決めることと
594	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	24	第6章	第1節				焼却灰等資源化業務	本業務は、本施設の稼働に伴い排出され焼却灰等運搬企 業により運搬・搬入される焼却灰等を焼却灰等資源化企業 が自らの施設で資源化を行うものとありますが、副生成物等 とは異なり、全量資源化の義務は無いと理解して宜しいで しようか、(例えばASEC閉鎖後から資源化する事や、資源 化企業の工場停止期間中はASEC等に搬出する事を起定 しています。	全量資源化するものとして計画してください。
595	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	26	第7章	第1節				本業務の概要	"副生成物等取引企業は副生成物等の全量資源化の責任 を負う。"とありますが、構成2市2可様における積極的な公共 利用に向けた取組において、責組合のご協力をお願いしま す。	可能な範囲で協力します。
596	要求水準書 (第Ⅱ編 運営・維持間 業務編)	27	第7章	第2節	1	4)		副生成物等の安定かつ適正な 資源化	"運営事業者は〜分析・管理を行うこと。"とありますが、副生成物等の品質責任者は発注者で、分析・管理について運営事業者が受託し分析等を実施して発注者へ報告し、品質成議書の発行等を行うのは発注者との認識でよろしいでしょうか。	品質管理の責任者は運営事業者になります。
597	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	28	第8章	第1節	表 8-1			管理棟(管理機能)	組合が移設した展示品の維持管理と記載ありますが、どこから何をどの程度移設するかご教示下さい。また、維持管理とは展示箱の清掃等であり展示品の維持管理は含まないと理解して宜しいでしょうか。	展示スペースにおいて施設周辺又は構成市町及び近隣地域に生息する生物の生態及び標本等を展示する予定であることから、物量としては江南丹羽環境管理組合より、生体展示用の水槽として120cm×45cm水槽一槽、90cm×45cm水槽三槽及び地域の博物資料、施設見学時に利用する標本や剥製等70cm×40cm次接ケース25個分程度(すべて展示物ではなく保存資料も含む)が予想されます。表8-1のとおり、組合が移設した展示品の維持管理は組合が実施します。
598	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	28	第8章	第1節	表 8-1			貴組合の主な業務	計量棟内機器の清掃は貴組合業務として記載がございます が、計量棟窓内、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟(貴 組合事務所内)の日常清掃については、P33 第4節に記載 のとおり、貴組合所掌との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	29	第8章	第2節	1	5)		保守管理計画書の作成	臨時点検の対象は、組合業務範囲の全ての設備、機器を 含むものとすると記載めます。組合様業務範囲にて組合検 の責で異常を対策が発生した場合は、事象内容によります が事業者側の業務範囲の臨時点検は不要と考えて宜しい でしょうか。	組合業務範囲において、組合の責によることが明確な事由 の場合においても事業者側の業務範囲としますが、運営費 については精算対象とします。
600	要求水準書(第Ⅱ編 運 営・維持管理業務編)	30	第8章	第2節	表 8-2			法定点検、検査項目	消防用設備の点検について、平成16年消防庁告示第9号では、「機器点検6月に1回以上」「総合点検1年に1回以上」と 規定されており、「外観点検3月に1回以上」は規定がありません。 平成16年消防庁告示第9号に従った点検を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務 編)	33	第8章	第4節				清掃	運営事業者は定期的に清掃事業者による清掃、窓拭き等を 行うこと。との記載がございますが、清掃頻度は1年に1回程 度の考えてよろしいでしたが、もし、指定の頻度がございま したらご教示お願い致します。	頻度については、床清掃6回/年、窓清掃2回/年、カーペット 清掃1回/年を考えていますが、設備や日常清掃の状況にも よります。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答 タイトル 質問・意見事項

日本の大学の表現を表現。			707				75 E	Ξ.	み処理		札説明書等に関する質問に対する回答	F-1 Mr-
### 2000 전 100	No.	運営·維持管理業務	36	第9章	第2節	表 9-1	坝日			タイトル 業務期間中の測定項目	ギーの固定価格買取制度(FIT)にて必要となる、毎月一回 以上のバイオマス比率算定用のごみ質分析は、貴組合にて	回答 事業者が毎月実施することとします。
Page	603		36	第9章	第2節					業務期間中の測定項目	重金属溶出量の基準は、要求水準書第 I 編第1章第2節1 にて処理生成物を対象としているため、焼却主灰の重金属	
	604	運営・維持管理業務 編)	38	第9章	第3節	1	表 9-2			騒音	その影響を受けると考えられます。それに関しても同じ50dB	本施設からの影響分が50dBを満足することと考えています。
株式田田 1 日本 1 日本	605		42		第4節					施設警備·防犯		ご理解のとおりです。
	606		42									ご理解のとおりです。
### 2000 전 10	607		42		第3節					清掃業務		
### 10 2		運営·維持管理業務	43		第1節	1)				見学者対応	校等、全ての見学者対応を組合様で実施されるとの理解で 宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
						2)					貴組合が行う見学者説明に運営事業者が協力する内容は、 行政視察等の際の技術的な説明補助に限定されるとの理	
	611										とありますが、協力対応人員数、内容および頻度について、	成等をお願いします。その他の協力内容は、提案によること
 本大学の実施しています。 おおお 11 2月の上き付きが近く 2月の上さがりままりままりままりままりままりままりままりままりままりままりままりままりまま	612		44		第1節	2)				見学対応		成等をお願いします。その他の協力内容は、提案によること
15	613	運営·維持管理業務	44		第3節	1)				公害防止委員会対応	本施設の公害防止に関する監視の方法をご教示下さい。	施設の運営状況を確認するための立入調査や排ガス等の 数値の説明等を想定していますが、具体的な監視の方法に つきましては、公害防止委員会委員の意見を聞きながら進 めることになります。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学 議経験者、行政関係者で構成することを予定しています。 また、地元との協定書の内容は、質問回答添付資料7のと
京京 京京 京京 京京 京京 京京 京京 京	614					2)					開催される委員会の時期、頻度をご教示下さい。	います。ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催 頻度が変わることがあります。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学
展示水事等	615	(第Ⅱ編 運営·維持間	44		第3節	2)				公害防止委員会対応		います。ただし、公害防止委員会での議論によっては、開催 頻度が変わることがあります。 公害防止委員会の内容につきましては、施設の運営状況 を確認するための立入調査や排ガス等の数値の説明のほ か公害防止のために必要な情報発信、意見交換等を想定し でいます。 なお、公害防止委員会は、施設周辺地区の住民の方、学
1	616	(第Ⅱ編 運営・維持間	44	第12 章	第2節	4)				周辺住民対応	な内容を想定されているのか、特に留意すべきことがあれ	のように示しています。 ・192頁、2)周辺地域への配慮 (3)周辺農地等への建物や植栽の影、植栽による落葉や病害出被害等の影響が出たいう配慮すること。 (4)周辺農地等への影響に配慮し、LED照明計画を行うこと。 ・223頁、6)構内照明工事 (3)照明の設置に際しては、周辺農地等への光害や夜間活動する鳥類の保全に配慮し、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること これらのことは、設計・建設時で終わる配慮でなく、運営期間
# 第2	617										こと。と記載がございますが、協定書の内容について運営費 用に関わる内容についてはないとの理解でよろしいでしょう	地元との協定書の内容は、質問回答添付資料7のとおりで
51	618		48			1)				業務報告書	掌範囲を除いた範囲を取りまとめたものとの理解で宜しいで	
(作上)の定敵は、選常・維持管理業務また契約者(第)P2	619	運営·維持管理業務	51		第3節	(1)					7日以上の停止を必要とする場合(いずれも計画的なものを 除く)と記載がございますが、天災・暴動・疫病等によるもの	ご理解のとおりです。
展別水が準書	620										「停止」の定義は、運営・維持管理業務委託契約書(案)P12 第5条の21の4項に記載の、運転停止(年間運転計画書に 予定されていない本施設の一系列の稼働停止)との理解で	止によるエネルギー回収型廃棄物処理施設の2系列停止や
要求水準書(第 I 編	621	(第Ⅱ編 運営·維持間	51		第3節	(1)				減額対象及び是正レベルの認 定	減額対象のレベルとその基準(案)にある、特定事業契約書は、事業契約書等と読み替えてよろしいでしょうか。	事業契約書と読み替えてください。
623 要求水準書(第1編 編) 43,44 編) 第12 章 東第1節 12 10 見学者受入人数実績 年度実績の224人ですが、偏者欄に午前・午後2枝との記載 があります。収容最大人数を考えた場合、施設に一度に受 け入れた見学者人数として最高は、大山市の平成29年度実 績159人との理解で宜しいでしょうか。 工理解のとおりです。50名程度のグループで見学を行いま があります。収容最大人数と可能は、大山市の平成29年度実 横159人との理解で直しいでしょうか。 624 ご前月波環境管理組合におけ る見学者受入人数実績 一日の最大見学者数が管理様の受入人数定員100名を超 くております。施設の計画は要求水準書通りの100名で行う ものとの理解でよるしいでしょうか。 工理解のとおりです。 とております。施設の計画は要求水準書通りの100名で行う ものとの理解でよるしいでしょうか。 工理解のとおりです。 はておりてす。 組合よりご担当者へ電子メールで送信します。 625 本要求水準書 添付資料-1 事業実施区域平面図 東次を必求を必ずのとおりです。 を実水が準書が付資料-1「事業実施区域平面図」の CADデータをいただけないでしょうか。 組合よりご担当者へ電子メールで送信します。	622	要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務	53		第4節	1	(1)			事業期間終了後の取扱	扱について協議を開始するとの記載がございますが、入札 説明書97第3章8項に記載されているとおり、エネルギー回 収型廃棄物処理施設については、運営開始後16年11(令 和22年4月以降、事棄期間終了5年前)、マデリアルリサイク ル推進施設については、運営開始後8年目(令和14年4月 以降、事棄期間終了3年前)より協議を開始するとの理解で	ご理解のとおりです。
1.1両方弦線現営理報(コールコ) えております。施設の計画は要求水準書通りの100名で行う に理解のとおりです。	623	運営·維持管理業務	43,44		第1節	12-				見学者受入人数実績	年度実績の224人ですが、備考欄に午前・午後2校との記載 があります。収容最大人数を考えた場合、施設に一度に受 け入れた見学者人数として最高は、犬山市の平成29年度実	す
623 添付資料—1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	624										えております。施設の計画は要求水準書通りの100名で行う	ご理解のとおりです。
	625									事業実施区域平面図		組合よりご担当者へ電子メールで送信します。
	626									業実施区域平面図		別途、ご担当者へ電子メールで送信します。

No.	図書名	頁				項目		タイトル	質問·意見事項	回答
627	要求水準書 添付資料1							業実施区域平面図	利用できない土地について、建設工事中の一時的な使用は 可能と考えてよろしいでしょうか。	利用できない土地についてですが、提案時においては利用できないものとして計画していただいているところですが、現在も用地交渉を行っております。
628	本要求水準書 添付資料-6 「搬入・搬出台数①							平成30年度実績	本資料の単位(t, 台)を追加した資料を頂けないでしょうか。	車両の単位は「台」です。
629	本要求水準書 添付資料-6 「搬入・搬出台数①」							自己搬入	粗大ごみ・不燃ごみの自己搬入車における品目や搬入重量 が分かる資料を提示ください。	江南丹羽環境管理組合の粗大ごみの自己搬入は剪定枝と草で、搬入重量は剪定枝418.48と草286.47です。大山市の粗大ごみ・不燃ごみの自己搬入は、大山市分別区分の粗大ごみと不燃ごみで、家庭系と事業系を合わせて590.01です。
630	要求水準書 添付資料 -8	-	1					搬入出口幅	本曽川上流河川事務所木曽川第一出張所に確認したところ、本事業区域への搬入出口幅については必要最低限と するように指導がございました。 必要最低限の搬入出口とは、添付資料-8に記載の通り、敷 地南東側の1ヶ所、出入りそれぞれ1車線と考えてよろしいで しらか。	ご理解のとおりです。
631	要求水準書(添付資料 8_愛知県道浅井犬山線 拡幅工事参考図)								当図のCADデータの提供を頂きたくお願いします。	No.625の回答を参照ください。
632	要求水準書添付資料-8								県道拡幅工事の際に擁壁工事、盛土工事等を行ってよい 用地の範囲をご教示願います。	範囲については確定していません。なお、設計・施工にあたっては、関係機関と協議してください。
633	要求水準書添付資料-8								愛知県道浅井犬山線から計画地東側への既存歩行者取付 路が使用不能となりますが、付替えは必要でしょうか。	付替えが必要かどうかは東側エリアの計画によります。 付替 えが必要となった場合に、本事業で付替えるかはわかりませ ん。
634	要求水準書添付資料- 9								雨水流出抑制施設は「江南市雨水流出抑制基準」に従い、 と共施設の新設の際に適用される600人として、必要対策量 は、V=600A=600×3.0=1,800 ㎡となることと理解してよ ろしいでしょうか。また、敷地外への排水は自然流下と考え てよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、計画によっては、開発行 為を行う面積が小さくなることで必要対策量も少なくなること も考えられます。 敷地外への排水は自然流下としてください。
635	要求水準書 添付資料9	5-6	第5章	5.4	(4)			下流排水路の流量計算 計画断面について	表5.4.3「排水区域の流出量及び排水路の改修計画断面」では可変U400~1100が目安として提案されているが、実施設計の検討結果による構造および施工方法の変更は可能ですか。	組合としては変更を認めますが、関係機関との協議により認 められない場合もあります。
636	本要求水準書 添付資料9	5-6	第5章	5.4	(4)			下流排水路の流量計算 支障移設等の対処について	地下埋設物が支障となる場合の移設交渉や移設工事に掛 る費用については、本事業費に含まないとの考えでよろしい でしょうか。また、支障移設工事が事業進捗に影響を与える 場合、工期の延長は可能ですか。	移設交渉については協力する業務を含むものとし費用を計 上してください。工期延長については原則認められません が、協議することとします。
637	落札者決定基準書	3	第1章	2				審査の流れ	事業提案書等の提出時において、提出者が1グループのみであった場合に、十分な競争が働いていない等の理由によって、参加条件の見直し等を行うお考えは有りますか。	提出者が1グループであることのみをもって、直ちに入札の 解行を取り止めることは考えていません。(提出者が1グルー プであったとしても、提出者が複数グループであった場合と 同様に、入札説明書、要求水準書等に記載の要件等を満た していることを確認するととは、意料者決定基準に記載の 審査を実施した上で、事業者の選定を進めます。) また、入札参加者間の競争が不適切な方法により妨害ある いは阻害されたことが明白になった場合は、入札の執行に ついて慎重に判断します。
638	落札者決定基準書	5	第3章	3				価格評価の得点化方法	価格評価点の算定式について、 設計・建設業務の価格要素点=配点×(最低入札金額/当 該入札価格) とありますが、設計・建設業務と運営業務の合計額に対して 価格評価が行われると理解してよろしいでしょうか。かかる理 解の場合、上記の算定式は、 価格評価に恵く、最低入札金額/当該入札価格) と読み替えてもよろしいでしょうか。	
639									「定量化限度額は、予定価格の一定割合に設定し、開札時 に公表する)とめますが、定量化限度額は設計・建設を と運営業務のそれぞれに別々の基準で設定されるのではな く、両者を合計した予定価格42,900,000,000円(税込)の一 定割合に設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
640									算定式:設計・建設業務の価格要素点=配点×(最低入札 金額/当該入札金額)と約ますが、価格評価の対象となる のは、設計・建設業務のみであり、運営・維持管理業務の 札金額は価格要素点に加味されないということでしょうか。ま た、その場合、定量化限度額について、運営・維持管理業 務の入札金額は適用外となるのでしょうか。	No.638の回答を参照顧います。
641	落札者決定基準	7	表1	3				工事の安定性	評価内容は「工事の安定性」ではなく「工事の安全性」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
642	落札者決定基準書	7	第3章	4	表1			得点化基準	一つの評価区分に対し、複数の評価内容、評価視点が設けられている審査項目がございますが、配点の内訳はございますでしょうか。	具体的な評価内容については回答できません。
643	落札者決定基準書	9	第3章	4	表1	10		資源化に要する温室効果ガス	資源化に要する温室効果ガス排出量とは、資源化企業への 運搬時の排出量と資源化処理にともなう排出量の合計を表 しているとの理解でよろしいでしょうか。	資源化に要する全ての温室効果ガス排出量を評価します。
644	落札者決定基準	9	表1	9				地元企業の活用	「建設工事の2次下請け等」とありますが、「建設工事の2次 下請けまで」と読み替えてよろしいでしょうか。 もし、不可であれば「等」とは何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	建設工事を請け負う者を指します。
645									地元企業とは公告日時点で既に構成市町に本店・支店・営 業所を登記されている企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
646									地元企業(2市2町に本店がある企業を重視する)とは支店 または営業所も地元企業として評価されるということでしょう か。 評価される場合は、地元本店企業と比較した場合の評価基	具体的な評価内容については回答できません。
									準はどのようにされるのでしょうか。 地元企業(2市2町に本店がある企業を重視する)との記載が	
647									他が企業といった。一年のからの上来を単位が、30℃に未放してさいますが、人札説明書印の情報が行っていますが、人札説明書目のの構成が行っています。 主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用することと の記載の外、特に本店のある企業を重視するとの理解で宜 しいでしょうか。	具体的な評価内容については回答できません。
648	落札者決定基準	9	表1	9				地域コミュニティー	地域との関わりとありますがここでいう地域とはどの範囲を指 しておりますでしょうか。2市2町もしくは建設地周辺の中般若 町の事でしょうか。ご教示願います。	具体的な評価内容については回答できません。
649	基本協定書(案)	1	第1条 の3	2				(解釈等)	本協定、要水水準書等と事業提案書との間に癰虧がある 場合、本協定、入札説明書、入札説明書等に関する質問回 答書、対面的対話に対する回答書、要求水準書(第1 編設 計・建設業務編)、事業提案書の順にその解釈が優先する。」と規定され ております。しかし、質問回答書及び対面的対話に対する 回答書は、その性質上最優先で適用されるべきと考えます がいかがでしょうか。	
650	基本協定書(案)	1	第1条 の3	第2項				解釈等	「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に 対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件 事業に係名各契約書に適切に反映いただけると考えてよろ しいでしょうか。	No.649の回答を参照順います。

3.7	121 th 12	767				15 11		r Research		、札説明書等に関する質問に対する回答 	EI Mr
651	図書名 基本協定書(案)	1	第1条 の3			項目			タイトル タイトル 解釈等	質問回答書は基本協定書の解釈を示す部分もございます ので、質問回答書を最優先としていただけますでしょうか。ま た、基本契約書、建設工事請負契約書、運営、維持管理業 務委託契約書、権知以下電難策義務委託契約書、推知に等 資源化業務委託契約書においても同様の規定がありますと ころ、優先順位を付けるうえでは質問回答書を最優先として いただけますでしょうか。	回答 Na649の回答を参照願います。
652	基本協定書(案)	2	第1条 の4						連帯債務	「構成員及び協力企業は、本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務(債務不履行に基づ負害賠償債務を含む。)を、連帯して負担するものとする。」とありますが、全業務の責任及び債務を企業各計が連帯して負担することは以下のよで問題であると考えます。 ①本事業においては入札説明書中10「応募者の希徴」及び「応募者等の参加要件」において業務内容別に参加すると変を表す。 ①本事業においては入札説明書中10「応募者の参加する企業の要件や役割が定められており、事業者グループはこの規定をもとにリスク分担を考慮した構成員・協力企業を選定するが、本連帯保証条項が設定されると適正なリスク分担が行えず、構成員・協力企業の選定さ行うことが不可能となる。 ②内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインにおいて規定される「リスタを過定を行うことが不可能となる。 ②内閣府「PFI事業におけるリスタを見ましてい考え方に適合しない。 ②建設段階のみ参加する企業と運営段階のみ参加する企業とが任意という。 ※とが相互に保証することは困難である。以上の観点から、本条項は削除していただくらお願いいたします。	を連帯して負担するものは構成員とし、各協力企業は業務 委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととします。ななみ に、内閣府の当該ガイドラインは、国以外の者の実施する PFI事業についてはあくまで参考として位置付けられるもの です。また、当該ガイドラインにおけるリスク分担に関するものであ え方は、行政と事業者の間のリスク分担に関するものであって (の3参照)、事業者間の内部的なリスク分担に関するもの
653	基本協定書(案)	2	第1条 の4						連帯債務	地元企業を協力企業で活用する際に、連帯債務負担によって地元企業の本事業への参画意欲を減退させる懸念がありますので、連帯債務の対象から協力企業を除外していただけないでしょうか。	Na652の回答を参照願います。
654	基本協定書(案)	2	第1条 の5	5	(3)				本件SPCの設立の特則	「本件SPCの設立にあたり、構成員のすべてが本件SPCへの 出資を行うこととし、」とありますが、入札説明書によれば、代 表企業が100分の50以上の株式保有割合とし、その他構成 員の出資は任意とされています。代表企業以外の構成員に ついては、SPCへの出資は任意であるとの理解でよろしいで しょうか	入札説明書にて構成員は任意とするのは、出資額を意図しております。本件PCの設立にあたり出資しない民間事業者は協力企業となります。
655	基本協定書(案)	3	第1条 の5	5	(6)				本件SPCの設立の特則	「構成員は、本件SPCによる良好な経営及び時勢状態を維持するものとし、本件SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰り困難に直面にと場合をと、事業の実施に重大交障が生じる懸念がある場合には、連帯して本件SPCへの追加出資又は融資を行うなど・・・」ともりますが、入札説明書に敵のある通り、代表以外の構成員がSPCへの出資を行わない場合は本項目の責は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	本件SPCの設立にあたり出資しない民間事業者は協力企業 となり、No.652の回答のとおり協力企業は本項目の責は負わ ないことになります。
656	基本協定書(案)	3	第2条						基本契約の締結等	「一この場合、構成員は、受注者の本件事業についての入 札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支 払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり 次第、当該連約金を発注者に直ちに支払うものとする。この 場合、発注者が構成員の 1人に対して履行の請求といた とさし、他の構成員に対しても、その履行の請求の効力が生 しるものとする。一とありますが、参加企業各社が違約金を 連帯して負担することは、内閣所「PFI事業におけるリスクを 投入管理することができる者が当該リスクを分担する」という考 大管理することができる者が当該リスクを分担する」という考 大方に適合せず、過大なリスク分担であると思料いたしま す。当該連絡金支払い債務は、帰責事由のある企業のみの 負担とするようお願いいたします。	Na652の回答を参照願います。
657	基本契約書(案)	4	第7条						連帯責任	各協力企業は業務委託契約の範疇外については、連帯責任は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
658	基本協定書(案)	6	第6条	3	(6)				(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項 の秘密保持の意味が無くなりかねません。他社に対して秘 密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除いただ けませんでしょうか。	原案のとおりです。
659	基本契約書(案)	1	第2条	第2項					解釈等	「人札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に 対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件 事業に係る各契約書に適切に反映いただけると考えてよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	基本契約書(案)	4	第7条	第1項					連帯債務及び債務不履行等		行為債務についても含めたうえで、行為債務を履行する能力がない場合には、例えば第三者に代行させる、債務不履行に基づく損害賠償を行う等の方法により対応いただくとになるかと行とす。【基本契約書第7条1項の連帯債券 任には、5条1項に基づく業務実施責任も含まれております。
661										「構成員、協力企業【及び本件SPC】は、本基本契約に基づ く名構成員、各協力企業【及び本件SPC】の責任及び債務 (債務不履行に基づ人損害賠償債務をもか。を、連帯して 負担するものとする。」とありますが、全業務の責任及び債務 を企業各社が連帯して負担することは以下の点で問題であ ると考えます。 ①本事業においては入札説明書P10「応募者の構成〕及び 「応募者等の参加要件」において業務内容別に参加する企 案の要件や役割が定められており、事業者グループはこの 規定をもとにリスの分担を考慮した構成員・協力企業を選定 するが、本連帯保証条項が設定されると適正なリスク分担が 行えず、構成員・協力企業の選定を行うことが不可能とな る。 ②内閣府「PF」事業におけるリスタを最もよど遭世する五ができ る者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しない。 ③建設段階のみ参加する企業企選信と 選出の場合のか参加する企業を選合を 果とが相互に保証することは困難である。 以上の観点から、本条項は削除していただくようお願いいた します。	Na652の回答を参照願います。
662	基本契約書(案)	4	第7条	第3項					連帯債務及び債務不履行等	この場合、発注者が運営事業者に対して履行の請求をした とさは、運搬事業者又は資源化事業者に対しても、その履 行の請求の効力が生じるものとする。との記載は削除頂けないでしょうか。 【理由】 入札説明書10頁1、に構成2市2町に本社または主たる支店、 営業所がある事業者を積極的に活用する事とありますが、一切の債務の履行を連帯して保証し履行の請求の効力が生じた場合、当該事業者(運搬事業者及び資源化企業者)は破 能することが懸念されます。各当事者が参加度格要件で規 定された業務以外のリスクを見込む事は現実的では無く、本 条文のため事業者の参加意欲が阻害される事も想定されま す。	Nα652の回答の方針に従い、現第7条第3項は削除します。

No.	図書名	頁	1		項目		タイトル	質問·意見事項	回答
663								運営事業者は・・・発注者に対する損害賠償義務及び違約 金支払義務その他一切の債務の履行連帯して保証するも のとするとありますが、運営事業者が、運営・維持管理業務 委託契約の受託者としての責任以上に、基本協定書や基本 契約書に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及 び違約金支払義務その他一切の債務、健設工事請負契約 に基づ、建設事業者の発注者に対する損害賠償義務及 直接契約する焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運 搬棄務委託契約に基づ、当該企業の発注者に対する損害 服職業務委託契約に基づ、当該企業の発注者に対する損害 服職業務委託契約に基づ、当該企業の発注者に対する損害 服職業務委託契約に基づ、当該企業の発注者に対する損害 に関連数の変が違約金支払裁務その他一切の債務をも連帯 して保証することは、運営事業者の責任をはるかに超えています。 特に、運営事業者が契約当事者とならない焼却灰等資源化 業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における 事業者の責任についてまで、運営事業者に連帯保証責任 を求めることについて考え直していただけないでしようか。	
664								「また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において込めります。本項の規定は本事業と無関係者の人が発注者に対して債権を有する場債権を用いて本事業の債権を用いて本事業の債権を用いて本事業の債権を用いて本事業の債権が高いました。一方、連帯債務者の1人が発注者に対して有する債権には、本件事業と無関係の債権と、本件事業に係る債権の企業が重要を担ます。本件事業に係る債権について本項また書きの規定を適用を力ますと、連帯債務者の自働債権は消滅するのに対して発注者の受働債権はその他の連帯債務者に対して消滅しないように解釈され得ます。上記効果は本項の趣言とでまた、連帯債務者と利益が、以下のように本項また書きをご修正いただけますでしょうか。しまの場合にないて、その連帯債務者が当該本件事業と無関係の債権を有する場合において、その連帯債務者が当該本件事業と無関係の債権と自働債権として相殺を提用したとしても、民法等439条第1項の規定にかかわらず、当該本生事業と無関係の債権は、当該相談を提用したとしても、民法等439条第1項の規定にかかわらず、当該本日、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者に入ば、日本の利益のためにのよりないます。	ご指摘の条文は、「また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合においても、他の連帯債務者は民法439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとする。」 に修正します。
665								本項に基づく運営事業者の債務保証は、金銭債務の保証 を指し、行為債務の保証は含まれていないと考えてよろしい でしょうか。構成企業の各々の企業が本件事業に係る許認 可及び業務実行能力の全でを揃えあらゆる業務実施責任 の履行に備えることは不可能と考えております。	Na660の回答を参照願います。
666								運営事業者は、基本協定に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び適約金支払、義務その他一切の債	Na662の回答を参照願います。
667								本項における「運営事業者」とはごみ処理施設の運転・維持 管理を行う者でり、焼却吹等運搬企業及び焼却灰等資源化 企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 焼却吹等運搬企業や焼却吹等資源化企業が当該債務を保 証することは困難と考えます。	Na662の回答を参照願います。
668	基本契約書(案)	4	第7条				連帯債務及び債務不履行等	地元企業を協力企業で活用する際に、連帯債務負担によって地元企業の本事業への参画意欲を減退させる懸念がありますので、連帯債務の対象から協力企業を除外していただけないでしょうか。	No.652の回答を参照願います。
669	基本契約書	4	第8条 の5				建設工事請負契約、運営・維持 管理業務委託契約、運搬業務 委託契約及び資源化業務委託 契約の締結	各号は本事業に関して該当した場合を指すとの理解でよろ	同項第6号から第12号は広く反社会的勢力を排除するため の規定であるため本件事業に限られませんが、それ以外の 各号については本件事業に関して該当した場合を指しま す。
670	基本契約書(案)	6	第8条 第7 項· 第8項				進約金の負担	請求することができる。この場合において、代表企業その他 の構成員であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払 わなければならず、発注者が連帯債務者の1人に対して履	本条文に基づく違約金の連帯責任者は、代表企業を含む 構成良とし、各協力企業は業務委託契約の範疇で責任及 び債務を負力ととします。たみたに、内閣府の当該ガイドラ インは、国以外の者の実施するPFI事業についてはあくまで 参考として位置付けられるわのです。また、当該ガイパライン におけるリスク分担に関する考え方は、行政と事業者の間の リスク分担に関するものであって「pi参照)、事業者間の内部 的なリスク分担に関するものではないものと考えます。
671	基本契約書(案)	6	第8条	第5項 第14 号			諸契約の締結	14号において、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委 託契約、運搬業務委託契約、資源化業務委託契約のいず れかが解除された場合には、発注者が本事業契約のすべ て又はいずれかを解除することができる、とされております が、発注者帰責の解除の場合にも発注者が契約を継続する か否かに関する数量を有することになります。つきまして、 14号は『受注者の帰責事由により解除された場合』に限定す ることを二検討いただけますでしょうか。	「発注者の帰責事由により解除された場合を除く。」とします。

No	図書名	頁	1			項目		こみ処	し埋産	国設整備・連宮事業 第2回人 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
672	MET	Я				-81				2:11%	受注者が第5項各号に該当する場合には、入札価格の総額の10分の1に相当する企額を違約金として負担するとのことですが、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約等でも同趣旨の規定があるところ、同一の事実関係に基づき重複して違約金が課せられるわけではなく、入札価格の総額の10分の1に相当する範囲内で、各契約に基づ違約金条項が適用されると理解してよるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
673	基本契約書(案)	6	第8条	第9項						建設工事請負契約、運営・維持 管理業務委託契約、運搬業務 委託契約及び資源化業務委託 契約の締結	『第3項の場合において』とは、「第5項の場合において」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
674										建設工事請負契約、運営・維持 管理業務委託契約、運搬業務 委託契約及び資源化業務委託 契約の締結	契約、運営·維持管理業務委託契約、運搬業務委託契約又	ご理解のとおりです。
675	基本契約書(案)	7	第13 条	2						運営事業者の支援等	代表企業は・・・この場合、発注者が代表企業に対して限 行の請求をしたときは、運営事業者に対しても、その履行の 請求の効力が生じるものとするとありますが、代表企業が出 資する特別目的会社に、運営・維持管理業務を託契約の受 話者としての責任以上に、基本協定書や基本契約書に表 く受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払 義務その他金銭債務、建設工事請負契約に基づく建設 を必要は養務を、配金銭債務・経済がに基づく建設 その他金銭債務、銀記と所定の企業が直接契約ける焼却 に基づく当該企業の発注者に対する損害賠償義務及び違 約金支払義務 での他金銭債務、銀記を計算のでは が当を支払表がその他金銭債務もは連託で保証すること は、代表企業の責任を付るかに超えています。 特に、運営事業者(SPC)が契約当事者とならない焼却灰 資施化業務を活免別か、使却灰等連覧業務を託契約 を対し、代表企業の責任を対め、経過で、連営事業者 (SPC)が契約当事者とならない焼却灰 資施化業務を活成別か、使却で等速度素を託契約におけ る事業者の責任についてまで、代表企業及び運営事業者 (SPC)に減機を記述していて考え直してい ただけないでしょうか。	焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等連搬業務委託 契約における事業者の責任についは、連帯保証責任を求め ないこととします。 連営事業者については、連営・維持管理業務委託契約第4
676	基本契約書(案)	7	第13 条	2,3,4						契約の保証	基本契約締結時においては年度委託料が発生しておりません。初年度運用開始時でよろしいでしょうか。	
677	基本契約書(案)	7	第13 条の2							運営事業者の支援等	SPCを設立する場合、「代表企業は、運営・維持管理業務委託契約に基づて運営事業者の発注者に対する損害賠償業務及び連約金支払い義務その他金銭債務・・・・・の履行を保証し、別紙3に定める様式の保証券を、発注者と運営事業者が運営・維持管理業務委託契約を締結すると同時に発注者に提する。」とありますが、代表企業が全業務に対る発注者に対する一切の債務を連帯して保証することは、以下の点で問題であると考えます。 ①内閣府「PFI事業におけるリスクを最も人(管理することができる者が当該別スタを分担する」という考え方に適合しない。 ②建設工事で上大建築工事・造成等工事が代表企業の下側には関付におれた場合、元請企業が下語企業の業務を保証することになり、適切な業務発注とはいえない。 ③焼却灰等運搬業務を焼却灰等資源化業務について当事者ではない代表企業が一切の債務を保証することは、適切なリスタ分担とはいえない。以上の観点が、未集項は削除していただきますようお願いいたします。	
678	基本契約書(案)	7	第14 条							性能保証に関する責任	本項における「運営事業者」とはごみ処理施設の運転・維持 管理を行う者でり、集却吹等運搬企業及び焼却灰等資源化 企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 検却灰等運搬企業や焼却灰等資源化企業が当該債務を保 証することは困難と考えます。	て連帯責任を規定するものではなく、建設事業者と運営事
679	基本契約書(案)	9	第15 条	第3項	(6)					秘密保持義務	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項 の秘密保持の意味が無くなりかれません。他社に対して秘 密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除いただ けませんでしょうか。	原案のとおりです。(本号は受託者が契約期間中に履行不能となった場合に、第三者をもって履行を継続することを想定しており、受託者が当該事業を契約どおり遂行するかぎり発動することは想定しておりません)
680					(2)						尾張北部環境組合情報公開条例に従い情報を開示する場合、同条例に従い当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当次利益を害するおそれがある情報は除くと理解してよろしいでしょか。	ご理解のとおりです。
681	基本契約書(案)	10	第17 条	4						(本基本契約の有効期間)	本基本契約の締結者が入札参加の資格制限又は指名停止 を受けた場合、本基本契約が自動的に解除されるということ となっております。本条に基づく解除に関しては、少なくと 全受注者共通の絶対効ではなく、該当する個別業者との関 係でのみ相対的に解除されるとの理解でよろしいでしょう か。	全受注者共通の絶対効です。
682	基本契約書(案)	15	別紙3	第1条						保証	保証人は・・・・損害賠償義務及び違約金支払義務その他金 銭債務(以下、「主債務」と総称する。)の履行を、他の構成 員、協力企業「及び本体界の「と連帯して保証するともります が、代表企業が契約当事者とならない、焼却灰等資源化業務 委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の 責任についてまで、代表を率に連帯保証責任を求めること について考え直していただけないでしょうか。	
683	建設工事請負仮契約書(案)	2	第1条 の3	第1項						書面及び図面の優先順位	本項その他の建設工事請負契約(案)の条文において、単に「設計図書」という用語が使用されている場合は、「実施設計図書等」(第1条の2第1項第(5)号)を指すと考えてよろしいでしょうか。	第1条第1項において定義されたとおりです。
684				第2項							「入札説明書等に関する質問回答書」及び「対面的対話に 対する回答書」で明らかとなった契約条件については、本件 事業に係る各契約書に適切に反映いただけると考えてよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
685	建設工事請負仮契約書(案)	2	第2条							関連工事の調整	「発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」について、想定されている他の工事が御座いましたら、ご教示願います。	現在のところ想定する工事はございません。

No.	図書名	頁			項	目		\neg	タイトル	代記の音寺に関する貝向に対する四谷 質問・意見事項	回答
686	建設工事請負仮契約 書(案)	2	第1条 の4						連帯債務	「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権 を有する場合において、」とありますが、本項の規定は本事 業と無関係の債権を責組合に対し有する企業(主に地元企 業)が、当該債権を用いて本事業の債権債務について相般 を援用する場合を想定されていると理解しております。 方、連帯債務者の1人が発注者に対して有する債権には が起定されます。本件事業に係る債権の2種類 が起定されます。本件事業に係る債権の2種類 が起定を適用されますと、連帯債務者の自働債権は消滅 が起定を適用されますと、連帯債務者の自働債権は消滅 であいますと、連帯債務者の自働権権は消滅 であいますと、連帯債務者の自働権権は消滅 であいますと、連帯債務者の自働権権に消滅 であいますと、非常企業体の他の連帯債務者 に対して消滅しないように解釈され得ます。上記効果は本項 の趣旨と反するものと考えますので、以下のように本項また 書きをご修正いただけますでしまか。 「また、共同企業体の債権を有する場合において、その構成員が 本件事業と無関係の債権を有する場合において、その構成員が 本件事業と無関係の債権をは、当該相級を援用した権成員の 利益のためにのみ消滅するものとし、他の構成員は、民法 等 339 条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとす る。」	ご指摘の条文は、「また、共同企業体の構成員の1人が発注 者に対して債権を有する場合においても、他の構成員は民 法439条第2項に基づく履行拒絶権を行使しないものとす
687	建設工事請負仮契約 書(案)	4	第5条 の2	第2項					著作権等の扱い等	設計成果物当及び工事目的物には受注者の保有する技術、ノウハウが含まれており、これが第三者に開示されること は受注者の験サ上の地位その他正当な利益を著しく書するおそれがあります。つきましては、当該設計成果物及び工事自的物を第三者に開示することを検討される際には、貴組合の情報公開条例第7条第1項第(3)号の規定を準用し、受注者と協議の上で開示の適否をご判断いただくこととさせていただけますでしょうか。	原案のとおりです。
688	建設工事請負契約	7	第11 条の3						地元住民対応	「受注者の事業提案内容の実施」に対する住民運動、訴訟、要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用とは、本施設設置自体の是非・本施設運営自体の是非・大施設運営自体の是非・民間わるものは除かれることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
689	建設工事請負仮契約書(案)	7	第11 条の3	第6項	\sqcap	\prod	\Box	\prod	地元住民対応	「発注者が住民等と結ぶ協定等」について、想定されている 協定等が御座いましたら、相手先及び内容を含めご教示願 います	現時点の内容は質問回答添付資料7をご確認ください。
690		ľ								います。 「発注者が住民等と結ぶ協定等」について、具体的な内容を お示しいただけますでしょうか。	No.689の回答を参照ください。
691		<u> </u>								発注者が住民等と締結した協定等の内容を遵守するため に、当該協定の内容のうち受注者の事業実施に影響を与え るような部分に関しては、締結時に事前に協議させていただ くことは可能でしょうか。仮に事前協議が難し、場合でも、事 後に内容を開示いただくことは可能でしょうか。	
692	建設工事請負契約	10	第17条3項						工事用地の確保等	発注者都合又は発注者帰責任事由による設計図書の変更 等の場合には、当該工事用地等に受注者が所有又は管理 する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請 負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去そ の他土地の現状回復に係る費用は、発注者の負担との解釈 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
693	建設工事請負仮契約書(案)	11	第22 条	第1項			1		受注者の請求による工期の延 長	「その他受注者の責に帰すことができない事由」とありますが、第30条にて定義される不可抗力が発生した場合もこれに含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	建設工事請負契約約款	12	第21 条	第1項	\prod	\dagger			工事の中止	に含まれると考えてよろしいでしょうか。 運営・維持管理業務委託契約書第5条の23第4項に定める 不可抗力の定義同様に、本項の天災等の定義にも「伝染病 の流行」を追加していただけないでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状 況での伝染病の流行による工事中止は、不可抗力とします。
695		ı								受注者の責めに帰すことができないその他の自然的又は人 為的事象に、疫病も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
696										基本契約書案の第14条3項においては、不可抗力の定義を (暴風、豪雨、洗水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒 乱、暴動、伝染病の流行その他の自然的又は人為的な事 象)としていますが、本条においては「暴風、豪雨、洪水、高 潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然 的又は人為的な事象(以下「天災等という。)であって」と なっており、伝染病の流行がふくまれておりません。基本契 約と同様に伝染病の流行が含まれると理解してよろしいで しようか。	No.694の回答を参照顧います。
697	建設工事請負契約	12	第22 条1項						受注者の請求による工期の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期 内に本件工事を完成することができないとき」とは疾病、伝 疾病の流行等が要因となる場合も含まれると理解してよろし いでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
698	建設工事請負仮契約書(案)	12	第22 条	第2項					受注者の請求による工期の延 長	第30条に定義される不可抗力により工期の延長が必要と なった場合に受注者に発生した費用については、第30条第 4項を準用し、当該費用のうち請負代金額の100分の1を超 える額までは受注者負担とし、これを超える額は発注者の負 担とさせていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
699	建設工事請負仮契約書(案)	14	第30 条	第1項					不可抗力による損害	「工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。とありますが、疫病の流行も不可抗力に含まれるとしていただけますでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疫病の流行により生じた損害は、不可抗力とします。
700	建設工事請負契約	15	第30 条の 2・4項	4					法令変更によって発生した費用 等の負担	「本件工事等に直接関係する法令変更」「以外の法令変更 により生じる追加費用」とは、具体的にどのようなものを想定 されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではございませんが、一般的には例えば、法人税及 び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。
701	建設工事請負契約書(案)	17	第38 条	第1項					部分払い	「・・・相応する諸負金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第9項までに定めるところにより部分私を請求することができる」とありますが、この9分金による支払を適用すると、出来形(現場実績)と出来高(支払額)に相違が発生するため、発注者および受注者ともに事務手続きが非常に傾塞になります。「の10分の9以内の額」という文言を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
702		_								本項の請求は、毎年3月20日以降12月31日まで可能、と 理解してよろしいでしょうか。	検査合格後速やかに請求書を提出していただくため、4月 上旬までとしてください。
703	建設工事請負仮契約書(案)	17	第36 条			\prod				意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	内容が他の条文で網羅されたため削除したものです。
704	建設工事請負仮契約書(案)	17	第37 条			\prod				意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	No.703の回答を参照願います。
705	建設工事請負契約約款	18	第39 条	第2項					部分引渡し	「部分引渡しに係る請負金額の額=指定部分に相応する請 負金額の額請負金額一指定部分に相応する支払済部分払 金の額」とありますが、「部分引渡しに係る請負金額の額= 指定部分に相応する請負金額の額=指定部分に相応する 支払済部分払金の額」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
706	建設工事請負契約書(案)	19	第42 条 第2項						発注者の任意解除権	受注者に帰責事由がないにもかかわらず発注者が任意に 契約を解除した場合には、公共工事標準請負契約約款で は逸失利益も含めた損害賠償をすることとされています。本 件事業についても同様に、逸失利益も含めて受注者に生じ た一切の損害を賠償することをご検討顧えますでしょうか。	原案のとおりです。

N.	図書名	767	_			項目	- //	タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
707	図書名 図書名 建設工事請負仮契約 書(案)	頁 21	第43 条の3	第8項		28.0		発注者の損害賠償請求等	「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して債権 を有する場合において、」とありますが、本項の規定は本事 業と無関係の債権を責組らに対し有する企業(主に地元企 業)が、当該債権を用いて本事業の債権債務について相殺 を援用する場合を主に想定されてると理解しております。 連帯債務省の人が発注者に対して有する債権には、本件 事業と無関係の債権と、本件事業に係る債権ので、本件事業に係る債権ので、本件事業に係る債権での、て本項主た書きの 規定を適用されますと、連帯債務者の自働債権は消滅する のに対して、発注者の受働債権はその他の連帯債務者に 対して消滅とないまいに解決され得ます。上記効果は本項の 概当と反するものと考えますので、以下のように本項また事 きをご修正いただけますでしようか。 「また、共同企業体の構成員の1人が発注者に対して本件 事業と無関係の債権を有する場合において、その構成員が 作件事業と無関係の債権を有する場合において、その構成員の 科益のためにのみ消滅するものと他の構成員に、民法 第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとす る。」	四号 No.6 <u>86</u> の回答を参照顧います。
708	建設工事請負仮契約 書(案)	22	第46 条						意図的に削除と記載ありますが、削除前の条項内容をご教示願います。	No.703の回答を参照願います。
709	建設工事請負契約	23	第8条 4	4				解除に伴う措置	発注者都合又は発注者帰責任事由による解除の場合における当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材 材、建設機能器具、仮設物その他の物件(「請負人の所有 又は管理するこれらの物件を含む。)の撤去その他土地の 現状回復に係る費用は、発注者の負担と考えてよろしいで したか、	ご理解のとおりです。
710	建設工事請負仮契約 書(案)	24	第48 条	第7項				解除に伴う措置	工事の完成後に契約が解除された場合であっても、完成した工事目的物に係る受注者の報酬請求権は、民法634条を 準用し、存在するものとさせていただけますでしょうか。	民法634条は工事完成後には直接適用がないため、発注者 及び受注者による協議とさせていただきます。
711	建設工事請負契約書(業)	24	第49 条の2 第1項 第1 号20 条・条 23条					受注者の損害賠償等	請負代金や工期の変更は、最終的には発注者側で決定できることになっており、一定の場合に受注者が契約を解除することができるとしても、当該請負代金や工期の変更がなければ得られたはずの利益が得られなくなるという条件は、受法者にとって不利であると考えます。また、公共工事標準請負契約約款では逸失利益も含めた損害賠償をすることとされています。以上より、発注者側の都合で請負代金や工期を変更した場合には、逸失利益も含めて損害賠償に応じていただくことをご検討顧えますでしょうか。	原案のとおりです。
712	建設工事請負契約	24	第49 条の3	2				契約不適合責任期間等	「設備機器本体等」とは具体的には何を想定されておりますでしょうか。	性能を求める設備機器全般を想定しています。
713	建設工事請負契約	25	第49 条の3	12				契約不適合責任期間等	「不可抗力」とは疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も 含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.694の回答を参照願います。
714	建設工事請負契約書(案)	26	第50 条					火災保険等	「受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設 工事保険その他の保険に付さなければならないとあります が、一方で、要求水準書(第1編 設計・建設業務編)57頁 には、「本施設の施工に関して、建設事業者は組立保険、 第三者損害賠償保険に加入するほか、愛に応じてこれら の保険以外の保険にも加入することとあります。以上を踏ま えますと、設計・建設段階に付保する保険の要求水準は火 災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険 の4つであるとの理解でよろしいでしょうか。	大災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険 でカバーする保険範囲を付保することを求めています。
715									受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険にれに準ずるものを含む。)に付さなければならない、とありますが、要求水電考第「編 記法 建設業務編」に従い加入する組立保険で工事中の財物損害を補償可能な場合は別途建設工事保険に加入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。
716									受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工 事保険その他の保険に付さなければならない、とあります が、建設工事保険もしくは組立保険で火災損害が補償対象 内となっている場合においては、別途火災保険に加入する 必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。
717									受注者が付保する各種保険について、補償範囲、免責金額、てんぼ限度額等の保険条件は事業者の提案との理解 でよろしいでしょうか。	No.714の回答を参照願います。
718	建設工事請負契約書(案)	27	第51 条の2	3	(6)			(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項 の秘密保持の意味が無くなりかねません。他社に対して秘 密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除いただけませんでしょうか。	No.679の回答を参照願います。
719	建設工事請負仮契約 書(案)								受注者の記名・捺印は乙型JVの構成員数に応じて記名捺 印の用紙を増やして宜しいでしょうか?ご教示願います。	ご理解のとおりです。
720	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	3	第3条 の2	第4項				一括委任又は一括下請負の謹 慎	ここでいう『成果物』とは、本契約書第5条の7から第5条の9 までに定められた各種図書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	本契約書第5条の7から第5条の9まで、第5条の12第5項、 第5条の14第3項の調査結果、第5条の15第2項、第5条の 42に定めた各種図書を指します。
721	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	5	第4条 の4	(3), (4)				運営業務の範囲	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に責組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態を改めて協議させていただくこととさせていただけます。を改って「焼却灰等運搬業務」及で「焼却灰等運搬業務」が含まれております。本契約に基づき責組合から運営事業者が当該業務を受託し、付風契約	本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、原案の内容を基本として状況に応じて焼却 仄等連機業務委託契約及び焼却仄等資源化業務委託契 約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談をせてい
722									運営事業者が受託する運営業務に「焼却灰等運搬業務」及び「焼却灰等資源化業務」が含まれております。当該業務に関して運営事業者が受託する具体的な業務内容は、平成3年3月30日付環境省通知原棄物の指角及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環度対発第16033010号)にいう「契約の事務手続きや取次ぎ」に限定されると理解してよろしいでしょうか。	No.721の回答を参照顧います。
723	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	6	第5条	5	2	(3)		衛生管理者	衛生管理者に関して、人員数が法的に有資格者を必要としない場合においても、有資格者の配置が必要なのかご教示願います。	人員が関係法令に定めた人数より少ない場合は配置は不 要です。
724	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	6	第5条	5	4			主任技術者	第2種電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者を工事期間中より配置するよう記載がございますが、要求水準書 第1編設計・建設業務編のP493、施工(2)現場管理(のに記 載のとおり、工事期間中は、建設事業者に有資格者を配置 することでも良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	図書名	百				項目		タイトル	質問·意見事項	回答
	運営·維持管理業務委 託契約書(案)	6	第5条 の5	2項		XI		従業員の確保	(1)~(12)に具体的な資格名が明記されています。一方要求 水準書・第 II編)第2章、第2節有資格者の配置3)において は、「運営事業者は、運営に必要となるポイラ・ターピン主 任技術者等の有資格者を配置すること。とあります。運営・ 維持管理業務委託契約書、案)に示されている上記(1)~ (12)の資格を参考とし、運営のために必要な資格を事業者 にて選定し、配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
726	運営、維持管理 業務委託 契約書(案)	6	第5条 の5	2				従業員の確保	第一種エネルギー管理指定工場に該当しないため、エネル ギー管理士は非配置でよろしいでしょうか。	適用される法令遵守が担保されることを条件に認めます。
727	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	7	第5条	8				年間運営実施計画書	本条項と要求水準書 第11編 運営・維持管理業務編P45第 13章第2節に記載の内容を総合すると、運営期間の初年度 については、長期運営実施計画を運営期間の開始日の60 日前までに、年間運営実施計画を運営期間の開始日の30 日前までに提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
728					(1) およ び (2)				受付業務は貴組合範囲のため、受付業務実施体制は貴組 合にて作成頂くものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
729	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	9	第5条 の9	第2項	(1)			運営マニュアル	マテリアルリサイクル推進施設の運営マニュアルは事業者側で作成し、そのうち運営・管理マニュアルの更新は運転管理 業務を行う責組合で対応頂く認識でよろしいでしょうか。	運営事業者は、運転・管理マニュアルの更新にも協力することが含まれます。
730	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	9	第5条 の11					処理不適物の取り扱い	第3項につき、検査の実施が原因で処理不適物が混入した ことにより、本施設に故障等が生じた場合には、修理のため の費用のみならず、受注者に生じた損害を賠償していただ けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
731	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	11	第5条 の21 第1項					異常事態への対応	本施設の運営業務の実施中に異常事態が発生したとされ 受法者が自らの費用で運転を停止又は監視を強化したけれ ばならない、とありますが、受注者の責めに帰すことのできな い事由によって異常事態が発生した場合には、上記の対応 にかかる費用は貴組合にご負担いただけるとの理解でよろ しいでしょうか。	第5条の24のとおりです。
732	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	11	第5条 の18					停止基準値	『要求水準書(第11編 運営・維持管理業務編) 第9章第3節 2に定めるところに従い』とありますが、『要求水準書(第11編 運営・維持管理業務編) 第9章第3節3、に定めるところに 従い』と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
733	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	12	第5条	24	2			費用負担	前項の規定にかからずとの記載がございますが、この前項の規定は、建設工事完丁日から3年を経過するまでの期頃の規定は、建設工事完丁日から3年を経過するまでの期間、異常事態の発生などの原因について、天災、最動等不可抗力等によるものについても受注者が負担するのかご数示願います。	No.734の回答を参照顧います。
734									前項の規定にかかわらずとの記載がございますが、この前 項の規定は、異常事態の発生などの原因について、不可抗 力によること、又は受注者の責めに帰すべき事由の無いこと (不可抗力を除く)を、受注者が明らかにした場合は発注者 が、当該費用(保険等によりて人補された部分を除く。)を負担する、にかかりるもので、計画外の運転停止が生じた場合 には、その理由に問わず受注者の負担となるとのことなの か、ご教示願います。	異常事態の発生又は計画外の運転停止が"本施設の契約 不適合による"ものでないことを明らかにできれば、この限り ではありません。
735	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	12	第5条 の22					停止期間中の処理対象物の処理 理	発注者が運転するマデリアルリサイクル推進施設において 異常事態が発生した場合、緊急代替処理方策の策定およ びその実行は発注者にて行っていただけるとの理解でよろ しいでしょうか。	方策は発注者にて策定しますが、実行は帰責事由による対 応とします。
736	運営維持管理業務委 託契約	12	第5条 の23	5				臨機の措置	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた 本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること 又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合 には受注者負担とはならないということでよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
737	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	12	第5条 の24 第2項					費用負担及び運転停止に対す る運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中であって も、不可抗力により累常事態の発生又は計画外の運転停止 が生じた場合については、かかる事態の発生は没注者の責 めに帰すべき事由とはみなされないとの理解でよろしいで しょうか。	No.734の回答を参照願います。
738	運営維持管理業務委 託契約	12	5条の 24	2				費用負担及び運転停止に対す る運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた 本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること 又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合 には受注者負担とはならないということでよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
739	運営維持管理業務委 託契約	12	5条の 24	5				費用負担及び運転停止に対す る運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた 本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること 又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合 には受注者負担とはならないということでよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
740	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	13	第5条	24	5			費用負担	2項と同様に、建設工事完了日か53年を経過するまでの期間は、不可抗力の有無や受注者の責任の有無を問わず、 受注者の責任として運営固定費の減額を行うとのことなのか、ご教示願います。	No.734の回答を参照願います。
741	運営維持管理業務委 託契約	13	5条の 25	2				その他要求水準未達成に対す る運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中に生じた 本施設の契約不適合について発注者の帰責事由であること 又は受注者に帰責事由がないことを受注者が立証した場合 には受注者負担とはならないということでよろしいでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
742	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	13	第5条 の26	第1項	(1)			焼却灰等の取扱い	受注者は、運営業務開始までに、焼却灰等の運搬計画及び有効利用計画書を作成し、発注者の承諾を受ける。」とありますが、当該運搬計画及び有効利用計画書の作成義務に、運搬業務/資源化集務の受託者である運搬事業者、資源化事業者が作成義務を負い、運営事業者事業者は貴組合への計画書類の取次業務を行うものと理解してよろしいでしたが、 廃掃法施行令第四条に定められた委託基準の四号に「一枚廃棄物の収集、運搬、処分又は用生に関する基本的な計順向作成を委託しないとよ」とあり、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2、対策項に基立を表記しないと、」とあり、平成28年3月30日付票境項に信金が業務委託には1号に下事業の取扱いについて「価知」(環席対差第16033010号)によれば運搬業務、資源化業務でしていて、近知り、運搬事業者の資源化業者との間で締結されなければならないと理解しております。後いまして、運営事業者が当該作成義務を負わないという契約形態は、廃掃法上の委託基準及び上記環境省通知に合致しないものと考えます。	No.721の回答を参照願います。

No.	図書名	頁	1			項目		o y Keyn	ルロス宝舗・座呂事来 第2回ハ タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
743					(3)					受注者は、運搬事業者により自らが選定した資源化事業 者が指定する場所に、機却灰等の全量を運搬する。とあり ますが、運搬業務の請負者は、受注者(運営事業者)ではな く、運搬事業者と理解してよろしいでしょうか。 本契約に基づき責組合か選営事業者が運搬事業者/資源化 事業者へ当該業務の具体的な業務指示を行うという委託が 態は、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び 処理に関する法律節係条の2第2項に基づく業務委託におけ る戸日事業等の取扱いについて(通知)「嬢廃対発第 16033010号)において「廃棄物処理法上の再委託に該当す る」と示された委託形態に該当するおそれがあると考えま す。	No.721の回答を参照願います。
744					(5)					本号に基づく選官事業者から貴組合に対する支払いと第5 条の29第3項及び第4項に基づく貴組合の遮約金請求権及 び損害賠償請求権の解釈について、以下の解釈でよろしい でしょうか。 焼却飛灰等の発生量が提案書の発生量を上回ったことに起 因して貴組合に生じた損害の合計額が、飛灰超過発生量1 トン当たりに象算して、 (1)5万円以下の場合:運営事業者が貴組合に対して支払う べき金額は、最大で1トンあたり5万円と理解してよろしいで しょうか。 (2)5万円より大きい場合:運営事業者が貴組合に対して支払う が3の主金額は、最大で第5条の26第1項(6)号に規定され と当該焼却収等超過発生分に相当する運搬業務委託費及 び資源化業務委託費であり、これを越えて遮粉はその他の 支払い、業務はないものと理解してよろしいでしょうか。	第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害培焼 請求権は、本号の「当該増加量に対応して発注者が連續事業 業者及び資源化事業者に支払った運搬委券委託費及び資 源化業務委託費の金額」とは別に行使するものです。
745				第1項 第5号						「受注者の責めに帰すべき事由により、焼却灰等の発生量が事業提案書の内容から想定される量よりも増加した場合、受注者は当該増加量に対応して発注者が運搬事業者及び資源化事業者に支払った運搬業務委託費及び資源化業務委託費の金額を発注者に支払う」との記載がありますが、灰資源化先を複数契約している場合には、単価の低い資源化失の割合を高めることで単年度における灰資源化費用は超過しないことも考えられます。その場合には本条項は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	灰資源化費用は超過しないことにより、本号における受託者 からの発注者への支払義務は適用されませんが、第5条の 29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権
746	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	13	第5条 の24 第5項						費用負担及び運転停止に対す る運営固定費の減額	建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中であって も、不可抗力により異常事態の発生又は計画外の運転停止 が生じた場合については、かかる事態の発生は受注者の責 めに帰すべき事由とはみなされないとの理解でよろしいで しょうか。	No.734の回答を参照願います。
747										『前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む』とございますが、損害賠償につきましては帰 責性あることが前提ですので、これを擁制することは受注者 にとって不利な条件となります。受注者が責組合に損害賠 償責任を負うのは、かかる損害が生じた原因が受注者の責 めに帰すべき事由であることが明らかである場合に限定して 頂けないでしょうか。	No.734の回答を参照願います。
748	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	14	第5条 の27	第3項 および 第4項					運搬事業者及び資源化事業者	運搬業務委託又は資源化業務委託を終了した場合、60日 以内に新たた業者と契約するとありますが、受け入れ自治体 との事前協議(城外通知書の発行を含む)などのリードタイ ムに相応の時間を要する場合がございます。つきましては、 新た業者との契約までの期間については協議対象とさせ ていただけないではしようか。また、複数社との契約のある場合 は本項適用外とさせていただけないでしょうか。	原則は原案のとおりですが、協議先自治体の審査期間、処理期間等が要因で期間内の契約が難しい場合は協議します。
749				第4 項• 第8項						受注者が「運搬業務又は資源化業務を行う者を新たに選定 し・・」と記載がありますが、協力企業以外から新たな者を選 定することは可能でしょうか。また資源化の場合は資源化力 法が変わることは可能でしょうか。(特束的に新たな資施 力法やよりコストが低い方法が生まれる可能性があるため)	発注者の事前の承諾が義務づけられます。
750	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	15	第5条	27	9				処理単価	「連搬業務委託契約又は資源化業務委託契約における処理単価は、従前の連搬業務委託契約又は資源化業務委託契約又は資源化業務委託契約によける処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、「焼却灰等連搬企業及び焼却灰等資源化企業の責めに帰すことのできない事由※により、甲が従前の委託契約を解除した場合には、この限りではない」という理解でよろしいでしょうか。 ※例えば、法令等の変更、社会情勢の大幅な変化、不可抗力等が原因で事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合等	本条の前提として、同条第6項の「運搬事業者又は資源化 事業者の責めに帰すべき事由により運搬業務委託契約又 は資源化業務委託契約を終了させる場合」を想定したもの です。このため、原案のとおりです。
751	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第5条 の28	第1項					有効利用されない場合の処理	「資源化事業者が確保されない場合等の事由により焼却灰等が有効利用されなかった場合には、発注者が当該焼却灰等の処理を行う。」とありますが、万が一、運搬事業者が確保されたが場合等の事由により焼却灰等が運搬できない場合についても、発注者(黄組合)において当該焼却灰等の運搬を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	運搬事業者については適用されません。
752										第5条の27の第6項により、発注者が受注者に通知することなく連續業務委託契約又は資源化業務委託契約を終了させた場合、本項は適用されず、受注者の貢またり連携等委託契約大は資源化業務委託契約が解除された場合に適用されると理解してようしいでしょうか。また、受注者に起因して資源化事業者が確保されない場合等の事由により、貴組合に発生した費用及び損害については、当初資源化企業へ支払おれる予定であった委託料を超過する部分を受注者が負担することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
753	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	15	第5条 の26	第5項 第9項					焼却灰等の取扱い	運搬業務委託契約又は資源化業務委託契約が解除された 後に、新たな運搬業務又は資源化業務を行うめを選定す るにあたって、従前の運搬又は処理単価を超えないとする 主旨は理解しますが、解除の事由が地域や特定企業に依 拠しない事由(法令変更等)による場合等、従前の運搬又は 処理単価以下にて新たな避搬業務又は資源化業務を行うさ のを選定することが困難な場合があります。「従前の運搬又 は処理単価を基準とした合理的な単価」等変更、いただけな いでしょうか。	協議によります。
754	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	15	第5条 の29 第3項						焼却灰等の発生量	「発注者は、受注者に対し、焼却飛灰、溶融飛灰等の発生量のうち、提案書の発生量を超過した分について、1トンあたり5万円の連約金を請求することができる。」との記載がありますが、発生量が超過した場合は第5条26の5項により増加量に応じた費用を支払った場合には、発注者の処理実費分をお支払いしているため、免除していただけないでしょうか。	No.744の回答のとおりです。
755	運営維持管理業務委託契約	15	5条の 31						副生成物等の有効利用	副生成物等の発注者から受注者に対する有償譲渡については、発注者・受注者間で協議し、市場動向等も踏まえた客観的かつ合理的な金額にて譲渡金額を合意させていただくということでよろしいでしょうか。	協議によります。
756	運営·維持管理業務委 託契約書(案)	16	第5条	36	1				ごみ質	処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱しとの記載 がございますが、ごみ質が計画性状から逸脱し、本件性能 要件又は用監督基準値を遵守することが困難であると受注 者が判断した時点で、受注者より申し出ができるものとの理 解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	図書名	頁				項目		タイトル	質問•意見事項	回答
757	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	16	第5条 の34	第4項				電力事業者との契約	条剣電力にかかる権利は真組合に帰属するため、責組合で 電力事業者と契約する方が宜しいかと存じます。受注者で 条剣電力先を選定、契約締結等を実施すると、責組合の意 向や契約規則等に適さない事態に陥るリスクがあり、当該契 約締結リスクを回避できると存じます。	原案のとおりです。なお、詳細については、本契約締結まで に協議することとします。
758	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	16	第5条 の36					ごみ質の変動により基準値を遵 守できない場合	計画ごみ質の範囲を逸脱した場合の施設の改造について は記載がありますが、用役の増加等による受注者の損害が 発生した場合は、合理的な範囲で発注者にてご負担いただ けないでしょうか。	本条第2項の規定による協議によって決定された本施設の 改造の内容により用役の増減が伴う場合は、合理的な範囲 で変動費単価を見直すこととします。
759	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	17	第5条	36	4			対応に要する費用	第2項の場合において、との記載がございますが、この適用 徳囲は、第2項においての、発注者を受注者が協議し、改造 の要否などを決定する前段の発注者が受注者の申立てが 合理的であると認めた時点から適用されるとの理解で宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
760	運営·維持管理業務 委託契約書(案)	17	第5条 の36	第4項				ごみ質の変動により基準値を順 守できない場合	受注者が臨機の措置をとったことにより次年度以降の本施 設の補修が増加する場合、運営固定費Ⅲも見直して頂ける と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
761	運営維持管理業務委 託契約	18	7条	1				受注者の請求による履行期間の延長	「天災その他受注者の責めに帰すことができない事由」には 疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれると考えて よろしいでしょうか。	
762	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	19	第11 条の2					(運営業務委託費の支払い)	「次条第5項」は焼却灰等運搬等の請求に関する規定ですので「次条第6項」と読み替えてよろしいでしょうか。	「次条第6項」に修正いたします。
763	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	19	第8条					一般的損害	発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害について は、逸失利益まで含めて発注者の負担としていただけませ んでしょうか。	原案のとおりです。
764	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	19	第7条 第2項					受注者の請求による履行期間の延長	運営業務委託費の変更と、受注者に損害を及ぼしたときの 費用負担は、相互に排他的なものではなく、双方が認めら れることもありうる、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
765	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	19	第9条 第2項					第三者に及ぼした損害	発注者帰責の事由により第三者に損害が生じた場合に、発 注者が負担する賠償額には途失利益を含まないとございま ・第三者への賠償の話におりますので、発注者に限因が あり、第三者が逸失利益の賠償を請求し法的に認められる のであれば、当該制限な、賠償していただけますでしたう か。発注者が免れた途失利益分の賠償責任を受注者が責 めなく負担することは、合理性に欠けるものと思称いたしま す。もしては、発注者と第二者との法律関係上において逸失 利益賠償の可否について処理していただけますでしようか。	第9条第2項から「(ただし、逸失利益を含まない。)」を削除します。
766	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	20	第11 条の5 第4項					要求水準書の変更	第11条の5第1項第4号により、発注者が要求水準書の変更 が必要と考える場合に、受注者が納得できない場合であっ でも一方的に契約を解除可能とされていることを踏まえると、 当該解除により受注者に生じた損害が全部賠償されないの は、受注者にとって着しく不利であると考えます。受注者に 生じた損害については、逸失利益まで含めて全て賠償して いただけますでしょうか。	原案のとおりです。
767	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	21	第11 条の8					保険	受注者が加入するへき保険として、本契約書に明記されているものは第三者損害賠償保険のみですが、一方で、要求 水準書・第 I 編 運営・維持管理楽務編)9頁では、労働者 災害保険も加入することとなっています。本契約書第4条の3 の第1項にあります解釈の優先順位に従い、責組合の要求 水準は第三者損害賠償保険のみと解釈してもよろしいでしょうか。	第三者損害賠償保険及び労働者災害保険の加入を求める こととします。
768									受注者が付保する各種保険について、補償範囲、免責金 額、てんぼ限度額は事業者の提案によるとの理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
769	運営維持管理業務委 託契約	21	11条の 9					法令等の変更	「本件工事等に直接関係する法令変更」「以外の法令変更 により生じる追加費用」とは、具体的にどのようなものを想定 されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではございませんが、一般的には例えば、法人税及 び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。
770	運営維持管理業務委 託契約	22	11条の 10	5				不可抗力	客観的にみて合理的であると評価されるものについては発 注者として損害としてお認めいただき、受注者に対して賠償 していただけるということでよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
771	運営維持管理業務委 託契約	23	11条の 10					不可抗力	「不可抗力」には疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も 含まれると考えてよろしいでしょうか。	発注者及び受注者のいずれも責めに帰すことができない状況での疫病、伝染病の流行等が要因となる場合も含まれます。
772	運営維持管理業務委 託契約	23	11条の 11					不可抗力による負担	「不可抗力」には疾病、伝染病の流行等が要因となる場合も 含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.771の回答を参照願います。
773	運営維持管理業務委託契約	23	11条の 12					周辺住民対応	「受注者の事業提案内容の実施」に対する住民運動、訴訟、要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用とは、本施設設置自体の是非・本施設運営自体の是非に関わるものは除かれることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
774	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	23	第11 条	12				周辺住民対応	受注者は発注者が周辺住民等と結ぶ協定書を十分理解 し、これを遵守するものとする。と記載がございますが、協定 書の内容について運営費用に関わる内容についてはないと の理解でよろしいでしまうか。	No.689の回答を参照ください。
775									『合理的範囲』とは具体的にどのような範囲になるのか、ご教 示願えますでしょうか。 例えば、法令基準及び契約基準を満たしているにもかかわ らず、施設、数備の補強をした場合は合理的範囲を超えて いると理解してよろしいでしょうか。	運営費用に影響を及ぼさない範囲とします。
776									発注者が住民等と締結した協定等の内容を遵守するため に、当該協定の内容のうち受注者の事業実施に影響を与え るような部分に関しては、締結時に事前に協議させていただ くことは可能でようか。仮じ事前協議が難しい場合でも、事 後に内容を開示いただくことは可能でしょうか。	No.689の回答を参照ください。
	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	23	第11 条の10 第5項					不可抗力	不可抗力が生じた場合の協議がまとまらない場合におい て、発注者が本契約を解除した場合には、発注者は逸失利 益まで含めて受注者に生じた損害の全てを賠償していただ けますでしょうか。	原案のとおりです。
778	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	24	第12 条の3					運営終了後の運営方法の検討	本件事業の継続にかかる協議の開始時期については、入 札説明書P7第3章8項に記載されている。事業終了後の協 議開始が、エネルギー回収型廃棄物処理施設については、 運営開始後6年目(令和22年4月以降、事業期間終了年 前)とありますが、その1年前の15年目より実施するとの理解 で宜しいでしょうか。	16年目から協議を開始することとしてください。
779				第3項	(5)				特別目的会社を設立しない場合は、運営期間中の財務諸 表に相当するものがありませんので、提出は不要と理解して よろしいでしょうか。または、代替としてどの様な資料を提供 すればよろしいでしょうか。	各社の財務諸表及び各社の信用・財務状況等が分かるもの を提出いただきます。

Nio	図書名	頁				項目	- ,,,,,,,	タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
780	運営·維持管理業務委 託契約書(案)	25	第14 条 第1項			·RL		発注者の解除権	受注者に帰責事由がないにもかかわらず発注者が一方的 に契約を解除した場合は、逸失利益まで含めて受注者の損 害を賠償していただけますでしょうか。	77.5
781	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	25	第13 条 第2項					履行遅延による違約金等	発注者の遅延利息が支払い遅延防止法に基づき決定され ること、および、近時の金融環境に鑑みると、受注者の違約 金の遅延利息が年14.6%というのは、受注者にとって著しく 過分であると考えます、遅延利息の利率については官民で 公平な条件としていただけますでしょうか。	原案のとおりです。
782									履行遅延がみった場合に違約金を請求することができるとあ りますが、運営・維持管理業務をまむ税割まには減額の実 がありますので、業務を完了することができないときは、この 減額 (モニタリング)のフローで処理していただきたく存じま す。減額に加えて本条項により違約金を選すさなると一重に ペナルティを課すことになると考えますので、当該違約金の 条項は削削とていただけますでしょか。	原案のとおりです。
783	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	26	第15 条 第1項					契約が解除された場合の違約 金	連営業務委託費の10分の1に相当する額を違約金として支 払うものとされていますが、違約金の額が大きいほど受注者 の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因と なります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの運営業 務委託費の10分の1」としていただけますでしょうか。	年度運営業務委託費の10分の1に相当する額を違約金とします。
784	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	26	第14 条 第2項					発注者の解除権	本項第8号と内容が重複しているように思われますので、当 該条項は削除していただけますでしょうか。	原案のとおりです。
785	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	26	第15 条					契約が解除された場合等の違 約金	違約金は、運営業務委託費の10分の1(予定価格だと19億 円)とありますが、運営業務委託費から運営業務委託費の支 払い済みを控除した額の10分の1として頂けないでしょう か。	No.783の回答を参照願います。
786	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	28	第18 条 第3項					違約金と契約保証金	第15条は解除の根拠となる規定ではなく、本条は第14条又 は第17条の規定により契約が解除された場合に適用される 規定と理解してよろしいでしょうか。そのうえで、第14条第1項 に基づく解除を発注者が一方的に行った場合においては、 契約保証金が当然に発注者に帰属するという条件は受注者 にとって不合理と考えますので、本条項の適用対象外として いただけますでしょうか。	
787	運営維持管理業務委託契約	28	21条					談合その他不正行為に係る賠 償金の支払い	本条各号はいずれも本事業に関して生じた場合に該当する と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
788	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	30	第27 条	2				著作權	受注者は、成果物のすべての著作権を発注者に無償譲渡するとの記載がございますが、本事業以前に民任著作権を保有し、他の自治体様に提出済みの著作物については、二次著作物としてご提出したものもあり、それら著作権を貴組合・譲渡すると他の自治体様にご迷惑をおかけすることになります。よって、要求水準書(第1編 建設業務編)P44に記載のございます。実施設計日金を取扱を同じとし、著作権は着作為に発展しておが、貴組合には利用権の付与を、 作権の譲渡や著作者人格権について、一定の制限を設けるよのと「でださい	原案のとおりです。
789	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	30	第27 条	第3項				著作権の利用等	受注者が責組合へ提供した成果物には、受注者の競争力 に関わる情報が含まれていることがあり、第三者へ公表、関 窓、開示、提供、譲渡等がされた場合、受注者の権利、競 争上の地位その他正当な利益を書するおそれがあります。 本事業にて受注者が責組令一提供・譲渡する成果物であっ ても、第三者への公表、関電、開示、提供、譲渡等を行う場 合には、事前に受注者が確認する機会を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
790	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	31	第30 条	3	(6)			(秘密保持義務)	多くの第三者に開示可能となりうる条件となっており、第1項 の秘密保持の意味が無くなりかねません。他社に対して秘 密情報が開示されてしまう恐れがあり、第6号は削除いただ けませんでしょうか。	No.679の回答を参照願います。
791				第2項	(1)			秘密保持義務	本契約で公表、開示等することができると規定されている情報は秘密情報から除くとあるため、本契約で受注者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが無いよう修正願います。	原案のとおりです。
792				第3項	(2)			秘密保持義務	尾張北部環境組合情報公開条例にある、3)ア公にすること により、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあるものは、公開の対象 から除く、と理解すれば宜しいですか。	原則して、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが、ある情報は管理特管理業務委託契約第30条第3項第2号による開示の対象とはなりませんが、例外的に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報等は開示の対象となります。また、第30条第3項第2号による開示の対象となるで、場合であっても、同項の他の号に基づく開示の対象となる可能性はありますので、念のためご留意ださい。
793				第3項	(5), (6)			秘密保持義務	発注者の関係機関及び関係者に開示する場合、第三者に 開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において 特定若しくは不特定の者に開示する場合であっても、当該 開示対象者に対し(法令上の義務を負う者を除き)、本条と 同等の守秘保持義務が課されると理解してよろしいでしょう か。	原則としてはご理解のとおりですが、運営維持管理業務委
794	運営・維持管理業務委 託契約書(案)	32	第31 条の2					受注者による保証	「受注者は、(i) 基本協定に基づく受注者の発注者に対する 損害賠償義務及び協約金支払い義務その他一切の債 務・・・・・の履行を、それぞれ受注者、建設事業者、運搬事 業者及び資源化事業者と連帯して保証し、本契約締結と同 時に別紙に定める様式の保証書を提出する」とあります が、運営事業者が、運営事業者が全業務における発注者に 対する一切の債務を連帯して保証することは、以下の点で 問題であると考えます。 ①内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイテライ シ川において規定される「リスクを最もよく管理することができ る者が当該リスクを今担する」という考え方に適合しない ②建設工事で代表企業の下請に位置付けられた土木建築 工事・造成等工事について当事者では無い運営事業者が 一切の債務を保証する「C記書会社が別に存在するのに、そ の下請会社の業務を保証する」ととは、適切な業務発注とは、 いえない。 ③焼却医等運搬業務や焼却医等資源化業務について当事 者ではない。運営事業者が一切の債務を保証することは、適切な外の発力を提供 知知医等なが、運営事業者のでは本契約者等の条の201でには 知知医等が発光を検 知知医等なが、対しては本契約者解答、条の201でには 表別を開いては本契約者解答、条の201でには大切ります。 業務の継続性に担保されている。 以上の観えから、本条項は削除していただきますようお願い	Na652の回答の方針に従い、現第31条の2は削除します。

Ni-	図書名	百			項目		- , ,	1	タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
795	運営・維持管理業務委託契約書(案)	33	別紙1					进	更営業務委託費の支払方法	連繫業務及び資源化業務に対する対価は、貴組合から連営業務委託料の一部として運営事業者に支払われた上で、運営事業者から運搬事業者、資源化事業者に改めて支払われるととなっておりますが、運搬業務及び資源化業業者に直接お支払いいただくこととさせていただけますでしょうか。 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律部条の2第2項に基づ業務を逃行するとかりでは、150~9月12日により、250~9月12日によりにより、250~9月12日により、250~9月12日により、250~9月12日により、250~9月12日により、250~9月12日によりにより、250~9月12日によりりのではよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	
796	運営・維持管理業務委 託契約書(案) 別紙5	38						伢	 採証人	代表企業を保証人とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
797	運営・維持管理業務委 託契約書(案)		鏡							第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No29において、SPCを設置しない場合で本施設の運営業務を複数企業で実施することをお認め頂いていますが、複数企業でJV を構成し、貴組合と運営・維持管理業務委託契約を締結することは可能でしょうか。	可能です。
798	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)							全	全体	本契約書において、契約期間の定めがございませんが、契 約期間は単年度の契約と理解してよろしいでしょうか。	令和7年4月から令和27年3月までの期間となります。
799										焼却灰等の資源化業務委託を行う事業者の中には、運営 事業者並びい、資源化事業者が支払を代行することができ ず、責組合から灰の資源化施設がある自治体様に対して支 払う条例が定める環境保全金が発生する資源化先がござい ます。それにつきましては、運営事業者びい、資源化金学 が支払えるものではなく、本事業の契約書では取り扱うこと のできない機用です。よって事業者はよりの負担金を入 札金額から差し引いて入札することが適切と考えます。責組 合によかれましては、入札予定価格と別途、環境保全金が 発生することをご了東ぐださい。	質問の内容については承知しました。なお、環境保全金の 金額及び支払頻度等の条件は示してください。
800										本業務の遂行に必要となる保険種目・保険条件は、受注者 の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
801	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	1	頭書					<u>∓</u>	省事者	佐却灰等資源化業務委託契約書における「受注者」は、運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と理解してよるしいでしたが。また、入札説明書の佐却吹等資源化業務委託契約の定義によると、組合、運営事業者、焼却灰等資源化企業の三者契約が想定されているとのとせずが、この契約書業は二者間の契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書における「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても様々な規定がされていますが、本契約の当事者にはならないと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきまして は、本件ではSPCを設立するか否か等具体的な状況が確定 していないなめ、現行案の内容を基本として状況に応じて三 者間契約に修正するか否かを含めご相談させていただきま す。
802	燒却灰等資源化業務 委託契約書(案)	2	第2条					委	新料の支払い	資源化業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料の一部として運営事業者に支払われた上で、運営事業者に 皮資源化事業者に改めて支払われることとなっております が、資源化業務に対する対価の支払は、貴組合から資源化 事業者に直接お支払いいただくことともせていただけますで したが、 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に 関する法律部余余の2第2項に基づ、業務委託におけるPPI 事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010 号)においては「市町村は受託業務を遂行するに足りる額の を託料を処理業者に支払わなければためたいり上示されているため、連集事業者「資源化事業者へ適切に対価を支払う 義務は貴組合が負うべき義務であり、運営事業者が代行す べきものではないと考えます。	本件ではSPCを設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、現行案の内容を基本として状況に応じて焼 知床等運搬棄務委託契約及び焼却灰等資源化棄務委託 契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させて いただきます。
803	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	3	第7条					作	 古属契約	受注者(資源化事業者)が運営事業者との間で締結する「付 属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.802の回答を参照願います。
804										発注者は付属契約の当事者にはならない、と理解してよろしいでしょうか。その場合、発注者は付属契約に基づく権利・ 義務が認められないことになりますが、実務上、また廃掃法 等の適用法規上、問題ないと理解してよろしいでしょうか。	No.802の回答を参照顧います。
805	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	3	第4条	4				別	II紙2	本契約書の契約期間についての質問に関連して、契約期間が20年間である場合、リヌクッッジのためにバックアップと して想定している企業については、別紙2において、資源化 を行わない年度の計画処理量を"0"で提示することでよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
806										本契約書の契約期間についての質問に関連して、本契約 が単年度契約である場合、リスクヘッジのためにバックアップ として想定している企業については、資源化を行わない 度は本契約を締結しない、との理解でよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。
807										「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその 旨を発注者及び運営事業者に通知しなければならない」と ありますが、その都度変更契約を行うとの理解でよろしいで しょうか。	都度の焼却灰等資源化業務委託契約変更契約の締結は不 要であり、通知で足りるものとしています。
808	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	3	第7条					何	廿属契約の締結	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致する契約形態と改めて協議させていただくこととさせていただけますでしょうか。 連営事業者は、運営・維持管理業務委託契約書業第4条の4に基づき使却収等資源化業務の長期化事務の長期化事務の日本ので締結し、資源化業務の日本の場合を開化事業者との間の金託関係は、平成28年3人の資源化事業者の間の委託関係は、平成28年3月30日付票規令通知、原業物の清掃及び処理に関する法律節係金の2第2項に基づく業務委託におけるPF1事業等の取扱いてで、通知(原産対策前は370日)で、主張をの2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	No.802の回答を参照願います。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答 タイトル 質問・意見事項

No	図書名	頁			項目			タイトル	質問·意見事項	回答
809									運営業務、運搬業務、資脈化業務に関する契約形態につき ましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議に おいて、上記環境省通知に示された指針に合致する契約形 態を改めて協議させていただくこととさせていただけますで しらか。 本契約において資源化業務の委託者である貴組合と受託 者である資源化事業者との間でないまないでのみこれらが定めら が遂行方法、対価の支払方法が示されず、運営事業者と資 源化事業者との間の付属契約においてのみこれらが定めら おるとい委託形態は、平成28年3月30日付環境省通的 業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)「環 策対策第16033010号)において「市町村は、今第4条各号に 規定する基準以下「委託基準」という。)に従った委託及び 適切な内容の委託契約の解結等を通じ、処理業者が反 第3名名号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを 確保しなければならない」という指針と合致しないおそれが あると考えます。	No.802の回答を参照願います。
810	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	3	第3条					本業務にかかる増加費用及び 損害	本業務に関連して発生した歯組合及び受注者(資源化事業者)の増加費用及び損害の負担については運営・維持管理業務委託契約では水(本契約において定めることとさせていただけますでしょうか。また当該費用及び損害の請求は、貴組合及び受注者(資源化事業者)との間で直接行うこととさせていただけますでしとうか。資源化業務における貴組合と資源化事業者の委託関係を明確にするため、資源化業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権は、運営業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権と分離に規定されるべきめた参考とます。なお、資源化業務において貴組合と生じた損害のうち、運営業務に関する運営事業者の契約不適合(例えば、計画量と大幅に超過した煉却灰等の発生など)に起因する損害については、運営・維持管理業務委託契約の定めに従い、貴組合から運営事業者へ別途ご請求いただくものと理解しております。	No.802の回答を参照願います。
811	焼却灰等資源化委託 業務契約	4	8条					法令等変更	「本件工事等に直接関係する法令変更」「以外の法令変更 により生じる追加費用」とは、具体的にどのようなものを想定 されておりますでしょうか。	現時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではございませんが、一般的には例えば、法人税及 び消費税等に関するものがこれにあたるものと解されていま す。
812	資源化契約書(案)	5	第11 条					契約保証金	江南市契約規則29条(3)及び大山市契約規則(3)を適用し、 保証金については免除との理解でよろしいでしょうか。	No.14の回答を参照願います。
813	焼却灰等資源化業務 委託契約書(案)	6	第12 条 第1項					契約の終了	運営事業者が本契約の当事者にならず、また、発注者が何 属契約の当事者にならないのであれば、受注者と運営事業 者との間で締結される付属契約が当然に終了すると本契約 で定めても効力が及ばないように思われますが、本項は付 属契約において同旨の規定を定めることを前提にしていると 理解してよろしいでしょうか。また、本契約書第16条に定めら れた付属契約の変更についても、同様の理解でよろしいで しょうか。	No.802の回答を参照願います。
814	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)							全体	本契約書において、契約期間の定めがございませんが、契 約期間は単年度の契約と理解してよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。
815									本業務の遂行に必要となる保険種目・保険条件は、事業者 の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
816	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	1	頭書					当事者	機却灰等運搬業務委託契約書における「受注者」は、運営・ 維持管理業務委託契約書における「受注者」とは異なる、と 理解してよろしいでしたか、 また、入札説明書の焼却灰等運搬業務委託契約の定義に よると、組合、運営事業者、焼却灰等運搬企業の三者契約 が想定されているとの上とですが、この契約書案は二者間の 契約になっています。運営・維持管理業務委託契約書にお ける「受注者」である「運営事業者」は、本契約においても 様々な規定できれていますが、本契約の当事者にはならな いと理解してよろしいでしょうか。	
817	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	2	第2条					委託料の支払い	焼却灰等運搬業務の委託料は、貴連合から焼却灰等運搬 業務を担う企業に直接お支払いただけないでしょうか。 页が ・選等事業者が倒産等に陥った場合、焼却灰等運発 業の債権が確保されていない状態に陥ることを懸念していま す。 環境省発行の平成23年3月30日付「廃棄物の清掃及ざ したがは35ドロ事業等の取り扱いについて(通知)において も、運営事業者が事務手続や取次ぎのみを行うとされてお り、債権確保への懸念が生じる可能性は抑制した方がよろし いかと存じます。 上記、ご理解を賜れるようでしたら第3条以降で関連する条 項、条文の見直しをお願いいたします。	本件では3PUを設立りるか省か寺、共体的な状况が離たしていないため、現行安の内容も其末して中辺に内でて棒
818									運搬業務に対する対価は、貴組合から運営業務委託料か 一部として運営事業者に支払われた上で、運営事業者から 運搬事業者に改めて支払われることどかっておりますが、運 搬業務に対する対価の支払は、貴組合から運搬事業者に 直接お支払いいただくことさせていただけまずで止らか、 平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に 関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけら下り 事業等の取扱いについて値知り「銀度対発第16033010 号)においては「市町村は受託業務を遂行するに足りる額の 委託料を処理業者に支払わなければたらない」と示されてい るため、運搬事業者、適切に対価を支払う義務は貴組合が 負づべき義務であり、運営事業者が代行すべきものではない と考えます。	No.817の回答を参照願います。
819	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	3	第3条					本業務にかかる増加費用及び 損害	本業務に関連して発生した貴組合及び受注者(運搬事業者 の増加費用及び損害の負担については運営、維持管理業 務委託契約ではなべ来契約において定めることとさせていた だけますでしょうか。また当該費用及び損害の請求は、貴組 合及び受注者(運搬事業者)との間で直接行うことさせていただけますでしょうか。 運搬業務における貴組合と運搬事業者の委託関係を明確 にするため、運搬業務に係る貴組合と運搬事業者の高請求権 は、運営業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権 は、運営業務に係る貴組合及び運営事業者の請求権 と力を が正し関さる近常が、で貴組合に生じた損害のうち、運営 業務に関する運営事業者の契約不適合(例えば、計画量を 大幅に超過た焼却収等の発もなど)に起因する損害については、運営・維持管理業務委託契約の定めに従い、貴組 合から運営事業者の別途ご請求いただくものと理解しており ます。	No.817の回答を参照願います。
820	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	3	第4条	4				別紙2	本契約書の契約期間についての質問に関連して、契約期間が20年間である場合、リスタヘッジのためにバックアップとして想定している企業については、別紙2において、運搬を行わない年度の計画運搬量を"0"で提示することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
821									本契約書の契約期間についての質問に関連して、本契約 が単年度契約である場合、リスクヘッジのためにバックアップ として想定している企業については、運搬を行わない年度 は本契約を締結しない、との理解でよろしいでしょうか。	単年度契約は想定しておりません。

No.	図書名	頁				項目				タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
822											「計画処理量の変更があった場合、受注者は速やかにその 旨を発注者及び運営事業者に通知しなければならない」と ありますが、その都度変更契約は不要と考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
823	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	3	第7条							付属契約	受注者(運搬事業者)が運営事業者との間で締結する「付属契約」について、契約書(案)をご提示願います。	No.817の回答を参照願います。
824	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	3	第7条							付属契約の締結	運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につき ましては、落札者決定後に貴組合と落札者との契約協議に おいて、以下に記載の環境省通知に示された指針に合致 する契約形態を改めて協議させていただくこととさせていた だけまずでしたか。 運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約書案第4条の 4に基づき「焼却灰等運搬業務」を責組合から受託した上 で、本契約第7条に定める付属契約を運搬事業者との間で 締結し、運搬業務の具体的な内容及び遂行方法を定めることになります。運搬業務に係る貴組合、運営事業者及び運 搬事業者の三者の間の委託関係は、運営事業者及び運 搬事業者の三者の間の委託関係は、平成28年3月30日付 環境省通知「廃棄物の清掃及び处理に関する法律第6条の 292項に基づ業務委託に対し理理に関する法律第6条の 1927年(本文業務委託に終る貴組合いで「廃棄物処」について「通知」(環際対発第16033010号)において「廃棄物処 理法上の再委託に該当する」と示された委託関係に外形上 該当するおそれがあると考えます。	No.817の回答を参照願います。
825											運営業務、運搬業務、資源化業務に関する契約形態につきましては、落札者決定後に責組合と落札者との契約協議において、以下に記載の環境省通知に示された指針に合みする契約形態を改めて協議させていただくこととさせていただけまずでしたが、 本契約において運搬業務の委託者である責組合と受託者である遺組合と受託者である連續事業者との間で本業務の具体的な内容及び選業者との間の対域契約においてのみこれらが定められるという会託形態は、平成28年3月3日付東資省通知廃棄者との間の付属契約においてのみこれらが定められるという委託形能は、平成28年3月3日付東資省通知廃棄物の清掃及び処理に関する法律節6条の2額項項に基づ業務発第16033010号)において「市町付は、今第4条名号に規定する基準(以下「安託基準」という。)に使ったま会託及び適切た内容の委託契約の締結者を適して、処理業者が今第3条名号に規定する基準に従った適正な処理を行うことを確保したがはななないという。	No.817の回答を参照願います。
826	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	4	第7条							付属契約の締結	発注者は付属契約の当事者にはならない、と理解してよろしいでしょうか。その場合、発注者は付属契約に基づ人権利・ 急務が認められないことになりますが、実務し、また廃槽法 等の適用法規上、問題ないと理解してよろしいでしょうか。	No.817の回答を参照願います。
827	焼却灰等運搬業務委 託契約	4	8条							法令等変更	「本件工事等に直接関係する法令変更」「以外の法令変更 により生じる追加費用」とは、具体的にどのようなものを想定 されておりますでしょうか。	理時点で具体的な法令に基づく具体的な費用を想定しているものではございませんが、一般的には例えば、法人税及び消費税等に関するものがこれにあたるものと考えます。
828	焼却灰等運搬業務委 託契約書(案)	6	第12 条 第1項							契約の終了	運営事業者が本契約の当事者にならず、また、発注者が付属契約の当事者になられいのであれば、受注者と運営事業 者との間で締結される付属契約が当然に終すすると本契約 で定めても効力が及ばないように思われますが、本項は付 属契約において同言の規定を定めることを前提にしていると 理解してよろしいでしょうか。また、本契約書第16条に定めら れた付属契約の変更についても、同様の理解でよろしいで しょうか。	No.817の回答を参照顧います。
829	様式6-5		要件7							運転管理業務経験	1系列あたり90日間以上の連続運転実績については、施設 設置者(自治体関係者)が連続運転実績について証した任 意の書類でもよろしいでしょうか。	可とします。
830											現場総括責任者として経験を有する技術者であることを証明する書類については、現場総括責任者の氏名が記載された業務体制図の写しを提出することで宜しいでしょうか。	可とします。
831											令和2年5月29日公表の第1回入札説明書等に関する質問 に対する回答No.35にて必要な資格者については、配置予 定者の資格配の写しを提出とありました。本事業では構成2 市2町の住民を対象にした雇用に配慮する必要もあり、人材 確保や資格改第で取得に時間を要する場合が想定されるこ とから、提出する資格証の受けば廃棄物処理施設技術管理 者のみとして頂けないでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者、ポイラー・タービン主任技術 者は必須としてください。
832	様式9		3							運営業務委託費	運営変動費Ⅱについて運営変動費Ⅱのみの収支表が設定 されていませんが、問題ないでしょうか。	運営変動費Ⅱが様式から漏れていましたので、新しい様式 をご確認ください。
833	様式9		6	2						運営固定費 I (その他経費)	特別目的会社を設立する場合、様式9-5の開業費は、様式 9-6-2運営固定費 I (その他経費) にリンクして記載すること でよろしいでしょうか。	リンクさせてください。
834											保険については何を対象とした保険か分かるように 記載せずでよろしいでしょうか。	分かるように記載してください。
835	様式9		9	1			\dashv	\dashv	1	運営変動費 I (エネルギー回収	欄外の"69311"は消去してよろしいでしょうか。	削除願います。
	様式9		10	1	H		\dashv	-	1	型廃棄物処理施設) 事業収支表(損益計算書)	表の右上に単位表記をお願いいたします。	様式9-10-1の単位は[千円]とします。
837				•							印刷範囲外に記載されています注意事項を印刷範囲内に 表示してよろしいでしょうか。	可とします。
838	様式9		10	2			\top			事業収支表(キャッシュフロー計算書)	印刷範囲外に記載されています注意事項を印刷範囲内に 表示してよろしいでしょうか。	可とします。
839	様式9		3∼ 10−2							ੁਨਾ ਕੋ /	森木してようしいでしまかか。 様式9-3から9-10-2のうち、表示が千円単位のものについて は、表示された数値の合算と合計欄が表示上一致しない場 合が考えられますが、一円単位で一致していれば可と理解 してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	様式 【様式9】事業計画 様式9-1									事業費	様式9-1に、※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千 円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示 は小数点第1位を四倍五入すること。)とありますが、様式9- 3、様式9-8-7、様式9-80-1、様式9-10-2も同じ 要領にて記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
841	様式 【様式9】事業計画 様式9-2-1									ごみ処理施設建設工事積算内 訳書(エネルギー回収型廃棄物 処理施設)	各年度における出来高予定額については制約はないとの 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答 タイトル 質問・意見事項

### 1997	Nο	図書名	頁	1			項目	こみ	処埋派	施設整備・運営事業 第2回入 タイトル	札説明書等に関する質問に対する回答 質問・意見事項	回答
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	INU.	<u> </u>	R				×E			X4H58	・様式9-3添付資料に記載する企業名、数量、提案単価と 実際に締結する焼却灰等運搬業務委託契約、焼却灰等資	m.s.
	842	【様式9】事業計画								添付資料	様式9-3添付資料中に各社に割当てる数量や各社の単価 を記載するものと理解しています。その場合、1企業毎に規 知吹等運搬業務委託(または焼却灰等資源化業務委託契 約契約)を結ぶと理解してよろしいでしようか。また、現時点 で具体的に数量を割り当てることが困難な企業(例えばバッ クアップの候補となる企業など)については、本添付資料に 記載せず、提案書の本文中に企業名を記載すれば、契約	添付資料に関しては、①、②ともご理解のとおりです。 なお、様式9-3に記載される数値(変動費に関する単価) は変更できないので、ご注意願います。
1985											てた数量が実際の業務の中で変動することは可能と理解し	
### 1	843	運営固定費 I (人件								日勤者	すが、本項目は誤記という理解でよろしいでしょうか。	組合業務範囲への協力を運営事業者の業務範囲としている ことから設けたものであり、兼務等で協力が可能な場合は入 力の必要はございません。
14 日本の中で	844	【様式9】事業計画								丸め誤差	る。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第 1位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと	
# 報知文本 (日本)	845	様式9-8-1								型廃棄物処理施設 点検補修	い。本事業期間20年から事業を延長する際に必要な大規模	ご理解のとおりです。
### 15 19 19 19 19 19 19 19	846	様式9-10-1								事業収支表(損益計算書)	事業収支でよろしいでしょうか。運営事業者は本事業だけで は他事業も含めた事業収支で法人税が課される等で、想定	ご理解のとおりです。
### (# 2000 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -	847	【様式9】事業計画 様式9-10-1								事業収支表		本事業に係る部分のみで計上願います。
### 1997年7月、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	848	様式9-10-2									事業収支でよろしいでしょうか。運営事業者は本事業だけで は他事業も含めた事業収支で法人税が課される等で、想定	ご理解のとおりです。
100 10	849		5	3.	(3)	1)				作業員の安全性	を行う作業員」とありますが、対象とする作業員は組合職員 様および運営事業者職員の全作業員を対象とするという理	ご理解のとおりです。
20	850		5	3.	(3)	2)				作業員の安全性	は(2)の「プラントそのものに対する安全性」として記載することとし、(3)では(3)1)の「作業員への安全対策」のみについて	ご理解のとおりです。
日本代 10-1 10-1 10 10-1 10 20 20 20 20 20 20 2	851		7	4.	(2)					環境保全	④の評価内容の記載順に倣い「(2)景観、(3)環境保全」とし	様式10-4のとおりとしてください。
接角接着事業大	852	【様式10】 技術提案書様式			(2)					余熱利用:エネルギー回収率	ますが、様式10-10-20注記事項「施設の運転計画を考慮 して第出すること。なお、こみの徒却量は年間51,626:の場 合で算定すること。」と同様の条件にて算定するとの解釈で よろしいでしょうか。また、不燃残さをこみとテルケ機送した場 合その増加差を加味して算出するとの理解でよろしいでしょ	不燃残さをごみビットへ搬送した場合は、不燃残さ量を加味 した量とし、処理量が分かるようにしてください。
55日 (日本式の	853		15	10-2.	(1)					温室効果ガス排出量	別添資料は本様式直後に合冊で綴じ込むという添付方法で	別添資料は別冊として下さい。
10- 10	854				(1)					余熱利用:温暖化対策	ことと」ありますが、基準ごみ時の排出量を示すことでよろしいでしょうか。また、不燃残さをごみピットへ搬送した場合そ	No.852の回答を参照ください。
# 様式 2	855				(1)					余熱利用:温暖化対策	算定・報告マニュアル(Ver4.4) (令和元年7月)によるとの解釈でよろしいでしょうか。 また、電気事業者の排出係数は、いずれの値を使用すれば	
(1)	856	【様式10】技術提案書		全体						地元貢献	心表明書を添付する場合がございますが、本事業において は新型コーナウルへ&感染拡大の影響により関心表明書取 得のための活動が制限される可能性がございます。地元資 献に関する評価基準について責組合の見解をお示し頂けま すでしょうか。他元発注金額および採用予定企業一覧ま	関心表明の取得を絶対条件とはしませんが、確実性が高い 提案については、より高く評価される可能性があります。
858 (1) 註、 A社より地元外企業を社へ発注する予定の場合、C社の受注金額ので、A社の受注金額を除して、発注予定額を計上しなおすという理解でよるしいでしょうか。	857			(1)							書に記載する契約者の住所が構成2市2町内とし、実質的な業務実態が存在することを条件(本社がある)と考えてよろ	基本的にご理解の通りですが、本社に限るものではありません。
注、名杜より地元企業8社へ発注する予定の場合、B社の受注金額の 注金額はA社受注金額に含まれるので、A社の受注予定額を からを発注予定額として計止できるものとし、B社の受注予定額を二重で計上することはできないと理解してよろしいでしょうか。	858			(1)							注、A社より地元外企業C社へ発注する予定の場合、C社の 受注金額はA社の受注金額に含まれるので、A社の受注金 額から、C社の受注金額を除して、発注予定額を計上しなお ナという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
か。	859			(1)							注、A社より地元企業B社へ発注する予定の場合、B社の受 注金額はA社受注金額に含まれるので、A社の受注金額の みを発注予定額として計上できるものとし、B社の受注予定 額を二重で計上することはできないと理解してよろしいでしょ うか。 また各種資材の調達や業務の委託等、全ての範囲に関し、	ご理解のとおりです。
# 地元企業B社を含む甲型JVに工事発注した場合、JV受注額 地元企業への発注額や発注件数については、No.8	860			(1)							か。 地元企業B社を含む甲型IV(例、地元外A社:地元B社=8: 2)に工事発注し、更に当該IVから工事等を地元企業C社に 下請発注した場合、二重計上となるので、カウントしないとの	
地元企業への発注予定額を算出する上で、地元企業に定 義される本社が、入札公告時点(令和2年5月7日現在)に ご理解のとおりです。	861			(1)							地元企業B社を含む甲型JVに工事発注した場合、JV受注額のうち地元B社の出資比率が地域経済への貢献額の対象と	地元企業への発注額や発注件数については、No.860の回答を参照ください。なお、JVへの工事発注につきましては、
Mark Constitution of the C	862			(1)							地元企業への発注予定額を算出する上で、地元企業に定	

No.	図書名	頁			項目		タイトル	質問·意見事項	回答
863			(1)					販売行為ではなく、中間流通業者の商社行為は、地元経済 への貢献額として認められないと理解してよろしいでしょう か。	ご理解のとおりです。
864			(1)					物品・資材等について発注隙層にかかわらず発注先として 地元外企業に発注した場合であって、最終的な発注先が地 元企業の場合には、二重計上しないことを前提として、地元 企業受注額が地域経済への貢献額と考えてよろしいでしょう か。	階層制限はありまぜんか、実行したことか確認できることか必
865			(1)					本項目における地元企業への発注予定額については、二 重計上はない前提で、発注階層の階層制限(三〜四次下請けまで等)はありますでしょうか。	階層制限はありませんが、実行したことが確認できることが必要です。
866			(2)					地域人材との定義は構成2市2町内に住民票を有し、在住している者と理解してよろしいでしょうか。 また、住民票は取得後一定期間以上経過していること等の 条件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
867			(2)					技術提案書の中で、地域人材を積極的に採用することが求められている一方で、設計・建設業務に関する要求水準書 P22の3、運転管理の3)で「運転は可能な限り最小の人員 でできるよう設計することものます」。よって、新施設で新規 に採用する職員は地域人材を積極的に活用することとし、また設計上は最小限の人数で運転できるよう設計することとします。その金合、評価においては、地域人材や採用人数の 絶対数ではなく、採用者の地域雇用率の高さを評価していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な評価の基準は公表しませんが、地域雇用率の高さは評価対象になります。
868			(3)					その他地域への貢献に関する優れた提案(自治会活動、地 城清掃、地域文化活動などへの寄与)とありますが、これら はあくまで、一例であり、提案内容は事業者に委ねられると 理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
869	様式 【様式10】技術提案書 様式10						技術提案書様式	様式10-3-2や様式10-10-2では添付資料のご指定がありま すが、それ以外の様式については不要と考えてよろしいで しようか、仮に参考資料を添付した場合でも当該添付資料は 評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
870	様式11						入札書	入札書には、入札金額の内訳として【建設業務】と【運営業務】の2業務の金額記載が示されておりますが、入札書提出 時に入札書とは別に建設と運営それぞれの内訳書の提出 は、不要と考えて宜しいでしょうか?ご教示頼います。	
871								工事・運営費内訳書が必要な場合、書式は各事業者の任意で作成の上、提出すると考えて宜しいでしょうか・? ご教示願います。	No.870の回答を参照願います。